

タイトル	十六世紀イギリス旧救貧法の成立（一）
著者	大場，四千男；OBA, Yoshio
引用	北海学園大学学園論集(152)：17-90
発行日	2012-06-25

十六世紀イギリス旧救貧法の成立（一）

大 場 四 千 男

目 次

- 1 編 チューダー朝初期救貧法の成立と方法論を巡って
 - 1 章 マックス・ヴェーバーの市民資本主義論と救貧法
 - I 大塚久雄のマックス・ヴェーバー論
 - II 大塚久雄とマックス・ヴェーバーの相同性
 - III 大塚久雄とマックス・ヴェーバーの違い
 - IV マックス・ヴェーバーの資本主義論の特異性
 - V 市民資本主義論と救貧法
 - (一) マックス・ヴェーバーの資本主義方法論
 - (二) 天職労働，カソリック，プロテスタンティズム
 - (三) 宗教改革と市民資本主義
 - (四) 市民資本主義と救貧法
 - 2 章 ジャン・カルヴィンの「天職」概念とマックス・ヴェーバー
 - (一) カルヴィンとマックス・ヴェーバー
 - (二) カルヴィンの「天職」概念と「キリスト教綱要」
 - (三) カルヴィンの「天職」概念と「真のキリスト教的生活」
- 2 編 イギリス旧救貧法成立の歴史的背景
 - 1 章 16 世紀新しい貧民層の勃興
 - I 問題の所在
 - II 旧救貧法の歴史的倫理構成
 - III 新しい「貧民」概念について
 - (一) 「労働不能な貧民」概念
 - (二) 「労働可能な貧民救済」条項
 - (三) 「労働可能な貧民」概念
 - 結び

2章 イギリス旧救貧法の資料探索 ― ジョン F. ボوند 女澤史恵訳「ノリッジ市の貧民調査 1570 年」(一)

はじめに

- a 手書き原稿
- b 人口調査の背景
- c 分析

地図

付録

- I 年齢, 性別, 婚姻
- II 16 歳未満の児童の年齢と性別
- III 21 歳以上男性の職業
- IV 21 歳以上女性の職業
- V 貧民ハウスに収容された人数
- VI 世帯あたりの人数
- VII ノリッジでの在住期間
- VIII ノリッジ市内のアルダーマンあるいは評議員の所有不動産
- IX 各教区の貧民人口

1 編 チューダー朝初期救貧法の成立と方法論を巡って

1 章 マックス・ヴェーバーの市民資本主義論と救貧法

マックス・ヴェーバーは中世から近世への移行においてプロテスタンティズムの成立と初期救貧法の制定との間に密接な結合関係を有するものと問題提起し, その方法論の検討を提案しているので, ここで以下のように全面的な検討を試みる。

I 大塚久雄のマックス・ヴェーバー論

大塚久雄は旧訳著(昭和29年)を改訂し, 平成元年(1988)に新訳著を出し, マックス・ヴェーバー著大塚久雄訳「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」(岩波文庫)として出版した。ここに, 或る点で大塚久雄は大塚史学の方法論の中にマックス・ヴェーバーの経済史論を組み入れ, 大塚史学を形成しようとするのが窺い知れる。このように解釈し, 位置づけるのは方法論的に問題となるのであろうか。しかし, ここで強調したい点は「近代欧州経済史序説」で我が国

に欧米資本主義発達史論を初めて導入し、西欧経済史学を大塚史学として確立することになるが、ここにおいて大塚久雄は西ヨーロッパの資本主義を生産力論の縦の歴史（経糸）として検証している点である。だが、新訳本を経て大塚久雄は新しい視座として横断史（横糸）として市民資本主義と絶対王政の同時併存関係を問題提起する。この横糸としての市民資本主義と絶対王政の同時併存関係の形成は西ヨーロッパを横に貫ぬく共通のモノサシ（物差）の役割を果たす。この市民資本主義と絶対王政の接点は救貧法に求められる。職能民として市民を位置づけ、その天職倫理の中に大塚久雄はマックス・ヴェーバーと同様に中産的生産者層の内的起動力（エートス）を見出す。他方、田中豊治は1563年の徒弟条例へ収斂するギルド・問屋制家内工業の労働概念を検証する。

したがって、大塚久雄はこの新訳本で、「近代欧州経済史序説」の生産力論（縦）を内面的インセンティブ論（エートス・横）に接合することで封建制から資本主義への移行を複眼的（縦糸と横糸）方法論で検証することに成功する。その上、現代資本主義論も野田佳彦首相の唱える「部厚い中産階級」の復活を求め、2011年3月11日東日本大震災後の復興を中産階層に担わせることで職能民のモノ造り大国へ回帰することができると見なす。したがって、大塚久雄はこの新訳でこうした現代的重みを担う中産的生産者論の現代的意義を問題提起し、その検証を要請する。本稿はこうした大塚久雄の現代的問題提起を受けとめ、従来研究史で看過されてきた中産的生産者論を職能民の天職倫理の立場から検討しようとするものである。

II 大塚久雄とマックス・ヴェーバーの相同性

西ヨーロッパにおける近代資本主義の特異な立場とその歴史構造を分析し、西洋経済史学を体系化したのは大塚久雄とマックス・ヴェーバーであり、共通している歴史観に立っていると云えよう。むしろ、マックス・ヴェーバーが1905年（明治35年）に「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」を出版したという点で先駆者の役割を果たし、他方マックス・ヴェーバーの市民資本主義論を中産的生産者論に組み変えたのが大塚久雄であり、その著作が「近代欧州経済史序説」（上の一、二）（弘文堂 昭和26年11月15日）である。この昭和26年、つまり1951年の日本はイギリスに追い付き、追い越せを国民的スローガンにして産業資本主義の復興、さらに自立的発達を展望される中で、日本の国民はその発展モデルをアメリカよりイギリスに求め、イギリスの内閣議会制民主主義と中産的生産者層を担い手とする近代的産業資本主義を両輪にする戦後資本主義の発達を射程に入れ、その先行研究としてのマックス・ヴェーバーの宗教社会学研究を近代化論の中心に据える。こうした民主主義論と近代化論のモデルとしてイギリスを位置づけ、その近代産業資本主義に追い付き、追い越せを背景にして大塚久雄がイギリス近代資本主義のモノ造りの担い手を中産的生産者論に求めるのである。しかし、このイギリスの近代産業資本主義を担う中産的生産者層は日本の経済大国へのモノ造り、つまりトヨタ生産方式の担い手である職能民的熟練労働者層（浅沼萬里「日本の企業組織 革新的対応のメカニズム」（1997年6月

東洋経済新報社))の中産的生産者層像と重なり合う。ここにイギリスの実像と大塚史学の中産的生産者像(トヨタ生産方式の職能民的熟練労働者層)とが重なり合い、大塚史学は国民的賞賛と熱狂の中で西洋経済史の通説として受け入れられ、確立を見るに至るのである。

それゆえ、マックス・ヴェーバーの「プロテスタンティズムと資本主義の精神」は大塚久雄の「近代欧州経済史序説」を通して日本においても広まり、マックス・ヴェーバー・ブームを引き起こした。今後、マックス・ヴェーバーと大塚久雄の中産的生産者論は網野善彦の職能民史論と結びつくことで大塚史学再生の鍵として、さらに我が国経済史及び経営史の日本企業論、日本資本主義論のモデル理論として評価されることになるものと思われる。

III 大塚久雄とマックス・ヴェーバーの違い

網野善彦は職能民史論の立場から中世史、さらに近世史の見直しを行い、これまで中世史観として通説になっていた土地制度に立脚する封建的領主＝家臣＝本姓百姓＝隷属農民の上下関係(＝封建的ピラミッド階層制)説を唱える石母田正を批判する。網野善彦は領主(＝大土地所有者)を「職」の地代徴収権を行使する「職」の執行者として捕え、制度(職)への忠誠心として領主＝農民関係を見なし、上下関係としてではなくむしろ水平的な職階層として封建制度の身分構造を位置づける。

柳田国男は地主＝小作関係を経済搾取関係と見なす山田盛太郎を中心にする講座派を批判し、東北の名子制度に見られる大家族主義とその「^{ゆい}結」共同体作業関係、或いは大乘仏教思想の輪廻転生の宿業関係として位置づけようとする。大家族主義は岐阜県白川郷、高山郷に代表される大家族制の自給自足経済を支える協業関係を形成し、雪深く陸の孤島となる特異な環境を背景に生み出され、その労働力の確保から女系相続制を続け、親子的な地主＝小作関係を展開する。

こうした中世史を職能民の世界と見なす新しい日本史は現代のトヨタ生産方式を担う職能民的熟練労働者層の中にその発展した職能民の世界を見出すのである。すなわち、中産的生産者論は職能民の生産者像を理念型として類型化されることから、職能民の類型的発展現象を世界史の経済法則に普遍化することを可能にすることができるのである。それゆえ、マックス・ヴェーバーがドイツで、大塚久雄が日本で、西ヨーロッパの近代産業資本主義の発達を素描する際、その類型的発展現象は職能民である中産的生産者層に求められることになる。ということは中産的生産者層を担い手にする近代的産業資本主義の発達は西ヨーロッパ型と呼ばれ、世界史の近代を特徴づける普遍的現象であると云えるのである。比較経済史或いは比較経営史でのこうしたイギリス、ドイツ、そして日本での近代的資本主義の類型的発展は普遍的に実証分類されるが、大塚史学はこうした先行研究をリードしてきた先行研究の先駆者と云うことができる。

他方、近代的産業資本主義の類型的発展における担い手である中産的生産者像は市民的資本主義を封建制(中世)の中から生み出し、プロテスタンティズムの天職倫理(職業人)とその資本蓄積(節約・質素と利益肯定)の投資で家内工業からマニファクチュア、さらに機械生産へ発展

する。かくて、市民的資本主義は天職倫理の資本蓄積を拡大再生産し、富裕化する中産的生産者層を富裕の資本家へ発達させ、と同時に天職倫理の営利追求を内的起動力にして雇傭される近代的労働者階層を同時に生み出し、近代的労使関係を同じ天職倫理の禁欲的両極分解の中から造り出す。

ここに中世から近世への移行は市民＝中生産者層の両極分解によって修道院からマニュファクチュアへの転換で市民資本主義を育くみ、国民経済としての絶対王政を成立させる時代となる。

大塚久雄とマックス・ヴェーバーの経済史論における決定的違いは市民資本主義と絶対王政の両面性を把握するかどうかの違いとなり、具体的には救貧法の歴史的位置づけに懸^{かか}わってくる。すなわち、この旧救貧法を封建制から資本主義への移行の中で位置づける場合、国家を国民経済国家と捕えるか、或いは絶対王政国家と捕えるかの違いが生じるが、大塚久雄は国民経済国家として捕え、むしろ資本主義発達史論に軸点を置く。他方、マックス・ヴェーバーは救貧法を中世から異なる近世独自の社会政策と捕え、その政策の根源となる国家を絶対王政と位置づけ、その絶対王政を支える支柱として救貧法を重要視する。絶対王政の礎^{いしづえ}となる救貧法は2面性を有する。つまり(1)つはピューリタニズムの労働観に根づく近世固有の労働配置論（徒弟条例と救貧法の連動性）と見るか、(2)つ目はピューリタニズムの労働観に根づく物乞い、壮健な浮浪者を過酷な刑罰主義で処罰する資本の本源蓄積論として見るか、である。マックス・ヴェーバーは救貧法と宗教改革との関係を問題視する。したがって、マックス・ヴェーバーは中世封建制から資本主義への移行におけるプロテスタンティズムの発生を近世に固有なキリスト教的生活の禁欲的天職倫理に求め、その契機として宗教改革（修道院解散と国教会の形成）と救貧法を重要視する。マックス・ヴェーバーは、市民資本主義を救貧法の2面性から把握しようとする点で複眼的構造分析論を展開し、大塚久雄との相違性を大きくする。

以上述べたように、封建制から資本主義への移行は大塚久雄の場合、資本主義発達史論として捕えられる。他方、マックス・ヴェーバーは絶対王政の救貧法とプロテスタンティズムの倫理の複眼的構造分析論として素描しようとする。それゆえ、本稿はマックス・ヴェーバーの複眼的構造分析論に立脚して救貧法の2面性を取りあげ、この第一編では過酷な刑罰主義に立つ救貧法を分析し、物乞い、壮健な浮浪者を処罰する初期救貧法を明らかにする。次の第二編では救貧法のプロテスタンティズム原理、つまり「働かないものは喰うべからず」に基づく貧民就役主義の都市段階、とりわけノーフォーク州ノリッジ市の都市救貧法を分析する。

IV マックス・ヴェーバーの資本主義論の特異性

マックス・ヴェーバーは「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」で近代産業資本主義の形成を取り上げ、とりわけ西ヨーロッパで典型的に発展し、その後世界資本主義の基軸として類型的発展を達成することを実証分析する。また、マックス・ヴェーバーは資本主義を段階毎に理念型に抽出し、その全体像を素描しようと試みている。つまり、マックス・ヴェーバーが唱

える理念型としての資本主義像は(1)市民資本主義、(2)近代産業資本主義、(3)成熟資本主義、そして(4)機械的化石資本主義の段階を設定されるが、マックス・ヴェーバーは、カールマルクス、或いは、J. A. シュムペーターと同様に資本主義を最終的に消滅するものと预言する。しかし、こうした段階を経て資本主義が消滅するかどうかは「まだ誰にも分からない」(マックス・ヴェーバー、前掲書、366頁)と見なす。そして、マックス・ヴェーバーは機械的化石資本主義を担う「精神のない専門人」「心情のない享楽人、この無^{ニヒツ}のものは、人間性のかつて達したことの無い段階にまですでに登りつめた、と自惚れるだろう」(マックス・ヴェーバー、前掲書、366頁)と、資本主義の終焉を結論づける。マックス・ヴェーバーは資本主義の自働調整機構を禁欲的经营と労働の合理的組織に求め、その拡大再生産を神の栄光を増すものとして永続的に続けられると見なす。こうした揺り籠から墓場までのサイクルを描き続ける資本主義の自働調整機構は担い手である市民が神の栄光を永続的に求め続けるピューリタニズムの倫理を心の外へ放出し、資本主義の精神を育くむ。マックス・ヴェーバーは利己心と功利主義の拡大する競争の中で人間性を喪失し、或いは疎外されて破滅の道を歩み、資本主義の精神に人間の魂が吸い取られて資本主義の矛盾と自滅の道を歩むものと预言する。こうした強靱な資本主義の自己増殖を神の栄光としてインセンティブにするプロテスタンティズムの倫理は西ヨーロッパの宗教改革の中での「キリスト教的生活」の禁欲精神の中から生み出され、マックス・ヴェーバーの市民資本主義論を特徴づけることになる。が、と同時に、プロテスタンティズムは中世の修道院の救貧事業と相違する物乞い、壮健な乞食を自立・自助の労働＝勤労観から苛酷な刑罰主義に立脚する近世的救貧法を育くむ。かくてプロテスタンティズムはチューダー朝の救貧法を生み出す仕事をも担った。したがって、マックス・ヴェーバーは市民資本主義論と救貧法を両輪にするプロテスタンティズムの禁欲倫理を礎^{いしづえ}にする近代産業資本主義論を構想する特異な立場に立脚することから、この特異な市民資本主義論を救貧法と関連させながら以下明らかにする。

V 市民資本主義論と救貧法

(一) マックス・ヴェーバーの資本主義方法論

マックス・ヴェーバーはその足下^{あしもと}であるバーデン、プロイセン、バイエルン、ヴェルテンベルグ、ライスラント、ハンガリーの資本主義の発達を取りあげ、その分析成果を踏まえ、1905年「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」を書きあげる。したがって、この書籍の分析視角は近代産業資本主義を発展する地域経済に共通する経済法則としての「プロテスタント的色採を帯びているという現象」(前掲書、16頁)に焦点を合わせて検証しようとするのである。このプロテスタント的現象は具体的に地域経済を担う近代的企業家(資本家)、上層の近代的熟練労働者層、近代的技術者層、そして「商人的訓練のもとに教育された従業員」等の近代的労資関係とプロテスタンティズム信仰との間に見出される相関性の強さ、つまり親和性の高さとなって現われる点の検証である。すなわち、近代的産業資本主義を担う社会層(近代的企業家と近代的労働者(=

表-1 高等教育と信仰割合

	プロテスタント	カトリック信徒	ユダヤ人
高等学校	43	46	9.5
実業高等学校	69	31	9
高等実業学校	52	41	7
実業学校	49	40	11
高等小学校	51	37	12
平 均	48	42	10

(単位%)

(マックス・ヴェーバー、前掲書、22 頁より作成)

近代的労資関係))はプロテスタンティズム信仰者を高い割合で占めていることである。こうしたプロテスタンティズムの信仰は高学歴の社会層に高い割合で見出され、地域経済の資本主義的発達の推進者として現われている。マックス・ヴェーバーはこのプロテスタント的現象をバーデン地方における高等教育別信仰率で捕えるべく、次の表-1 を掲げる。

この表-1 は 1895 年 (明治 25) バーデン総人口のうち、カトリック人口は 61.2%, プロテスタント人口は 37%, そしてユダヤ人口は 1.5% となっている。他方、宗派別高等教育人口は総人口と逆の現象を示し、カトリック信徒の 42% に対しプロテスタント信徒は 48% である。総人口と高等教育人口、さらに宗派人口との相関性を見てみると、次の 3 点に要約される。

第 1 は総人口と高等教育との相関性が高いのは高等学校でのカトリック信徒の割合であるが、その割合は 46% と総人口 61% の 3 分の 1 の低さとなっているが、一応の対応関係を有している点である。マックス・ヴェーバーによれば、カソリックの多くは高等学校を卒業して将来、手工業の親方職に就き、ゼネラルリスト (地方の名門) を目差すのを人生の職歴 (キャリア) とするのである。

第 2 は総人口に較べて実業高等学校でのプロテスタントが 69% の高い割合を占め、大企業の近代的技術者層、或いは近代的熟練労働者階層に就いている点であり、近代的企業家への上昇転化を内に秘めている。

第 3 は高等小学校に占めるプロテスタント信徒が 51% を占め、カトリック信徒の 37% を圧倒している点で、大企業に従事する近代的従業員として出発し、内部労働市場の職務ランクを出世して熟練労働者として育成されるか、或いは手工業での徒弟―職人を経て大企業の熟練労働者として転職する道を選択している点である。

以上見たように、総人口に対して近代的企業家、近代的技術者、近代的熟練労働者、そして近代的従業員の社会層分化に対してプロテスタント信徒が高い割合を占めるのは主に高等教育機関での実業的専門的教育を受けていることに負っているが、プロテスタント的現象として現われるのである。こうした高等教育は精神的特性、とりわけ信仰と職業 (社会構成) との結びつきを高める仲介環の役割を果している。

マックス・ヴェーバーはドイツでの足下^{あしもと}の地域経済におけるプロテスタント的現象を分析し、

(1)カソリック信徒が伝統的商手工業の親方層へ指向するのに対し、他方(2)プロテスタント信徒は近代的労資関係への社会層分化を深め、合理主義的禁欲への愛着を強めているのである。こうした足下での地域経済が近代産業資本主義として顕在化する場合、マックス・ヴェーバーはプロテスタント的現象の中心を形成するカルヴィニズムを西ヨーロッパの「歴史的個体」として位置づけ、その歴史的意義を検証しようとする。

(二) 天職労働、カソリック、プロテスタンティズム

プロテスタント的現象は西ヨーロッパの先進国、或いはその地域に生じ、市民資本主義を生み出す「歴史的個体」となり、宗教改革で顕現化する。プロテスタンティズムは(1)カルヴィニズム、(2)敬虔派(バイエティズム)、(3)メソジスト派そして(4)洗礼派等の4つの宗派に分かれる。(1)のカルヴィニズムは西ヨーロッパにあまねく広がり、ルッター、カルヴァン、ノックス(Knox)、フーット(Voët)を中心にするが、これらの宗派はプロテスタンティズムを形成する。(2)の敬虔派はカルヴィニズムを礎^{いしづえ}にしてイギリス、オランダ、ドイツで発生し、シュペナー(Spener)に導かれ、主にオランダで発達する。バプティスト派、独立派(Independents)はこの宗派の分派(セクト)である。(3)のメソジスト派はイギリス国教会から生まれ、アメリカへの伝導を主力にする。(4)洗礼派はクエイカー派を中心に発達し、聖霊の働きに対する待望思想(沈黙の禁欲的職業観(=使徒的生活))の中に千年王国を夢見る。

プロテスタンティズムの天職観念と禁欲精神を最初に唱えたのはマルティン・ルターである。このことからルターはプロテスタンティズムの創設者と見なされる。ルターは「ベン・シラの知恵」(旧約聖書外典)の中で祭司の職務のヘブル語 *kānats* (「送る」「遣わす」の使命)を「召命」(神の誠命)、つまり「職業」「天職」というドイツ語の *Beruf* (英語の *calling*) の訳 (*beleibe in dinem Beruf*) を当てて翻訳する。プロテスタンティズムはこの *Beruf* (天職) を近代的に解釈し、「天職(神より与えられた召命としての職業)」概念を創造(102頁)する。ルター、カルヴァンは職業を召命或いは天職と聖書から翻訳し、かくて、プロテスタンティズムの倫理に昇華させ、宗教改革の精神を顕現化する。ルターが「ベン・シラの知恵」、さらに「コリント人への手紙」の翻訳語で *Beruf* のドイツ語を導入し、「各自その業に止^{とど}まるべき」、或いは「世俗的秩序を神の不変の意志によるもの^{のだ}として甘受しようとする彼の態度」(前掲書、107頁)の意味に解釈し、「生活のすみずみにまで及ぶ神の個別的な導きへ」の信仰理念に体系化することになるが、この *Beruf* 概念を巡る解釈の相違は近代資本主義論争でのマックス・ヴェーバーとブレンターノ、ゾンバルトの対立軸を成すものとなる。ブレンターノは *Beruf* を手工業の市民的職業の中に存在しないと否定し、マックス・ヴェーバーと対立する。他方、英語圏ではこの *Beruf* を天職=召命の *calling* に翻訳し、一般化する。既にイギリスでは1382年にウィクリフ(Wycliffe)が *calling* に翻訳し、克蘭マー(Cranmer)は1539年に *calling* の訳語を当てて、さらに *trade* の用語を当てている。日常生活では、*unlawful calling*、*greater calling* として使用し、救貧法、徒弟

条例及び穀物取締令の中心概念として採用され、法取締の精神を「労働」就役主義に置くのである。

ルッターは《Beruf》、或いは《calling》の天職概念の中に世俗内職業(vocationem)の内的禁欲精神を見出し、神の栄光を増す世俗的善の行為として位置づけ、宗教改革の幕を切って下す。ルッターはローマ法皇の聖サンマルチェン寺院建立資金源となる守り札(福音的勧告)の売却を「贖宥」と捕え、反対と批判の声(プロテスタント)をあげる。ここに、「天職」は神の栄光を増す世俗内職業と道徳的实践を結びつけ、つまり、職業と信仰(道徳)との結合による宗教倫理を生む。かくて、職業の世俗内禁欲は生涯をかけて道徳的に実践される。「天職」は市民を神の召命する職業に生涯かけて奉仕する仕事(ビジネス)と見なされ、世俗的日常労働(天職)に宗教的神聖(信仰)さを賦与するものとなる。こうした「天職」労働=召命の宗教的主義はカルヴァンによって救いの確証へと体系化され、ピューリタニズムの倫理として確立する。こうしてカルヴァン派がルッター派に代って歴史の舞台に登場するのは1530年代ルッター派の伝統主義への回帰を契機にしてからである。ルッターは宗教改革の担い手として登場したが、革新的な「天職」労働概念を信仰の中心に据えることなく、その分離へ逆走することで後退し、カソリックに接近するのである。こうしたルッター派の「天職」と信仰の分離は職業労働の世俗的義務と禁欲的義務とを分離するカソリックの労働概念と重り合うこととなる。すなわち、カソリックの労働概念は、自然法(自然的道徳、自然的秩序)に基づく自分の肉体と社会的生活共同体とを結びつけるものと見なされ(世俗的労働)、キリスト教の道徳誠の「命令」と「勧告」に外形的に従い、神の「召命 Beruf」を欠落している。つまり、カソリックの世俗的労働は被造物のもので、神の意志から切り離され、生活の自然的基礎を成し、修道院の生活を支える。この修道院での労働は「現世の義務から逃れようとする利己的な愛の欠如の産物」(前掲書、110頁)となり、その本質を利己的労働と位置づけ、社会的分業の一環を担っている。中世での平均的カトリック平信徒は修道院の労働の延長線上に位置し、倫理の上では「その日暮らし」の伝統的生活を行い、教会、修道院及びマナー領主の命じる伝統的な業務の義務を果たし、或いは宗教行事と司教の命令での「善き行為」を罪の決済のために個々に行う個人主義の立場に立脚している行為とされる。したがって、カソリック平信徒はカソリック的キリスト教生活に中心的な位置を占める懺悔の告白もきわめて弱い聖礼典として日常行事化し、この世とあの世を結びつける宗教的価値の高いものしか意識しないほどとなる。中世の末にカソリック教会は懺悔の聴聞を通して生活全体の組織的聖化を打出し、個々バラバラの平信徒を教会共同体の中に組み入れ、平信徒を悔い改めと懺悔を通して司祭から天国への鍵と恩恵の希望、更に赦免の確心を与えられ、平信徒の内面的緊張を保とうとしたが、失敗し、信仰と職業労働の分離を自然法とすることから聖餐に招かれる気持も薄らぎ、個人生活の中への絶望を深める。

キリスト教的生活者はあの世への聖餐への参加を熱望し、職業労働と信仰の結合の中に救いの業務を求め、カソリック教会の呪術から解き放されようと立ち上るのが宗教改革の背景である。

プロテスタントの教会に救いを求め始めるキリスト教的生活者はルッターの伝統主義への回帰から離れ、天職労働と信仰を結合し、救いへの確証を高らかに唱えるカルヴァン派に雪崩^{なだれ}の如く殺倒するのである。

(三) 宗教改革と市民資本主義

宗教改革はイギリスにおいて(1)ローマ法皇から独立すべくヘンリー8世がイギリス国教会を組織し、カソリックからの分離・独立を図り、(2)ローマ法皇の経済基盤である修道院を没収し、解体して王室領へ編入し、残りの修道院を貴族、商人層へ売却し、(3)司教を治安判事に任命し、国王裁判所機構に宗教裁判所を組み入れ、絶対王政を確立すると共に、(4)第一次囲込み運動で小農民のマナーから追放し、修道院を利用していた物乞い、浮浪者、貧民、不具者、病弱者、貧しい少年少女等への社会政策として新しい救貧法をプロテスタンティズムの労働概念を取り入れて立法化することを国家への緊急課題として要請する。

他方、宗教改革はプロテスタンティズムの倫理と天職労働を背景に市民資本主義を生み出し、封建勢力と新興市民勢力との対立を深め、絶対王政の危機の中から、その矛盾の解決策として救貧法を制定し、近世へ一歩踏み込もうとする。

まさに中世から近世への移行の契機となったのは宗教改革と救貧法の制定であり、と同時にカソリックからプロテスタンティズムへの精神的な地殻変動とに由るのである。両者は相互に深く影響し合い、せめぎ合うのである。市民資本主義と救貧法を宗教改革の2面相として育くむのはプロテスタンティズムの倫理と天職労働の結合を救いの確証にするカルヴィン派の急激な市民層、或いはキリスト教的生活者の中への浸透に由るのである。ここに中世修道院、カソリック教会は伝統の倫理上の無組織な生活に修道院の禁欲を持ち込み、道徳的節制を求るのである。とりわけ聖フランチェスコの第三修道会は信徒の日常生活に禁欲を滲透させ無組織な生活を「方法的」な組織的生活に転換しようとする。しかし、この中世の禁欲はカルヴィニズムの禁欲によって駆逐される。中世の禁欲は人間を現世と自然への依存と非合理的な衝動の力(怒り、不安、食欲)から引き離して計画的意志の支配に服させ、日常生活の行為を不断の自己審査と論理的意義の熟慮のもとにおくことを目的とする、合理的生活態度の組織的に完成された方法としてでき上がっていた。こうした中世の修道士の禁欲生活は聖ベネディクトゥス派、クリューニ派、シトー派、そしてイエズス会等によって推進された。中世修道士生活の世界史的意義は信徒を抑制した自己統御の人間に教育することである。この中世禁欲はプロテスタンティズムの禁欲と激しくぶつかり、駆逐されてしまうが、プロテスタンティズムの禁欲への道を用意し、自己統御へのキリスト教的な生活道徳をある程度まで完成させていた。しかし、この中世禁欲はローマ法皇の免罪府の販売によって一挙に吹き飛ばされてしまった。

宗教改革がプロテスタンティズムの倫理(合理的なキリスト教的禁欲)と天職労働(組織的な合理的生活態度)を修道院、カソリック教会の呪術から解放し、市民の職業世界の中に持ち込

み、市民資本主義を生み出したのは世界史の一画期をなす事件となる。すなわち、ローマ教皇がカトリック教会に免罪府（贖宥状）を販売させたことは、キリスト教生活者の「組織的な世俗内的禁欲の萌芽」を抑えつけ、ある意味で無駄な努力にしまい、中世禁欲の世俗内的道徳への浸透を無意味にする。まさに免罪府（贖宥状）は中世禁欲が無組織な生活を方法的な生活（天職労働）へ変革する取り組みの努力を一挙に吹き飛ばし、カルヴィニズムへの道を準備したという点で「末梢的な乱用でなくして、まさに根本的な害悪」（前掲書、206 頁）となったのである。

中世禁欲からプロテスタンティズムの禁欲への移行は宗教改革を生み出し、同時に中世の人間から近世の人間への転換を持たらす。すなわち、この人間の新しいタイプの出現は禁欲の目標を達成するために無軌道な本能的享楽、この世の肉（食欲）への執着等を廃棄する持続的動機（合理的意欲）を固守する「人格」に人間を教育する」（前掲書、202 頁）教育革命によって達成され、プロテスタンティズムの倫理の精神革命を内実とするのであり、宗教改革の精神目標となる。かくて、宗教改革は中世の「無組織な生活」を全人格の組織体であるプロテスタンティズムの『戦闘の教会』（ecclesia militans）へ編成替えする巨大な変革過程として現われる。したがって、プロテスタンティズムの禁欲と修道士の禁欲とは親近関係にあり、聖書的キリスト教の基盤の上に立つ禁欲という点で共通である。なお、修道士の禁欲は次の表-2に見られる修道士の日常生活の時間割に現われている。

表-2 修道院生活の夏時間割

深夜	協会での祈り	午後2時	祈禱
1時	ベットへ	2時半	作業
6時	起床	4時	夕べの祈り
6時半	朝食	4時半	作業
9時	教会でのミサ儀式	6時	夕食
10時	礼拝堂参事会	7時	夜の祈禱
11時	教会読誦式		
12時	昼食 昼寝		

(Dissolution of the Monasteries, 3 頁より作成)

修道士の禁欲はこの表-2のように伝統的生活時間割での組織的生活の中から育まれ、自己抑制の態度を身につけることとなり、後のプロテスタンティズムの天職労働の世俗的禁欲生活のモデルともなるものである。こうした聖書的キリスト教の禁欲は、この世の肉（食欲）と享楽を「殺す」手段の選択で中世禁欲とプロテスタンティズムの禁欲とに別れ相違することとなる。中世禁欲はこの世の肉を殺す手段として修道士の主観主義的禁欲道徳を育くみ、プロテスタンティズムの禁欲への道を平に^{たいら}し、準備する役割を果たす。

プロテスタンティズムの禁欲は(1)「恩恵の地位」（信仰）と(2)「救いの確証」（天職）を結びつけるカルヴィニズムの中で典型的に発達し、市民資本主義を育くむのである。したがって、市民資本主義はキリスト教的生活がカルヴィニズムの天職労働で世俗内的な合理的生活へ発達し、そ

の資本蓄積（節約と報酬の正当化）によって修道院からマニュファクチュアへの移行の中で生み出される。つまり、市民資本主義は合理的・市民的経営として家内工業からマニュファクチュアへの発達を導く「天職労働」を神の栄光として深夜遅くまで励み、その資本蓄積を救いの確証と信じ、世俗的生活様式を「営利機械」に発達させ、近代産業資本主義への道を^{たど}ることを育くむのである。

マックス・ヴェーバーはカルヴィニズムの天職労働と世俗内的禁欲を両輪にして形成される市民資本主義の成立を次のように総括する。

「プロテスタンティズムの世俗内的禁欲は、所有物の無頓着な享^{じやう}楽に全力をあげて反対し、消費を、とりわけ奢侈的な消費を圧殺した。その反面、この禁欲は心理的効果として財の獲得を伝統主義的倫理の障害から解^とき放^{はな}つた。利潤の追求を合法化したばかりでなく、それを（上述したような意味で）まさしく神の意志に添^そうものと考えて、そうした伝統主義の桎^こ梏を破碎してしまったのだ。ピューリタンをはじめとして、クエイカー派の偉大な護教者バークリーが明らかに証言しているように、肉の欲、外物への執着との戦いは、決して合理的営利との戦いではなく、所有物の非合理的使用に対する戦いなのだった。この所有物の非合理的な使用は、とりわけ被造物神化として排斥されるべき奢侈という虚栄を重んずることであって。封建的な感覚に近く、聖意にかなう、個人と全体の生活目的のための合理的かつ功利的な使用とはまったく異なるものだった。禁欲は有産者に対して決して苦行を強いようとしたのではなく、必要な、実践上有用なものごとに所有物を使用することを求めたのだ。》comfort《「慰め」という観念が、特徴的なしかたで、倫理上許容される使用目的の範囲を画するものとなったのだが、この観念に結びつく生活様式の発達が、こうした人生観全体の首尾一貫した代表者であるクエイカーのあいだに、もっとも早く、もっとも明瞭に認められるのは、もちろん偶然ではない。不健全な経済的基礎のうえに立ちながら、醒めた素朴さよりもけちくさい優雅さをよこぶ騎士的華麗の虚飾と虚栄に対立して、彼らは市民的な》home《「家庭」の清潔で堅実な慰めを理想として掲げたのだった。」

（マックス・ヴェーバー、前掲書、342-343頁より引用）

（四）市民資本主義と救貧法

宗教改革が市民資本主義と救貧法を両輪とする絶対王政を発展させ、西ヨーロッパに個有の近代産業資本主義を生み出し、その先頭に立って世界資本主義を導いたのはイギリスである。また、宗教改革は中世から近世への移行を修道院からマニュファクチュアへの転換として強力に進め、さらに市民革命への展望をも内包する点で世界史のターニング・ポイントを成すものと云える。

他面、宗教改革は修道院から救貧法への転換を持たらし、近代的社会保障、福祉制度への出発点をもたらす点で現代的意義を依然として有している。本稿では修道院から救貧法への移行過程を取り上げ、初期救貧法に及ぼすプロテスタンティズムの倫理、とりわけ「天職」労働から排除される物乞い、壮健な浮浪者を過酷な刑罰主義で罰するにいたる歴史的歩みを明らかにする。

しかし、既にこうしたイギリス救貧法の有する2面性、つまり(1)中世救貧法を継承する側面(病弱者、不具者及び親のいない少年少女、失業困窮者への福祉、医療そして生活保護の社会保障)と(2)近世救貧法の新しい側面（プロテスタンティズムの倫理による「働かないものは喰うべからず」）についてはマックス・ヴェーバーによって取り上げられている。したがって、ここではマックス・ヴェーバーの救貧法の位置づけ、プロテスタンティズムの「天職」労働との相関関係につ

いてその素描を試みる。

マックス・ヴェーバーは「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」で市民資本主義を生み出すプロテスタントの富裕化過程の裏側で産業競争に敗けて没落する大量の貧民層、壮健な浮浪者及び物乞いの出現にも注目し、重要視しようとする。そして、この後者の貧民層、没落プロテスタントを救うため、イギリスでは早くから植民地への移民政策を強力に推進する。この植民地政策はアメリカへの適用を巡って2つに分かれ、南部を封建的貴族層と年 期 奉 公 人^{インデペンデント・サーヴァント}とで営まれる栽培農場の本場に、他方、北部をウインスロップ(John Winthrop)の指導のもとに「ジェントルマンたちのマサチューセッツへの移住」(前掲書、350頁)によって独立自営農民層(ヨーマン)を中心にする開拓となるのである。しかも、これら植民地政策はプロテスタンティズムの「利潤慾」の強さを推進力にし、プロテスタントの資本蓄積の投下資本の場として構想され、実施に移され、既に初期の富裕化段階を越え、「拝金主義」・「資本輸出」段階への指向を現わす。

初期の富裕化段階では植民化政策より重商主義政策と救貧法で「富裕化」と「貧困化」の同時併存的現象を解決しようとする。プロテスタンティズムの倫理はカルヴィニズムの天職労働と世俗的禁欲とを結合する資本蓄積を高め、プロテスタント市民層の富裕化を育くむ。そして、このプロテスタンティズムの資本蓄積は世俗的禁欲生活の合理化による「消費の圧殺」と「禁欲的節約強制による資本形成」(前掲書、345頁)となって現われ、近代的企業者層と近代的労働者で営まれるマニファクチュアを機械性生産へ発達する礎^{いしづえ}となる。こうした大規模経営と資本蓄積の拡大の発達は労働者階層の不足を生み出す。1597年の救貧法は本源的蓄積政策の側面を強く前面に出し、「働かないものは喰うべからず」のプロテスタンティズムの「天職労働」を立法精神にして就労主義を推進する。この救貧法は貧民層、壮健な浮浪者、失業困窮者を賃銀労働者、職人、或いは徒弟、季節日雇労働者として全国の救貧院マニファクチュア、就業労役所、ギルド制と問屋家内工業、手工業親方職場等へ強制就労させ、富欲化した市民のマニファクチュア、商人・貴族の特権マニファクチュア、都市ギルド商工業への労働力配分を国策として進める。他方、1597年救貧法はこうした全国の就労機構網から抜け落ちる貧民層、壮健な浮浪者、物乞い、失業困窮者に対して過酷な刑罰主義で対応しようとする。詳しくは第三編 1597年救貧法の制定のところで明らかにする。マックス・ヴェーバーは、「あの過酷なイギリスの救貧法だが、こうしたものの成立に力を貸すことはピューリタンの禁欲の仕事となった」(前掲書、357頁)と述べ、1597年救貧法の特異な立場をプロテスタンティズムの倫理から位置づけている。

この1597年救貧法は(1)物乞いの厳禁を中心にする労働可能な浮浪者、貧民層を過酷な刑罰主義で処刑する本源的蓄積政策として労働者層を創出し、(2)「徴役職場」に失業者、貧民層を就労させる社会政策を進め、近代的救貧事業、近代的社会福祉事業への一步を踏み出す点で画期的立法である。マックス・ヴェーバーは近代的救貧事業、或いは近代的社会福祉事業の原理を「施しは慈善にあらず」、又は「働かない者は喰うべからず」の格言^{いしづえ}を礎にする1597年救貧法の歴史的意義について次のように明らかにする。

「すでにカルヴァンは物乞いを厳禁していたし、オランダの諸宗教会議も托鉢特許状や物乞いのための証明書には躍起になって反対していた。ステュアート期、ことにチャールズ一世治下のロード体制のもとでは、政府による救貧や失業者の職業紹介の原理はすでに系統的にでき上がっていたが、それに対するピューリタンたちの合い言葉は「施しは慈善にあらず」(『Giving alms is no charity』、後年のデフォウの有名な論稿の表題)であって、十七世紀末葉には失業者に対する『workhouses』(「懲役職場」)の威嚇的な制度が始まった。Leonard, *Early History of English Poor Relief*, Cambridge, 1990 および H. Levy, *Die Grundlagen des ökonomischen Liberalismus in der Geschichte der englischen Volkswirtschaft*, Jena, 1912, SS. 69 f. を参照。」

(マックス・ヴェーバー、前掲書、317頁より引用)

次に問題となるのはこの1597年救貧法以前における初期救貧法の性格と中世からの救貧問題の継承問題との接点をどう位置づけるのかという点である。マックス・ヴェーバーは中世救貧問題と近世の初期救貧法の継続的連続性の立場に立脚して、次のように素描する。

「中世の倫理は物乞いを容認したばかりか、托鉢修道士団としてそれに栄光をあたえさせた。世俗の乞食さえも折々は、有産者に慈善という善行の機会をあたえるところから、「身分」として認められ、評価されることがあった。ステュアート期のイギリス国教会派の社会倫理には、なお内面的にこの態度に近いものがあった。」

(マックス・ヴェーバー、前掲書、357頁より引用)

チューダー朝初期救貧法は中世救貧法の物乞い主義を認め、有産市民層による慈善を推進し、托鉢修道士団の身分を与えて全国を遊行或いは巡礼することを許可し、「国教会派の社会倫理」を礎にして立法化される。

こうした中世から近世への救貧法の継続性は修道院解散後においても見出され、初期救貧法を特徴づけている。この詳細な検討はこの第一編の初期救貧法における「貧民」概念の取扱いのところで具体的に素描される。

2章 ジャン・カルヴィンの「天職」概念と マックス・ヴェーバー

(一) カルヴィンとマックス・ヴェーバー

マックス・ヴェーバーはジャン・カルヴィンの「キリスト教綱要」と「真のキリスト教的な生活」を使用して「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」を書き、近代産業資本主義の形成を西ヨーロッパにおける特異なプロテスタント的現象として解明し、所謂宗教社会学を体系化するのに成功する。その意味で、カルヴィンはマックス・ヴェーバーの近代産業資本主義論、さらに、宗教社会学の体系化の礎となる「天職」概念をプロテスタンティズムの倫理における中核的用語として確立したと位置づけられる。さらに、マックス・ヴェーバーは「天職」概念を世俗的禁欲と結びつけ、市民資本主義を信仰と天職の両輪の中から育くむ方法論を体系化し、近代産業

資本主義論を体系化する。この点で、マックス・ヴェーバーは「天職」の世俗的推進力の心理的動機を世俗的禁欲に求め、この「世俗的禁欲」概念を近代産業資本主義論の中核用語と見なしている。

こうしたマックス・ヴェーバーの近代産業資本主義論は「プロテスタンティズムの倫理」と資本主義の精神を結びつける用語として「世俗的禁欲」を配置することで首尾一貫する理論体系となる。

「キリスト教綱要」の10章と「真のキリスト教的生活」5章とは同じ内容のところであるが、項目の目次を見てみると、「キリスト教綱要」10章1「厳格な禁欲と放縦との危険」と、「厳格な禁欲」の見出しがついている。他方、「真のキリスト教的生活」5章1「極端な生き方を避けよう」では「厳格な禁欲」を欠落させている。目次の用語、概念が両者の間でかなり相違している。

以上の経過から判断するなら「厳格な禁欲」が用いられているが、問題はその文章内容であり、用語を説明する文章内容かどうかが問題となる。地上の所有物を「確定的に、用い^かたを限定しなければならない」を禁欲と解釈するなら、マックス・ヴェーバーはこの「キリスト教綱要」で使用される「厳格な禁欲」を「世俗的禁欲」として直訳して使用したとも考えられる。

カルヴィンが「キリスト教綱要」を原本にしてやさしく纏め直したのは「真のキリスト教的生活」である。しかし、両者を比較して検討して見ると、そこには単に纏め直した^{とど}けに止まらなく、「天職」概念と世俗的禁欲との関係性と、また救いの確証とこの世の「生」との問題がより詳細に記述されている。これらの用語の使用、その関連性を総合化して近代産業資本主義を導く「心理的動機」、「心理的起動力」を明らかにするため、マックス・ヴェーバーはカルヴィンの「天職」概念と救いの確証を結びつけ、世俗的禁欲を市民資本主義の「心理的動機」、「心理的起動力」の担い手にすることで近代資本主義論を構想し、体系化するのに成功する。この意味で、カルヴィンの「キリスト教綱要」から「真のキリスト教的生活」への理論的進化はマックス・ヴェーバーの近代的産業資本主義論の体系化をより高次の次元に引き上げるように作用したのではないかと考える。したがって、次にカルヴィンの「キリスト教綱要」と「真のキリスト教的生活」と比較し、カルヴァンの「天職」概念の体系的進化の跡を追ってみる。

（二）カルヴィンの「天職」概念と「キリスト教綱要」

カルヴィンは「キリスト教綱要」3巻聖霊6章「キリスト者の生活について」、7章「キリスト教的生活の要約」、8章「十字架を忍び耐えること」、9章「来たるべき生への瞑想について」、10章「現在の生と、その手段とを、どのように用いなければならないか」を基にして「真のキリスト教的生活」を独立して小冊子に纏めた。この「キリスト教綱要」は神（1編）、キリスト（2編）、聖霊（3・4編）、そして教会（5編・6編）の4部作から成り、問題の「天職」の項を聖霊編の中に置いている。

したがって、3巻6章から10章の目次は次のような項目から成っている。

第6章 キリスト者の生活について。まず第一に 聖書がこれを われわれにすすめるため どう論じているか。 ……………	188
1 以下に展開する論及の見通し ……………	188
2 神の聖なるごとく われわれは聖でなければならない ……………	189
3 キリストによって購われたものは キリストに合わせられて聖く生きる ……………	190
4 福音は舌の教えでなく 生そのものの教えである ……………	191
5 キリスト者の完全は終りにいたるまで到達できない ……………	192
第7章 キリスト教的生活の要約。ここでは われわれの自己否定が論じられる。 ……………	194
1 われわれはわれわれのものでなく 主のものである ……………	194
2 いっさいをあげて主の意志と栄光とを求むべきである ……………	195
3 慎ましさと 義と 敬虔 ……………	196
4 人を己れにまされりとせよ ……………	197
5 隣人への奉仕 ……………	199
6 すべての人のために奉仕しなければならない ……………	201
7 心からの奉仕 ……………	202
8 神に関するわれわれの徹底的な自己否定 ……………	203
9 神のみを頼みとする ……………	204
10 自己否定は逆境に耐える支えとなる ……………	205
第8章 十字架を忍び耐えること。これこそ 自己否定の一部である。 ……………	207
1 主とともに十字架を負うことの必要 ……………	207
2 十字架によって自己の無力を知って神にすがる ……………	208
3 十字架は希望を養う ……………	209
4 十字架は忍耐と服従を修練する ……………	210
5 病んでいる人間の癒しとしての十字架 ……………	211
6 父のこらしめとしての十字架 ……………	211
7 義のための迫害 ……………	213
8 信仰者は苦痛に無感覚になるのではなく 苦痛を苦痛とし しかも慰めを得る ……………	213
9 ストア主義との相違 ……………	214
10 主の意志への積極的服従 ……………	215
11 哲学的忍耐とキリスト教的忍耐 ……………	217
第9章 来たるべき生への瞑想について。 ……………	219
1 現世の生の虚妄 ……………	219
2 地上の生に愛着せぬために 経験によってそのむなしさが示される ……………	220
3 この世を嫌悪してはならない ……………	221
4 この世を過ぎて天上の生に移る ……………	222
5 死の恐怖を克服すべきこと ……………	224
6 終末への希望に生きるべきこと ……………	225
第10章 現在の生と その手段とを どのように用いなければならないか。 ……………	228
1 厳格な禁欲と放縦との危険 ……………	228
2 創造の目的に向けてすべてのものを用いること ……………	229
3 創始者を知り かつ感謝すること ……………	230

4 慎みをもって用いること	231
5 乏しさに耐え 欲望に思わずらわぬこと	231
6 召命を注視すること	232

（カルヴァン 渡辺信夫訳「キリスト教綱要」Ⅲ／1，新教出版社）

これら6章から10章までの内容を次のように要約し、「天職」の使われ方、カルヴィニズムの中での意義について明らかにする。

(1) 6章「キリスト者の生活」の要約

人間が神の子として生きることはキリスト者の生活を生涯かけて送り、正しい聖なる生活を送ることを意味する。聖書は正しいキリスト者の生活を送る方法を記している。正しい生活とはこの世の肉を殺し、天をあこがれて聖と義の道を進む、善そのものに心を傾け、神の受け入れられる日までに行い続けることである。

(2) 7章「キリストの性格」の要約

神の子であるキリスト者のキリスト教的生活は自己否定の立場に立って正しい道を歩み、この世の肉を殺し、あの世を求めるキリスト教的生活を要請される。キリスト教的生活は神の栄光を増すため神の求める正しい道を歩むべく自己否定の心に全てを委ねる。

自己否定の心がまえは次の5点を内容にする。

- 1 われわれはわれわれのものではなく主のものである
- 2 いっさいをあげて主の意志と栄光とを求める
- 3 慎ましき、義、敬虔、へりくだり
- 4 隣人を愛し、奉仕
- 5 神のみを頼み、逆境に耐え正しい道を歩む

(3) 8章「十字架を忍び耐えること」の要約

神の子であり、神の栄光を増すキリスト的生活はこの世の肉を殺すため十字架の修練に耐える自己否定に徹して正しい道を歩まなければならない。十字架の修練に耐えることは正しい道から天の入口に達することとなり、次の5点のような神の栄光の現れとなる。

- 1 主とともに十字架を負う
- 2 十字架によって自己否定する
- 3 十字架の修練に耐え希望を養う
- 4 十字架の修練は忍耐と服従を身につけさせる
- 5 十字架は子キリストに課したのと同じ愛の現われである

(4) 9章「来たるべき生への瞑想」の要約

神の子であるキリスト的生活は来たるべき天国への準備であり、この世の肉を軽くし、あの世への瞑想を重んじるものとなる。この世にとどまっている間、キリスト者は神の栄光を増す召命＝天職を務め続ける正しい道を歩むことを義とされ、信仰の中心とする。この世を軽くし、あの世

を重くするキリスト的生活は次の5点の信仰心を持って正しい道を歩むべきである。

- 1 この世の無常さ、虚妄を胸に刻む
- 2 十字架の修練は地上の生への執着を断ち切る
- 3 死の恐怖を克服する
- 4 あの世の栄光を瞑想する
- 5 終末まで神の召命（配置された部署）を守り抜く

この世での神の定めた部署は神からの「召命」＝天職と見なされ、カルヴァンの「天職」概念となり、次の10章で詳述される。

(5) 10章「現在の生と その手段を どのように用いなければならないか」の要約

この章はカルヴィニズムの神髄を成す「天職」概念とその意義を明らかにし、世俗的禁欲と「天職」の結びつきを正しい道と見なし、富裕化を聖なものと認めている。マックス・ヴェーバーがこうしたカルヴィニズムを市民資本主義の心理的起動力と位置づけ、世俗的禁欲と富裕化を結びつける「天職」概念に注目するに至ったことはカルヴィンの著作の持つ市民主義論への深い理解に由るものとする。カルヴィニズムは次の5点に要点される。

- 1 世俗的禁欲は神の恵みである富（＝地上的所有物）の節制と消費の抑制で生活に必要な程度にすることでキリスト的生活を正しい道に歩ませる
- 2 富は創造者が造られ、足りるだけ用いられるべきである。世俗的禁欲は富を正しく管理すべく節制と抑制として機能する
- 3 富と貧しさは創造者によって造られるが、そのバランスを計ることは世俗的禁欲に求められる。
- 4 富は慎みをもって用いられ、3つの規則に従うべきである
 - ① 「この世で用いるものは、用いないかのようにせよ」と命じられている。これは「自分自身に対しては可能な限り最小に寛大であること」で、消費の抑制を指す。
 - ② 「それなしでも耐え忍んでやって行ける道を知らなくてはならない」という規則は節制を守ることである。貧しさではよく忍び耐える。
 - ③ 神は富の管理に対する収支決算書を要求するから、正しい勘定にしておくべきである。
- 5 神によって置かれた場所＝天職は神の栄光を増すので生涯の全期間においてその仕事に励むべきで、キリスト的生活の正しい道となり、同時に神の評価を通ったら天国への道ともなる。天職はこうした救いの確認であるので世俗的禁欲によって推進され、神の栄光を増す正しい生活の歩みを可能にする

以上のようにカルヴィンは「キリスト教綱要」の中で「天職」概念を明らかにし、キリスト教的生活の正しき道を聖化する。と同時に、カルヴィンは神の認める「富裕化」を管理することを世俗内禁欲に委ね、信仰と天職の結合を図るカルヴィニズムをプロテスタンティズムの倫理と位置づける。したがって、カルヴィニズムはこの10章の終りの項での天職論によって形成されるこ

とから、次のように天職とキリスト教的生活の内的関係を結びつけている。

「最後に、このことに注意しなければならない。「主がわれわれのひとりびとりに、生のあらゆる行為において、その『召命』を注視せよ、と命じたもうことである」。すなわち、主は人間の精神がどのような大きい思いわずらいによって煮えたぎるか、どのような軽々しい移り気であちこちを引きまわされているか、また、人の野心がさまざまなものを一気にかきあつめることをどんなに望んでいるかを知っておられるのである。そういうわけで、主はわれわれが愚かさ・向こう見ずとによって、いっさいのことを上下転倒して混同することがないために、それぞれが別の暮らししかたをするように、めいめいの義務を定めたもうたのである。そして、誰もがその限度を踏み越えないように、このような暮らししかたのことを「召命」と呼びたもうたのである。したがって、ひとりびとりの暮らしは、いわば、主によって配置された持ち場のようなものであって、これによって生涯の全行程を無思慮にさまよわなくてよいようにされているのである。けれども、われわれのいっさいの行ないが、これによってこそ主の御前で評価され、また、これが人間的・また哲学的な理性の判断とははるかにへだたる、という区別はどうしてもつけておかなければならない。哲学者の間でも、祖国を専制から解放するにまして卓越したことはないとされている。しかし、僧主に対して一個人が手をくさすことは、天上の審判者の声によって明白に断罪されるのである。しかし、わたしは〔あげ得る限りのすべての〕例を列挙することにかかずらいたくはない。われわれはただ、主からの召命が万事において正しく行為する原理であり・基礎であることを知れば十分である。そして、このことに心を向けられないものは、おのれの義務をつくすにあたって正しい道をとることが決してない。時として、かれは外見上いくら称讃すべきものを示すでもあろう。けれども、それが人間の目には何と見られようとも、神の御座の方ではしりぞけられるのである。さらに、〔もし、召命を永久的規範として持つのでなければ〕かれの生活の諸部分の間には何らの均衡もとれていないであらう。そういうわけで、あなたがこの目標に向かうとき、あなたの生活は最も正しく整えられるのである。なぜなら、己れの限界を踏みこえろとは、許すべからざることであるのを知っているため、何びとも己の無思慮によって自分の召命に耐える以上のことを試みるように駆り立てられはしないからである。無名の人は地位のない生涯を送ることをいやがらず、神によって置かれた場所を見放すことをしない。さらに、憂慮や、労苦や、わずらわしさや、その他の重荷の中にあつて、神がこれらすべてのことにおいて導き手でありたもうと知るとき、これは少なからぬ慰めとなるのである。上にある権をとるものはいよいよ進んで己れの任をはたす。家の長は義務に己れを固く結びつける。おのおのはその暮らしにおいて、不便や、気づかいや、疲れや、心配に耐えて、これを克服する。それは、おのおのの負わせられている荷が神によって課せられたものであることを確信するときである。ここから、たぐいのない慰めが来る。すなわち、どんなにいやがられる・いやしい仕事であっても（あなたがそこであなたの「召命」に従いさえすれば）神の前で輝き、最も尊いものとならぬものはないのである。」

（カルヴァン 渡辺信夫訳「キリスト教綱要」Ⅲ／1、232-233 頁より引用）

（三） カルヴィンの「天職」概念と「真のキリスト教的生活」

ジャン・カルヴィンは「キリスト教綱要」Ⅲ／1 6～10 章を独立させて「真のキリスト教的生
活」（有馬七郎訳 創英社／三省堂書店）を纏め、カルヴィニズムの普及に努めた。したがって、カルヴィンはこの「真のキリスト教的生
活」で天職概念をより体系化すべく深化するのでその体系化を明らかにする。

「真のキリスト教的生
活」は5章から成っているの
で、目次を次のように掲げる。

第一章 謙虚な従順、それは真にキリストにならうこと

- 第一節 聖書は生活の規則である
- 第二節 聖性は基本的原則である
- 第三節 聖性とはキリストに対する完全な従順を意味する
- 第四節 外面的キリスト教には欠陥がある
- 第五節 霊的な進歩が必要である

第二章 自己否定

- 第一節 私たちは私たち自身のものでなく、主のものである
- 第二節 神の栄光を求めることは自己否定を意味する
- 第三節 自己否定とは慎み深さ、正しさ、および敬虔を意味する
- 第四節 真の謙虚とは他の人びとを敬うことを意味する
- 第五節 私たちは他の信者たちの善を求めなければならない
- 第六節 私たちはすべての人の、友人と敵対者の善を求めなければならない
- 第七節 世俗的善行には欠陥がある
- 第八節 神の祝福なきところに幸福はない
- 第九節 私たちは富と栄誉を得ようと心を煩わせてはならない
- 第十節 主はそのすべての方法において正しい

第三章 十字架を負う忍耐

- 第一節 十字架を負うことは自己否定以上に難しい
- 第二節 十字架は私たちに謙虚にする
- 第三節 十字架は私たちに希望を与える
- 第四節 十字架は従順を教える
- 第五節 十字架は修練のために役立つ
- 第六節 十字架は悔い改めをもたらす
- 第七節 迫害は神の寵愛をもたらす
- 第八節 迫害は霊的な喜びをもたらす
- 第九節 十字架は私たちに冷淡にしない
- 第十節 十字架は服従を教える
- 第十一節 十字架は私たちの救いのために必要である

第四章 次の世に望みをかける

- 第一節 十字架なきところに栄冠はない
- 第二節 私たちは現世を過大評価しがちである
- 第三節 現在の生に対する祝福を軽んじてはならない
- 第四節 天と比較して、地とは何なのか？
- 第五節 私たちは死を恐れず、私たちの頭を高く上げなければならない
- 第六節 主は栄光のうちに来られる、マラナ・タ！

第五章 現在の生の正しい用い方

- 第一節 極端な生き方を避けよう
- 第二節 地上的なものは神の賜物である
- 第三節 真の感謝は神の祝福の濫用を抑える
- 第四節 節度をもって生きよう
- 第五節 欠乏の下で忍耐し、満足しよう
- 第六節 神の召命に忠実であれ

「真のキリスト教的生活」は「キリスト教綱要」と同じ目次構成を取っている。

「天職」概念は第5章6節で以下のような内容となっているので、ここに資料として全文を掲げる。

第六節 神の召命に忠実であれ

一、最後に、私たちは、主が人生のすべての行為において、私たち一人一人にそれぞれの召命に忠実であるように命じておられることに注視しなければならない。

なぜなら、主は、人間精神が不安によって燃え上がり、容易にあちらこちらに押し流され、そしてその野心が一度にすべてのものを抱え込もうとして飽くことを知らないのを知っておられるからである。

したがって、私たちの愚かさと図太さによって生み出される、あの一般の混乱を防ぐために、主は各人にさまざまな生活領域において果たすべき義務を割り当てられた。

そして、何人も自分の限界を軽率に超えることのないように、主はこのような生活領域を職業、すなわち召命と呼ばれたのである。

したがって、各人の個人的生活領域は、全生涯の日々を当てもなくさ迷い歩かなくてすむように、主によって割り当てられた持ち場なのである。

そして、私たちのすべての行為は主の面前で持ち場によって評価され、そしてその評価は、しばしば人間理性や哲学の判断とは著しく異なるという、この区別はぜひつけて置かなければならない。

二、哲学者たちの間でさえ、祖国を専制政治から解放するにもまして偉大な英雄的行為はないとされている。

しかし、天の審判者の声は、専制君主を殺した個人を公然と糾弾する。

実例を数えることは私たちの計画にないが、主による私たちの召命があらゆる世俗的事件における正しい行為の原則と基礎であることを知れば十分である。

主の召命を無視する者は、自分の仕事上の務めにおいて確かな道を進むことは決してないであろう。

主の召命を無視する者は、時には、称賛に値するように見える何かをして成功することがあるかも知れない。

しかし、人間の目からどれほど立派に見えようとも、神の王座の前で受け入れられることはないであろう。

そしてさらに、主の召命を無視する者の一生におけるさまざまな部分には、少しの調和も見出されないであろう。

三、したがって、私たちの現在の生は、私たちが自分たちの召命を常に心に留めているならば、最善に整えられることになる。

そういうわけで、自分自身の大胆さによって、自分の召命と両立しないものに敢えて挑戦するように誘惑される者はいない。自分の限界を越えて行くことは間違いだと知っているからである。

最前列にいない者は、自分の個人的な仕事を達成することで満足しなければならず、主によって置かれた場所を放棄してはならない。

その場所は、すべての事柄において神が自分の案内者であることを知る時に、自分の心配事、労働、難題、その他の重荷にとって大きな慰めとなる。

そこで、統治者は大いなる意欲をもって自分の務めを遂行するようになる。

そこで、一家の父は、一層の勇気をもって自分の務めを実行するようになる。

すべての個々人が神によって背負わされた仕事を持っていることを確信した時に、誰もが各人の生活領域において一層の忍耐を示し、自分の行路における困難、心配事、悲惨、そして思い煩いを克服するようになる。

もし私たちが神の召命に従うならば、私たちは「神の御前において」(Coram Deo!)、真に尊ばれず、少しも重要でないような、卑しく、みすばらしい仕事は何一つないという、この類いなき慰めを受けるであろう。

「真のキリスト教的生活」では神の「召命」=天職を生涯かけて成し遂げるキリスト教徒（プロテスタント）を神の栄光を増し、その正しい道を神の救いへの確証と見なすカルヴィニズムを天職概念で体系的に深化させ、経済的合理主義を担う経済人＝個人主義の確立を明確化する。こう

したキリスト教徒（プロテスタント）は世俗内禁欲と天職を結びつけ、富裕化を聖化されることで市民資本主義を生み出す。

と同時に、プロテスタントのキリスト教徒は、世俗的禁欲と天職の結合から資本蓄積を進め、産業資本の企業者階層と窮乏化する没落生産者、貧民化する人々を労働者層として雇い、修道院からマニュファクチュアへの移行を果たす。さらに、修道院解散、囲込運動による小農民の追放、そして都市手工業者層の競争の中での失業者への転落を招く経済体制の危機と弱体化は大量の乞食、壮健な浮浪者、失業困窮者等の貧民者層群を生み出し、チューダー初期救貧法の制定を余儀なくする。

ここにチューダー初期救貧法がプロテスタンティズムの倫理と市民資本主義の形成、さらに修道院解散、囲込み運動による小農放出、そしてオランダ毛織物工業の競争の前に衰退する農村、都市毛織物工業の衰退による失業困窮者層の出現等を受け、これらの貧民層、物乞い層を取扱うために形成されるが、その立法精神は①中世の救貧を継承し、物乞い許可、病弱者の慈善的救済を進め、②「働かざるものは喰うべからず」の原則で苛酷な刑罰主義を制度化する。

次の章ではチューダー朝初期救貧法の立法化とその推移を取り扱う。

2 編 イギリス旧救貧法成立の歴史的背景

1 章 16 世紀新しい貧民層の勃興

I 問題の所在

E. M. レオナルド女史 (E. M. Leonard) は 16 世紀以降西ヨーロッパを中心に展開しつつある救貧法を取り上げ、大陸とイギリスとの「旧救貧法」Old poor Law の展開の違いを救貧行政機構 machinery for the execution of the poor law に求め、次の如く強調した。

「貧民救済問題は都市立法以上に「制定法」の発布によって効果的に処理されなかった。16 世紀末まで、イギリス救貧法はフランス並びにスコットランドの救貧法と類似していた。かくて、西ヨーロッパ諸国には多数の救貧法の制定が見られたが、しかし実際にどの救貧法も効果的に施行されていなかった。チャールズ 1 世治政期に救貧行政機構が体系化され、この時点からイギリス救貧法史は大陸諸国の救貧法の展開から区別されるものになった⁽¹⁾。」と。

以上の如く、レオナルド女史は大陸とイギリスの旧救貧法の相違を救貧行政機構に置き、大陸から区別されるイギリス的救貧行政機構を明らかにしようとする。

このため、レオナルド女史はイギリス救貧法の発達を救貧行政機構の段階的展開に基いて体系化しようとした⁽²⁾。そして、レオナルド女史はイギリス的救貧行政機構の形成・発展史に鋭いメス

注(1) E. M. Leonard, The Early History of English Poor Relief. 旧救貧法がイギリスと大陸とで内容・原因に関し違いがあるかどうか論争の在るところである。例えば、W・J, アシュリーは貧民問題の原因を国内的原因よりむしろ国際的原因に求めている。Sir W・J・Ashley, An Introduction to English Economic History and Theory, むしろイギリスの国内に特殊な事情が在ることに求めているのはカニンガム、リブソン、ゾムバルト、マルクスである。W. Cunningham The Growth of English Industry and Commerce in Modern Times; E. Lipson, The Economic History of England vol. II.; K. Marx, Das Kapital, vol I.; Werner Sombart, Der Moderne Kapitalismus, vol I.

(2) レオナルド女史はイギリス救貧法の発達段階を都市段階、議会段階そして枢密院段階の三段階に分け、それぞれの段階的特質を問題にする。The Early History of English Poor Relief を参照。イギリス救貧法の発展段階論とその時期区分論とは一様でなく、中世救貧法との連続説に立っているのは Brian Tierney, Medieval poor Law-A Sketch of Canonical Theory and Its Application in England であり、中世救貧法と断絶するチューダー救貧法の特異性を強調する場合、修道院解散、早熟的な資本主義成立史の原始的蓄積論に論点を置くのはゾムバルト、マルクス、リブソン、クリストファ・ヒルである Werner Sombart, Der Moderne Kapitalismus; Karl Marx, Das Kapital; Christopher Hill. また、法制史的立場に立脚してチューダー救貧法の特異性を強調するのは Sidney Webb & Beatrice Webb, English Poor Law; C. J. Ribbton-Turner, A History of Vagrants and Vagrancy and Beggars and Begging, Sir. Genga Nicholls, History the English Poor Law. である。また、宗教史的立場に立脚して中世救貧法とチューダー救貧法との相違を強調するのはマックス・ウェーバーである Max Weber, Die Protestantische Etik und der »Geist« des Kapitalismus.

を入れたが、しかしその救貧行政機構のメカニズムを十全に抉り出していないと思われる。と同時に、これらの救貧法の生成・発達史を体系的に叙述する場合、レオナルド女史の提起した問題の前提条件について明らかにする必要がある。というのも、レオナルド女史は旧救貧法の構造、その救貧行政機構そのものに研究を集中するゆえに、基礎的概念の定義およびその関連性については前提条件として処理し、その関連性を明らかにしていないからである⁽³⁾。

基礎範疇・概念に収斂化する旧救貧法の階級構造⁽⁴⁾は、逆に救貧行政機構およびその法的構造を規定づけて骨格化しようとするものである⁽⁵⁾。それゆえ、これら旧救貧法の構造、その救貧行政機構を形成し、規定づける基礎範疇・概念を明らかにしようとするのが本稿の課題であり、また、旧救貧法研究史の準備作業をなす。

II 旧救貧法の歴史的倫理構成

旧救貧法は1349年「労働者条例」第7条乞食処罰規定⁽⁶⁾を起点に1597年「救貧条例⁽⁷⁾」で法体系されるほぼ250年間の形成史に跡づけられ、さらに1601年「救貧法⁽⁸⁾」から市民革命迄の確立・解体期を経るのである。したがって、イギリス救貧法はイギリス救貧法史上市民革命前後で一大転換をなすものであり、市民革命以前の段階を「旧救貧法」Old poor Law 期、以後の段階を「新救貧法」New poor Law 期という区分が有力視されている⁽⁹⁾。

しかし、本論では市民革命以前の段階である「旧救貧法」期を対象にするものであり、とりわけ救貧行政機構形成史上一劃期をなす1530年「乞食・浮浪者処罰条例」から1597年「救貧条例」迄のほぼ60年間を問題にする。というのも、この60年間にイギリス的救貧行政機構が形成され、

注(3) 旧救貧法の基礎範疇とは、救貧法の倫理的構成概念であり、と同時に法的構成概念でもある。旧救貧法はそれぞれ制定法において独自の地位を賦与される場合、その倫理的構成概念と法的構成概念において体系化しようとする場合、その立法の特徴が生じる。たとえば旧救貧法の最初の本格的立法といわれているのは1536年条例であり、また、旧救貧法の確立を指標するのは1597年条例と1601年立法である。したがって、これら旧救貧法の中心的構成概念がそれぞれの救貧法の相違に由来させるものである。John Pound *Poverty and Vagrancy in Tudor England*, P.44~47.

(4) 旧救貧法の階級構造を絶対王政の身分制に置くのは、Eli・F・ヘクシャーであり、その階級的利害関係を中世的な階級とする点注目すべき点であろう Eli・F・Heckseher, *Mercantilism*.

(5) 救貧法が政体（コモンウェルス）の秩序維持を主要課題にして制定されたことはその条文において明記されているところである。しかし、救貧法における階級利害を抽出することは第一に就労条項の検討、第二に救貧行政機構の仕組を明らかにすることで果される。この点に関して、とりあえず、大場四千男稿、「16世紀後半絶対王政の救貧政策」（社会経済史学第35巻2号）、同、「エリザベス治政期の都市救貧政策」（経済論集第19巻3号）を参照せよ。

(6) *The Ordinance of Labourers* [Close Roll, 23 Edward III, P. 1. nn8d]. 1349

(7) *An Act for the Relief of the Poor*, 39 Elizabeth C. 3.

(8) *The Poor Law Act of 1601* [43 & 44 Eli z.C. 2. statutes of the Realm, Vol IV, PartII, P. 962~5.]. 1601.

(9) Dorothy Marshall, *The old Poor Law* (Essays in Economic History) デーフォは救貧法の基調であった就労条項を批判した点、新しい救貧法理念の成立を意味する Daniel Defoe, *Giving Alms no Charity*, 1704. 「貧民を就労するために設立された全ての救貧院、施設及び慈善金は公的に有害なものであり、またそうなりつつある。この結果、貧民の増大と家族の破産に貢献し国に多大な害を与えつつある」と。

次の17世紀の救貧法の原型を構成するからであり⁽¹⁰⁾、まさに、エリザベス治政期に全問題の鍵が内包されている⁽¹¹⁾。

かくて、「旧救貧法」の仕組がその救貧行政機構の性格を規定づけるものであるなら、旧救貧法自体の構造、特に法的構成を明らかにしなければならないであろう。旧救貧法は「制定法」statuteの法形式で1536年「壮健な浮浪者・乞食処罰条例」から1597年「救貧条例」までその不備な法体系を漸次払拭しながら体系化され、「旧救貧法」期の段階を形成する。この「旧救貧法」期に特徴的な法構成は概念・制度に共通な範疇を形成する。つまり、「労働不能な貧民救済」、「労働可能な貧民救済」、「強制救貧課税」制、「救貧行政機構」が旧救貧法の基礎範疇⁽¹²⁾であり、その組合せによって救貧条例の性格を変容さす。したがって、救貧条例は「労働不能な貧民救済」、「労働可能な貧民救済」、「強制救貧課税」制、「救貧行政機構」の各項目を順次整序・体系化する過程であり、これら四大範疇の統合化が旧救貧法の中で中心課題になるといえる。

以上挙げた旧救貧法の四大範疇が救貧法の歴史的倫理構成である。そして漸次1個の法体系に収斂する法制史過程は次の資料〔I〕に示される⁽¹³⁾。

資料〔I〕：

1530～31年乞食・浮浪者処罰条例⁽¹⁴⁾

(An Acte conserning Punishment of Beggers. Vagabond 27. Henry VIII. CR)

序文 I 現在、乞食浮浪者が急増しつつあり、弊害が蔓延する。

(1) 治安判事は指定地域で物乞いする労働不能な貧民に許可証を与えること。

(2) 右の指定区域以外で物乞いする人々を留置場につなぐこと。

II 許可証を有しない乞食は鞭打ちにされ、留置場につなぐこと。

III(1) 労働可能な壮健な全ての人々は物乞いし或いは放浪するなら鞭を打たれ故郷へ送還されるか、職業につかせるべきである。

(2) 治安判事は当該立法の施行状況を点検すること。

(3) 教区民と治安吏の立法違反の場合罰金刑を課する。

(4) 罰金は徴収すること。

IV 物乞いし、或いは放浪する学者、乗船員、洋服屋の奉公人に関して。

V 当該立法は裁判所で毎年読み上げられること。

VI 物乞い、或いは浮浪者を逃走させた者又は匿う者は処罰。

VII 当該条例は特権五大港にも適用される。

注(10) Sir, George Nicholas, History of the English Poor Law C. J. Ribton-Turner, A History of Vagrants and Vagrancy and Beggers and Begging P. 350.

(11) ヘクシャーは徒弟条例と救貧法との共生関係に注目し、1563年徒弟条例と1597年救貧条例をエリザベス治政期の代表的立法と評価する。Eli. F・Heckscher, Mercantilism,

(12) リプトン・ターナー、ニコラスは旧救貧法の構成要件として「貧民」概念、強制救貧課税制、救貧行政機構に三分割にしている。この点、本論では「貧民」概念をさらに小分類したのであり、ターナー、ニコラスの基礎概念類型と重層するものと思われる。

(13) 資料Iの引用条例は全てStatutes of the Realmに依った。

(14) An Acte Conserving Punishment of Begger and Vagabonde, 22 Henry VIII. C. 12. statute of the Realm III, P. 320～332.

- VIII 許可書印の費用について。
- IX 乞食に渡す許可書の形式について。
- X 許可書に関する費用について。
- XI 保釈金を得る為に物乞いする許可書に対する監守人の捺印について。
- XII 保釈される囚人に対する許可書の形式について。
- XIII(1) 上の許可書は保釈金なしに発行する。
- (2) 監守人は上の許可書なしに囚人を釈放すべきではない。
- XIV 上の許可書なしに物乞いする囚人には罰金刑である。
- XV 慈善寄付金^{アルムス}について。
- XVI(1) 慈善院^{ホスピタル}について。
- (2) 当該条例の有効期限について。

1536年壮健な浮浪者・乞食処罰条例⁽¹⁵⁾

(An Acte concerning Punishment of Sturdy Vagabonds and Beggars. 27. Henry VIII)

- 序文 I(1) ヘンリ八世治政 22 年法の読み上げ。
- (2) 労働可能な乞食の就業規定欠如について。
 - (3) 都市当局は右の乞食を受け入れ救うこと。
 - (4) 且つ、壮健な乞食を職業につかせること。
 - (5) 当該条例違反の教区に毎月 20 シリングの罰金。
- II 故郷に向けて 1 日 10 マイル歩く乞食は救済されること。
- III 怠惰な人と無頼漢は処罰されること。
- IV 役人と教区役員は労働不能な貧民の扶助と壮健な乞食の職業用意に支出される慈善金を徴収すること。
- V らい病患者と床に伏している病人の処置について。
- VI(1) 5 歳から 14 歳にわたる子弟は農業徒弟にすること。
- (2) 上の奉公を拒否し、或いは逃げようとする子弟は公開市場で鞭打ちにさらす。
 - (3) 上の刑を免れんとする子弟は留置場につなぐこと。
- VII(1) 都市当局は昼夜にわたって直接無頼漢と疑わしい人々を搜索すること。
- (2) 要請された人々はそのような搜索に協力すること。
- VIII 何人も不法な遊技をする者、或いはばくち打ちを家に匿うべきでない。違反者は月毎に 5 マルクの罰金
- IX 牧師はこの立法目的に沿って、慈善金を提示すべく人々を説得すること。
- X(1) 無頼漢と浮浪者は最初の違反で逮捕された時再度鞭を打たれ且つ右耳をそがれる。
- (2) 保安官はこの条例に基づいて刑罰を課し、その施行の際に協力すべきである。
- XI 無頼漢と浮浪者は上の処罰後、怠惰な状態であったなら重罪を課せられる。
- XII 王座裁判所典獄は王座裁判所で当該立法を施行すること。
- XIII(1) 当該立法の目的に沿って慈善行為をする以外、何人も共同慈善箱に寄付金を投下すべきではない。違反したらその投下額の 10 倍の罰金である。
- (2) 土地保有農による慈善寄付金は同様な方法で利用される。
- XIV 教区役員は、この立法に沿って募金された金銭を収計する徴収官を召集し得る。
- XV 各教区で項目を明記した会計簿を指定の場所において保管する。
- XVI 或る貧民は残り肉を集めることを許可される。

注(15) An Acte Concerning Punishment of Sturdy Vagabondes and Beggars, 27 Henry VIII. Statute of the Realm III.

- XVII 慈善金徴収官の給料について。
- XVIII 募集慈善金の保管について。
- XIX 上記の慈善金の募集を開始する時。
 - XX(1) 当該条例は有効になり、且つ継続されるべきである。
 - (2) 刑罰の適用について。
- XXI 教区民の貧民と囚人の救済規定について。
- XXII 耳を切り落された浮浪者に対する身分証明書について。
- XXIII(1) 教区役員は1年間任期を続けること。
 - (2) 或る教区の剰余金は附近の貧しい教区に回すこと。
- XXIV 慈善金が十分に集まらなくても役員は罰せられるべきではない。
- XXV 慈善金は強制的に徴収すべきではない。
- XXVI 貴族の慈善金について。
- XXVII 解雇された家臣の1ヵ月間の物乞い期間について。
- XXVIII(1) 托鉢修道士について。
 - (2) 難破した水夫、労働不能な貧民に金銭をめぐむことを許可する。
》修道院解散《

1547 年浮浪者処罰、労働不能な貧民救済条例⁽¹⁶⁾

(An Acte for Punishment of Vagabonds for the Relief of the Poor and impotent Parsons,
Edward vi C. 3)

- 序文 I(1) 現在怠惰な浮浪者が急増しつつあり、弊害が蔓延する。
- (2) 従前の浮浪者処罰条例は全て廃止する。
 - (3) 労働可能で且つ放浪する者、或いは流浪しさらに就業しようとしのないもの、また、その職場を離れる貧民は全て浮浪者と見なされる。
 - (4) 逃走する奉公人は親方によって捕縛され、治安判事の前につれてこれ、有罪を宣告され、V字を顔に刻印される。さらに右の親方に2年間奴隷になることを宣告される。
 - (5) 右の奴隷は如何に処遇すべきか。
 - 〔イ〕 その奴隷が再び逃亡するなら、親方は追跡し、処罰を課し得る。奴隷を匿う人に対し損害賠償10ポンドを取戻せる。
 - 〔ロ〕 彼の逃亡による有罪判決で、その奉公人はS字を顔に刻印され永久に親方の奴隷になる。
 - 〔ハ〕 その後逃亡をくり返すなら、重罰を課せられ死刑である。
- II 有罪の聖職者の処置について
- (1) 罪の浄めをする機会を与えられたら、彼等は1年間奴隷として奉公すること。
- III 幼い子弟は徒弟又は奉公人として何歳まで奉公しえるのか。
- (1) 男子の場合は24歳まで、女子の場合は20歳まで。
 - (2) 逃亡したなら彼らは奴隷になる。
- IV 親方はそのような奴隷或いは子弟を売り、又は他の人に与え得る。
- V(1) 親方に反抗し、放浪する奴隷は重罪であり、生涯奴隷である。
 - (2) 徒弟を盗む人もまたそうである。
 - VI(1) 治安判事は浮浪者を生れ故郷へ送還するか、逮捕するかに専念すること。
 - (2) 送還する手続き。
 - (3) そのような浮浪者は道路工事等の公共事業に奴隷として従事させること。

注(16) An Acte for Punishment of Vagabondes and for the Relief of the Poor and Impotent Pasons, Edward VI. C. 3. Statute of the Realm. III. を参照せよ。

- (4) その奴隷を怠惰に生活させる都市、市場町に罰金。
 - VII その都市は奴隷を他へ貸す、或いは売りつけ得る。
 - VIII(1) 生れ故郷で奴隷宣告される浮浪者はそこで奴隷となる。
 - (2) 放浪する外国人は働らくべく港へ送還されること。
 - IX(1) 労働不能な乞食について。
 - (2) 各都市、市場町、又はハンドレッドの役人はそのような貧民を生れ故郷へ、或いは3年間定住していた所へ送還し、そこで生活させること。
 - X 市長、その他の役人は毎月乞食の有無について搜索し、さらに乞食を放浪するなら逮捕し、治安判事、治安官のところに連行すべきである。
 - XI 労働可能な高齢者に就業させること。
 - XII 毎週日曜日、協会で慈善金の募集を行なうこと。
 - XIII 生れ故郷に送還される幼い奉公人の処置について。
 - XIV(1) 財産を大きくする奉公人ならびに奴隷はその身分から釈放される。
 - (2) 但し女子は親方の許可なしに結婚する場合例外である。
 - XV らい病患者ならびに床に伏せている貧民、さらに彼らのための慈善金徴収官に関する規約について。
 - XVI 奴隷は首のつけ根に鉄の環をつけること。
 - XVII(1) 当該立法は裁判所で、毎年読み上げられること。
 - (2) したがって継続されること。
 - XVIII 火事による損失の救済について。
- 1549年浮浪者、怠惰な貧民処罰条例⁽¹⁷⁾

(An Acte towchyng the Punishment of Vagabonde and other ydle Parsons, 3 & 4 Edward VI. C. 15)

- 序文 I(1) 浮浪者の増大。
 - (2) エドワード VI 世治政初年立法の廃止。
ヘンリー VIII 世治政 23 年立法の復活。
- II 治安判事は当該立法と、ヘンリー VIII 世治政 22 年法を施行すること。
- III 労働することを拒否する労働者は浮浪者として処罰する。
- IV 病人ならびに老年層は生れ故郷で救済される。そしてそこで物乞いするのを許可される。
- V 市長は病人を搜索し、その生れ故郷へ送還する。さらに老年層をも同様に処置する。
- VI 労働しえる老年層は雇傭されること。
- VII らい病患者と床に伏している貧民は監事によって物乞いすることを許可される。
- VIII 大法官は火事の損失に対し配慮をすること。
- IX 従前の乞食処罰条例は全て廃止する。
- X(1) 5 歳以上の貧民の子弟は両親の承認なしに奉公につかせえる。
 - (2) 親方のもとを離れたら治安判事によって処罰される。
- XI 奉公から子弟をそそのかす者に対してなし得る親方の行為について。
- XII 治安判事はそのような子弟を親方の違法行為で奉公から解雇しえる
- XIII 結婚した女性は奉公から釈放される。
- XIV 外国人の物乞いは禁止され、本国へ送還される。

注(17) An Acte towchyng the Punishment of Vagabonde and Other Ydle Parsons, 3 & 4 Edward VI. C. 15. statute of the Realm IV.

1555 年貧民救済条例⁽¹⁸⁾

(An Acte for the Relief of the Poore, 2 & 3 Philip & Marry, C. 5)

- I 貧民救済条例であるヘンリーVIII 世治政 22 年法、エドワード VI 世治政 3, 4 年法の再確認と当該条例での修正。
- II クリスマスの日に慈善金徴収吏は各教区で選出されること、彼はその慈善金を教区民に勧告し貧民に配分する。
- III(1) 徴収官は任期 1 年間である。
 - (2) 役務を拒否した場合 40 シリングの罰金。
- IV 徴収官は市長へ四季毎に会計報告すること。
- V 募金を拒否する教区民は寄付することを勧告される。
- VI 貧民を救済するためヘンリーVIII 世が恵んだ贈与は適切に利用すべきである。
- VII 労働不能な貧民が救済しきれないほど存在する教区では彼らの一部は物乞いすることを許可される。
- VIII 物乞い許可書が二州にまたがっている場合についての取扱いに関して。
- IX 都市教区は相互扶助に徹すべきである。
 - X(1) 許可される乞食は物乞いの際バッジを着用すること。
 - (2) 当該立法の継続。
- XI チェスターに対するエドワード VI 世による贈与について。
- XII ロンドンで徴収される募金は全てクリスト・ホスピタルへ配分されること。

1551～2 年貧民救済条例⁽¹⁹⁾

(An Acte for the Provision and Relief of the Poore & Impotent 5 Edward VI. C. 2)

- 序文 I 浮浪者に関するヘンリーVIII 世治政 22 年法とエドワード V 世治政 3, 4 年法の再確認。
- II 慈善金徴収官は各都市、市場町、教区で選出されること。又、毎週貧民に金銭を配分すること。
 - III 上の徴収官の役務を拒否する場合 20 シリングの罰金。
 - IV 徴収吏は市長へ四季毎に会計報告すること。
 - V 教区民は教区牧師によって慈善金を寄付することを勧告される。
 - VI 司教は大聖堂で貧民への貨幣の流用について調査すること。
 - VII チェスターの都市市長についての配慮に関して。

1562～3 年貧民救済条例⁽²⁰⁾

(An Acte for the Relief of the Poore, 5 Elizabeth. C. 3)

- 序文 I 貧民救済条例であるヘンリーVIII 世治政 22 年法、エドワード VI 世治政 3, 4 年法の再確認と当該立法での修正。
- II(1) 聖ヨハネの祝日（6 月 24 日）後の日曜日に、都市主席役人教区の教会役員は慈善金徴収人を選出すること。彼はその慈善金を徴収し、貧民へ配分する。
 - (2) 右の任命を拒否する場合、40 シリングの罰金。
 - III 1 年間役務に従事することを拒否する徴収官は 10 ポンドの罰金。
 - IV 支払不履行者を説得することを拒否する教会役員は 20 ポンドの罰金。
 - V 徴収官は四季毎に会計報告すること。さもなければ禁固の刑である。
 - VI 慈善金を寄付することを拒否する教区民は勧告されるが、司教による説得にもかかわらず頑固に募金を拒否し続けるなら、次に四季裁判所に告訴され、それでも募金を拒否し続けるなら、留置所に投じられる。

注(18) An Acte for the Relief of the Poore, 2 & 3 Philips & Marry, C. 5. Statute of the Realm IV.

(19) An Acte for the Provision and Relief of the Poore & Impotent, 5 Edward VI. C. 2. statute of the Realm IV.

(20) An Acte for the Relief of the Poore, 5 Elizabeth, C. 3, statute of the Realm IV.

- VII 四季裁判所は貧民救済のため教区民に募金を割当てる。支払うことを拒否する教区民は留置場に投げられる。
- VIII(1) 司教はヘンリーVIII世による贈与が貧民救済公共事業費に配分されているか調査し得る。
- (2) 違反の場合、20ポンドの罰金
- IX(1) 労働不能な貧民が救済されないほど存在するなら、その貧民の一部は物乞いすることを許可される。
- (2) 治安判事は物乞い許可書を点検することを拒否したら10ポンドの罰金。
- X 物乞い許可書が二州にまたがっている場合についての取扱に関して
- XI(1) 許可される乞食は物乞いの際バッジを着用すること。
- (2) 当該立法の継続
- XII ロンドンで徴収される募金は全てクリスト・ホスピタルの管理人によって使用されること。
- XIII 簡易礼拝堂が存在する場合について。
- XIV 貧民のための遺言によって贈られた遺産について
- 1572年浮浪者処罰、貧民救済条例⁽²¹⁾
- (An Acte for Punishment of Vagabonds and for the Reliéf of the Poore & Impotent 14 Elizabet h C. 5)
- I 乞食、浮浪者処罰条例であるヘンリーVIII世治政22年法、エドワードVI世治政4年法の廃止。
- II(1) 物乞いをする14歳以上の貧民は次の四季裁判まで留置場に投げられる。
- (2) 教区民は違反者を送還する経費を支払うこと。
- (3) 四季裁判所で浮浪者と宣告される乞食は正直な教区民が一年間彼を奉公人として雇うまで、鞭うちされる。
- (4) そのような奉公を拒否する乞食は鞭うちされる。
- III 乞食は留置場又は裁判所へ来る以前に奉公するなら、処罰されることはない。
- IV(1) 乞食は有罪宣告後二度逃亡したら重罪である。但し、教区民が2年間彼を奉公人として雇うならその限りではない。
- (2) 三度逃亡したなら、聖職者無しの死刑判決である。
- V 無頼漢、浮浪者ならびに壮健な乞食の規定について。
- VI(1) 浮浪者を匿う者は20シリングの罰金。
- (2) 浮浪者を逃す者は5ポンドの罰金。
- VII 重罪犯人の従犯者へ当該立法は適用されない。
- VIII 高齢者層の救済は慈善院でなされる。
- IX 乗船員と兵士は物乞いすることを許可される。
- X そのような許可書は州から州にかけて更新される。
- I 刈入れ人、強盗ならびに奉公を廃棄する貧民についての処遇に関して。
- II 大法官の発行する物乞い許可書の取扱いについて。
- III 兵士と旅行者に対する通行証明書について。
- IV 14歳以下の怠惰な貧民は留置所に投げられる
- V 浮浪者を逮捕するのを拒否する治安官は6シリング8ペンスの罰金。
- VI(1) 治安判事は管轄区域で的高齢者、労働不能者の生誕地及び定住地を明記する名簿を作成し、且つ毎週募金を指定し、教区民への割当額を決定する。次に慈善金徴収吏と貧民監督官を選出する。
- (2) 貧民監督官の就任を拒否する場合10シリングの罰金。
- VII 市長とハンドレッドの保安官は管轄地区を搜索し、且つらい病患者、或いは床に伏す病人でない貧民

注(21) An Acte for Punishment of Vagabondes and for the Relief of the Poore & Impotent, 14 Elizabeth C. 5. Statute of the Realm IV.

を故郷又は任地へ送還すること。

VIII 上記の指定地域を離れる貧民は無頼漢及び浮浪者と見なされる。

IX(1) 募金を徴収することを拒否する徴収官は 10 シリングの罰金。

(2) 右の徴収官に募金するべく説得することを拒否する保安官は 5 ポンドの罰金。

IIIX 徴収官は四季毎に会計報告すること。

XXI 募金を拒否する教区民はその支払完了まで治安判事に勧告され続ける。

XXII 就業することを拒否する貧民は鞭打ちによって処罰される。

XXIII 治安判事は労働不能な貧民のための慈善金の剰余を、浮浪者のための職業用意基金に振り向け得る。

XXIV 5 歳から 14 歳までの乞食の子弟は徒弟奉公すべきである。

XXV(1) 罰金は貧民の便宜のために使用される。

(2) 新しい徴収官と貧民監督官は毎年キリスト教復活祭に任命されること。

XXVI 3 人の治安判事は募金拒否者の言い訳を聴審すること。

XXVII 金銭で救済することができない教区の貧民に対し、治安判事に他地区での物乞いをするを許し得る。

XXVIII 都市の貧民は徴収された募金で救済されること。

XXIX ロンドンでの募金徴収はクリストル・ホスピタルへ支払われる。

XXX コヴントリでの募金は慈善院の管理人に支払われる。

XXXI グロスターでの募金はセント・パスロミュ・ホスピタルへ支払われる。

XXXII 司教は管轄地区の救治院を視察し、且つ出納簿を彼ら自身治安判事二人の前へ提示させえる。

XXXIII アイルランド、マン島から浮浪者を移住させるべきではない。その斡旋者は 20 シリングの罰金、また浮浪者も同様の罰金である。

XXXIV アイルランドからの浮浪者はすぐに送還すべきである。

XXXV(1) 当該立法に基づいて課税される額に異議ある教区民は四季裁判所へ申し立てすること。

(2) 右の申し入れを拒否する治安判事は 5 ポンドの罰金。

XXXVI 貧民はバース・バックストンに許可書無しに滞在すべきではない。

XXXVII 司教と治安判事三人は募金出納簿を監査する権限を有する。

XXXVIII(1) 四季裁判所で主席治安判事は州監治院の囚人を救済するために教区民に課税しえる。

(2) 右の課税は保安官によって徴収され、且つ上級治安官へ支払う。

(3) 右の役務拒否の場合 5 ポンドの罰金。

XXXIX(1) 州治安判事の救貧行政に干渉すべきではない。

(2) 役務拒否の場合の処置について

募金不足で救済されない都市の貧民は州の各地域に物乞いすることを許可される。

XLI サウスワーク市のセント・トーマス・ホスピタルでの貧民取扱いについて。

XLII チェッシャーでのジョン・ダットンについて。

XLIII 当該立法は以後七年間有効である。

1575～6 年貧民就労、怠情な貧民処罰条例⁽²²⁾

(An Acte for the setting of the Poor on Work, and For the avayding of idlenes, 18 Elizabeth, C. 3)

序文 I(1) エリザベス治政 14 年法を修正する。

(2) 治安判事二人は私生児の親の処罰規約を制定する。且つ親による私生児扶養を義務づける権限を有する。

II 無頼漢は、共通監治院にたどりつくまで、保安官によって教区から教区へ送還される。

注(22) An Acte for the setting of the Poor on Work, and For the avoyding of idlenes, 18 Elizabeth, C. 3. statute of the Realm IV.

- III(1) 逃亡する無頼漢は処罰される。
- (2) 三度逃亡したら教区牧師無しの死刑宣告。
- IV(1) 貧民を就労するために、羊毛、亜麻、大麻、鉄等は都市市場町で貧民に供給するために準備されるべきである。また、貧民の管理人、徴収官にゆだねるべきである。さらに彼らは労働可能な貧民を羊毛を加工させるのに就労させ且つ報酬として賃銀を払うべきである。彼ら管理人は加工品を市場で販売次の原料を購入すること。
- (2) 上の仕事を拒否する又は原料を損う貧民は矯治院に送還される。
- (3) 上の基金が徴収官へ渡される時、その基金へ投下するのを拒否する教区民には、2倍の罰金。
- V(1) 矯治院は各州で放浪する貧民、無頼漢を就労するために設立される。
- (2) この設立基金に応募しない教区民は2倍の罰金。
- VI(1) 四季裁判所で治安判事はそのような矯治院の監督官と募金徴収官を任命しえる。
- (2) 右の役務を拒否する者は5ポンドの罰金。
- VII 監督官と徴収官は四季毎に会計報告すること。
- VIII 貧民救済に支出される基金の横領とその発見について。
- IX 自由鋤保有農民はこの立法に基づく貧民の扶養と矯治院を維持するために以後20年間寄付し続けるべきである。
- X 労働不能な貧民はエリザベス治政14年立法に基づいて救済されるが、しかし許可なしに物乞いをするなら、鞭うち処される。
- XI この立法に基づいて重罪を宣告される犯人の従犯者に適用されるべきではない。
- XII ロード・スチュアードの裁判所にも当該立法は適用し得る。
- XIII 当該立法は七年間有効である。
- XIV 当該立法を施行するのを拒否する治安判事には5ポンドの罰金。
- XV 当該立法違反で課せられる罰金は立法目的に沿って使用されること。

以上掲げた資料〔I〕は1530年条例から1576年条例にいたるチューダー期救貧法の史的編成体である。これら資料に示される歴史的倫理構成は、第1に「序」に於ける貧民問題の現況と解決の展望、第2に基礎範疇の定義とその関連性、そして、第3に救貧行政・政策の提示の三段階から成るのを特徴にする。

したがって、旧救貧法に於ける基礎範疇はその歴史的倫理構成の基礎であり、救貧行政およびその政策を深く規定づけるものである⁽²³⁾。これら基礎範疇の展開史は資料〔I〕に掲げた各救貧条例の名称変更により一端を示しているものであり、救貧法の名称変更を通して基礎範疇は定義づけられるであろう。旧救貧法の四大範疇の中で、特に中心概念である「貧民概念」について次節で検討する。

III 新しい「貧民」概念について

旧救貧法は、「貧民」層 the poor を「労働不能な貧民」と「労働可能な貧民」の二大区分を特徴にし⁽²⁴⁾、この概念に相応する救済政策、救貧事業および救貧行政を展開することになる。とす

注(23) 基礎範疇と救貧行政との関連性について、F. P. Pound, *Poverty and Vagrancy in Tudor England*. を参照せよ。

(24) W. Harison, *Description of England in Shakespear's Youth* 10章、大場四千男稿「チューダー絶対王政

るなら、「労働不能な貧民」と「労働可能な貧民」概念は旧救貧法の骨格を成し、相互規定的内容を示している。

（一）「労働不能な貧民」概念

まず、「労働不能な貧民」概念の検討を次の課題にする。

〔資料〕：A

- I 1530 年「乞食・浮浪者処罰条例」…I 条。高齢な貧民及び労働不能な貧民全てを all aged Poore & Impotent Parsons を探索し、調査すべきである。
- II 1536 年「壮健な浮浪者・乞食処罰条例」…V 条。癩病患者並びに床に伏している重病人全て all leprouse and Poore bedred creatures は現在滞留している所に引き続き留まり得るであろうし、さらに生まれ故郷に送還されることを余儀なくされないであろう。
- XXIII 条。道を往来する市民が盲人、高齢な貧民及び労働不能な貧民 lame blynde or soyke aged, impotent People に喜捨することを許す。
- III 1549 年「浮浪者・怠惰な貧民処罰条例」…IV 条。ロンドン市、市場町そして村落で物乞いする不具者、盲人及び高齢者、さらに労働不能な貧民 maymed lamed and sore aged and impotent Parsons に関する規定。
- VII 条。癩病患者と床に伏している重病人全ては all leprouse and Poore beddered creatures 現在と同様に、これらの重障病人を収容する療養所に引き続き滞り得るであろう。
- IV 1547 年「浮浪者処罰・労働不能な貧民救済条例」…IX 条。ロンドン市、市場町そして村落で物乞いする不具者、盲人及び高齢者、さらに労働不能な貧民全ては maymed lamed and other sore aged and Impotent 今や市場町や村落に群棲し、街頭で群をなしている。このような怠惰な貧民、労働不能な貧民、不具者及び高齢者を発見したら、捕え彼らの生れ故郷にか或いは以前 3 年間定住したところへ送還し、そこで扶養されるべきであろう。
- XV 条。癩病患者と床に伏している重病人全ては all leprouse and poore beddered creatues 現在と同様にこれらの重障病人を収容する療養所に引き続き滞り得るであろう。
- V 1555 年「貧民救済条例」…VII 条。労働することが全く出来ず、さらに病弱な貧民 Poore & impotent follses not able to labor が救済しきれないほど多数いる教区の場合、当教区の富裕な住民 2～3 人及び都市・バラ又は主席役人、市長は地区の治安判事に貧民を救済すべく請願書を提示し得る。
- VI 1563 年「貧民救済条例」…X 条。労働することが全く出来ず、さらに病弱な貧民が救済しきれないほど多数いる教区の場合、当教区の富裕な住民 2～3 人及び都市・バラ又は主席役人・市長は地区の治安判事に貧民を救済すべく請願書を提示し得る。
- VII 1572 年「浮浪者処罰・貧民救済条例」…VIII 条。ホスピタルの監督官、及び院長が労働不能な貧民及び高齢者 any impotent or aged Pson or Psones をホスピタルに収容し、治療すること、さらに慈善金或いは施物を恵むことは合法である。
- XVI 条。イングランド、ウェルズの全地域にまたがって治安判事、都市・バラフランチイズの市長、シエリフ、ベイリフ、主席役人は担当区域内に居る、またここで生まれた貧民、さらに現議会開催以前の 3 年間に定住していた高齢者、病弱な貧民 aged Poore Impotent and decayed Persons を探索し、調査す

期の救貧法分析」（経済年誌第 3 号）。「貧民」概念の二大範疇分割は救貧法立案者にとって一つの共通課題である。しかし、「貧民」概念の二大範疇分割はカール・マルクスの原始的蓄積論、ウエルナー・ゾムバルトの大衆窮乏化論、J・P・バウンドの相対的人口過剰論を展開せしめるにいたった。我が国に於いて「貧民」概念は十全に検討されていず、カール・マルクスの原始的蓄積論に依拠しつつある傾向である。その典型は大河内一男教授である。大河内一男、「社会政策」参照せよ。

べきである。

XVII 条。ロンドン市長、都市・バラ或いはハンドレッド、ラーベ・ワーペンタークの治安官、5人組長は、当条例の意図にしたがって、毎月1度担当区域内に居る高齢者、不具な乞食全てを all aged impotent and lame Psones を探索し、捕え、当区域内で生まれた貧民及び3年間定住している貧民以外の全ての貧民を判断にしたがって適切な所へ送還することは合法である。但し、癩病患者、床に伏している重病人はこの限りにあらず。

VIII 1576年「貧民就労・怠惰な貧民処罰条例」…X 条。前の立法 (st. 14 Eliz. C. 5) にもとづいて救済された労働不能な貧民は十分な扶養を受けているゆえ、彼らが物乞い許可状なしに物乞いするなら捕え、且つ鞭打ちの刑に処すべきである。

かくて、資料 I～VIII は「労働不能な貧民」概念をそれぞれの条例毎に分類し、整序したものである。この資料 I～VIII にしたがうなら、「労働不能な貧民」層は次の三種類に区分されるであろう。

第1の「労働不能な貧民」層は「癩病患者と床に伏している重病患者」leprouse and poore bedred creatures である。

第2の「労働不能な貧民」層は「労働することが全く出来ない」「労働不能な貧民」Impotent person であり、具体的には「不具者、盲人、高齢者」maymed and other wise Lamed sore aged である。

第3の「労働不能な貧民」層は労働することは可能であるが、しかし重労働に耐えられない「高齢者、病弱な貧民」aged poore Impotent and decayed persons である。

換言するなら、「労働不能な貧民」層は第1群と第2群の貧民層と第3群の貧民層との三区分から構成されるが、この場合、第1群と第2群の貧民層は狭義の意味で「労働不能な貧民」概念であり、第3群は広義の意味で「労働不能な貧民」概念になる。

初期救貧法、特に16世紀以前の段階ではこれら3群の「労働不能な貧民」層は区別されずに一括されて扱われていたが、宗教改革(修道院解散)以降になると第1・第2群と第3群との間を区別し始めるようになった。つまり第1群、第2群の「労働不能病傷貧民」層は、基本的にはホスピタルに収容され、そこで治療されるか、あるいは物乞い許可書を与えられ物乞いするまで扶養されることを余儀なくされ、他方、第3群は、「労働不能な貧民」層から漸次区別され、「労働可能な貧民」層の一環に組み込まれ、生業に就くかあるいは生まれ教区、定任教区で扶養されるかのいずれかを余儀なくされるようになった⁽²⁵⁾。こうした「労働不能な貧民」概念の変容は旧救貧法の性格に於ける変化を反映するものである。

注(25) 「労働不能な貧民」概念が第1、第2そして第3群に分割するにいたった背景として、ここでは修道院解散、プロテスタンティズム精神、そして資本主義の発達が複合的に絡みあっているが、「禁欲と労働」の生活倫理は修道院解散前後深く国民生活に浸透していったものと思われる。しかし、これら修道院解散、プロテスタンティズムの精神、資本主義の発達に関していわゆるマックス・ウェーバー＝ウエルナー・ゾムバルト、R・H. トーニー論争がいまだ根本問題として継続されている点注目すべきであろう。大塚久雄, R・H. Tawney 「宗教と資本主義の精神」, H. Levy, Economic Liberalism in England.

とするなら、次に、これら三群の層から成る「労働不能な貧民」層はいかに救済されるかという救済事業について触れなければならぬであろう。

〔資料〕：B

IX 1530 年「乞食・浮浪者処罰条例」…I 条。治安判事、市長、シェリフ、ベイリフは、自分らの考えで常に必要と判断するなら、教区民及び市民の慈善金・喜捨で生活することを余儀なくされる高齢者、労働不能な貧民を、さらにラーベ・ワーペンターク、都市、教区、フランチाइズに定住する労働不能な貧民、高齢者を探索すべきである。この調査以後、治安判事、市長、シェリフ、ベイリフが担当区域内でこれら労働不能な貧民・高齢者の物乞いを認める物乞い許可証を発行することは合法である。そして、彼ら労働不能な貧民、高齢者は物乞い許可地区内で、教区民の慈善金及び喜捨で生活する便宜を与えられる。治安判事、シェリフ、ベイリフ、市長は物乞い許可証を発行する際、物乞いを許される労働不能な乞食 Ympotent begger の姓名を登録し、記載すること。さらに、治安判事、市長、ベイリフ、シェリフが物乞いを指定する地域、ハンドレッド、ラーベ・ワーペンターク、都市・バラの名称、地名を物乞い許可証に記載すべきである。したがって、この物乞い許可証明書は物乞いすることを許された労働不能な乞食の姓名、物乞い許可地域名、及び治安判事 1 名の署名内容が必要とする。しかし、もしも物乞いすることを許可されたその労働不能な乞食が指定物乞い地域以外で物乞いしたなら、治安判事、シェリフ、ベイリフ、治安官はその労働不能な乞食を捕え、2 日 2 晩留置所に拘留し、この拘留期間には 1 片のパンと水だけを与えるべきである。保釈後、治安判事、シェリフ、ベイリフ、治安官はこの労働不能な乞食が物乞いすることを許可された地域に戻ることを誓約さすべきである。

XIII 条。教区民が当条例にもとづいて救済される、労働不能な貧民に慈善金を配分し、或いは葬式において共同募金の一部を使用し、その上、従来通りの形式で喜捨をすることは合法である。

X 1536 年「壮健な浮浪者・乞食処罰条例」…IV 条。都市・バラの市長、主席役人、教区役員及び教区住民 2 人は労働不能な貧民を扶養するために、祭日、休日毎に募金箱に喜捨する善良なキリスト教徒の任意な慈善金を集計すべきである。この慈善金によって労働することが出来ない beyng not able to work 不具者、病弱な貧民、重病人が救済されるなら、これらの労働不能な貧民は公けに物乞いすべきでない。

XI 1547 年「浮浪者処罰・労働不能な貧民救済条例」…IX 条。市長、シェリフ、ベイリフ、治安官及び主席役人は来る聖母マリア浄めの祭日の前日に、当地区で生まれたか或いはすでに 3 年間定住した労働不能な貧民、高齢者を探索すべきである。さらに、当都市、市場町、村当局は自己負担で、これらの貧民を收容し、治療するため、現在荒廃した家屋、小屋、簡易施設を準備し、修理すべきである。また、教区民、市民はキリスト教の愛で献身し、これら貧民を救済扶養すべきである。

X 条。ロンドン市長、シェリフ、ベイリフ、治安及び主席役人は、任命した下級役人と共に、来る聖母マリア浄め祭日の前日に、毎月 1 度、担当地区内で生まれたか或いはすでに 3 年間定住した高齢者、労働不能な貧民、びっこな乞食を探索すべきである。当地区で生まれた貧民、或いは 3 年間すでに定住した貧民以外の労働不能な貧民・高齢者を捕えたなら、治安官は、彼らが生まれ故郷へか、さもなければ 3 年間定住した所へ軽装馬車か荷馬車で送還し、その地区の治安官へ手渡すべきである。また、生まれ故郷か 3 年間定住した所に送還されたなら、教区民、市民はこれら貧民を慈善金によって救済し、扶養すべきである。

XI 条。生まれ故郷か 3 年間定住した所で、これら労働不能な貧民、不具者及び高齢者は不具者か重病人でなければ、生業に携さわり、就労すべきであろう。市場町、都市当局は、これら貧民が生業に就き就労することを望む場合、これら貧民の望む職業を準備すべきである。さもなければ、生活の糧を得させるために、職業を彼ら貧民に提供すべきである。しかし、もし彼ら貧民がこうした当局の好意を拒否し、職業にも就かず、就労することを怠けたなら、さらに、逃亡し、且つ他地区で物乞いするなら捕え、処罰すべきである。

XV 条。癲病患者、床に伏す重病患者は、現在と同様に癲病患者、重患者重病患者を收容すべく指定されている治療所に留まることを望むなら收容され続けられるであろう。したがってこれら貧民は他へ送還され

ることを強いられない。癩病患者、重病患者の救済と扶養のために、治療所の4マイル以内に居る住民全
てから慈善金を徴収し得る。さらに、治療所で2名の監事を選出すること。

XII 1549年「浮浪者・怠惰な貧民処罰条例」…IV条。市長、シェリフ、ベイリフ、治安官及び首席役人は来
る聖マリア浄めの祭日の前日に、当地区で生まれたか、或いはすでに3年間定住した労働不能な貧民、高
齢者を探索すべきである。さらに、当都市、市場町、村当局は自己負担で、これらの貧民を収容し、治療
するため、現在荒廃した家屋、小屋、簡易施設を修理し、準備すべきである。また、教区民、市民はキリ
スト教の愛で献身し、これら貧民を救済・扶養すべきである。したがって、物乞い地域以外で物乞いする
ことをこれら貧民に許すべきでない。

V条。ロンドン市長、シェリフ、ベイリフ、治安官及び主席役人は、任命した下級役人と共に、来る聖母
マリア浄めの祭日の前日に、毎月1度、担当地区内で生まれたか或いはすでに3年間定住した高齢者、労
働不能な貧民、びっこな乞食を探索すべきである。当地区で生まれた貧民或いはすでに3年間定住した貧
民以外の労働不能な貧民、高齢者を捕えたなら、治安官は、彼らが生まれ故郷へ、さもなければ以前3年
間定住した所へ軽装馬車か荷馬車で送還し、その地区の治安官へ手渡すべきである。また、生まれ故郷か、
以前3年間定住した所に送還されたなら、教区民、市民はこれら貧民を慈善金によって救済し、扶養すべ
きである。

VI条。生まれ故郷か3年間定住した所で、これら労働不能な貧民、不具者及び高齢者は不具者が重病人で
なければ、生業に携さわり、就労すべきであろう。市場町、都市当局は、これら貧民が生業に就き就労す
ることを望む場合、これら貧民の望む職業を準備すべきであろう。さもなければ、生活の糧を得させるた
めに職業を彼ら貧民に提供すべきである。しかし、もし彼ら貧民がこうした当局の好意を拒否し、職業に
も就かず就労することを怠けたなら、さらに逃亡し、且つ他地区で物乞いするなら捕え、処罰すべきであ
る。

VII条。癩病患者・床に伏す重病患者は、現在と同様に癩病患者、重病患者を収容すべく指定されている治
療所に留まることを望むなら、収容され続けられるであろう。したがって、これら貧民は他へ送還される
ことを余儀なくされない。癩病患者の救済と扶養のために、治療所の4マイル以内に居る住民全てから慈
善金を徴収し得る。さらに治療所で2名の監事を選出すること。

XII 1555年「貧民救済条例」…VII条。労働することが全く出来ず、さらに病弱な貧民が救済しきれないほ
ど多数いる教区の場合、当教区の富裕な住民若干名及び都市バラ又は主席役人、市長は、その教区の住民
2～3名を召集し、救済されえない貧民の姓名とその数を報告させ、治安判事にその貧民救済を請願し得
る。この請願書を受理した治安判事は貧民調査を行ない、その請願の真実性を確認したなら、これら救済
しきれない貧民が物乞いする地区を指定する許可証を発行し得る。この物乞い許可証は当地区以外の富裕
な地区住民から慈善金を喜捨されること、また他地区で物乞いすることを許可する旨を印すものである。
しかし、物乞い地区以外で物乞いする貧民は捕えられ、ヘンリ八世治政第22年立法及び当条例に依って処
罰されるべきである。

XII 1563年「貧民救済条例」…IX条。労働することが全く出来ず、さらに病弱な貧民が救済しきれないほ
ど多数いる教区の場合、当教区の富裕な住民2名及び都市、バラの市長、主席役人そして教区牧師、副牧師
は、その教区の住民2～3名を召集し、救済しきれない貧民の数と姓名を報告させ、治安判事にその貧民
の救済を請願し得る。この請願を受理した治安判事は適切な日に貧民調査を行ない、その請願の真実性を
確認したなら、これら救済しきれない貧民が物乞いする地区を指定する許可証を発行し得る。この物乞い
許可書は当地区以外の富裕な教区住民から慈善金を喜捨されること、また、他地区で物乞いすることを許
可する旨を印すものである。しかし、物乞いする地区以外で物乞いする貧民は捕えられ、ヘンリ八世治政
第22年立法及び当条例に依って処罰されるべきである。

XIV 1572年「浮浪者処罰・貧民救済条例」…XVI条。治安判事、市長、シェリフ、ベイリフ、主席役人はそ
れぞれの担当地区を明確にし、来る聖バスロミユ祭以前にその担当地区で生まれた労働不能な貧民、病人、
高齢者を、さらに当議会開催以前3年間定住した労働不能な貧民、高齢者を、或いは委員会、当局の許可
に依って当地区住民の慈善金を抛り所に生活を立てている貧民の調査をすみやかに行なうこと。また、こ

の調査に基づいて担当地区に居るそのような労働不能な貧民、高齢者の数、姓名、敬称を記載する貧民登録簿の作成をなすべきである。次に、治安判事、市長、シェリフ、ベイリフ、主席役人はこの貧民登録簿を保管すること。上記の手續を踏むことによって担当地区内で住民の慈善金で生活を立てることを余儀なくされているそれら貧民の数を正確に把握するなら、治安判事、市長、シェリフ、ベイリフ、主席役人は適切な所にそれら貧民を定住させるべき施設、小屋を準備すべきである。

上に掲げた資料 IX～XIV は「労働不能な貧民」層の救貧政策の変容をあらわすものである。つまり、「労働不能な貧民」層の救貧政策は 3 群の貧民層への対応過程の中で展開されんとする。特に、1547 年「浮浪者処罰・労働不能な貧民救済条例」は「労働不能な貧民」層の救貧政策を体系的に樹立しようとする画期的立法であり、ここに「労働不能な貧民救済」原則が確立するのである⁽²⁶⁾。

第 1 の「労働不能な貧民」（癩病患者、重病患者）層は 1547 年条例代 XV 条に示されるごとく、治療所に収容され、治療されることになる。この治療所維持財源に 4 マイル以内の住民の慈善金、都市当局の予算さらに修道院予算を主にする。癩病、重病患者等の「労働不能な貧民」層は旧救貧法に於いて一貫して他力救済を原則にする救済策を特徴にするようになる⁽²⁷⁾。

第 2 の「労働不能な貧民」層（不具者、盲人、高齢者）は 1530 年条例第 I 条、XIII 条、1536 年条例第 IV 条に示されるごとく、「従来通りの形式」で救済される。特に、第 2 群の貧民は、物乞い許可証を治安知事から渡され物乞いによる「慈善金および喜捨で生活する便宜」を計られる中世的救済政策を特徴にする。しかし、1547 年条例第 IX 条、X 条、XI 条、1549 年条例第 IV 条、V 条、VI 条、そして 1572 年条例第 XVI 条に示されるごとく、第 2 群の貧民救済政策は 1530 年、36 年条例と異なり始めた。就中、1547 年条例はその後の第 2 群の貧民救済政策の基調をなすものであり、この点で政策の変容を反映するものでもある。つまり、教区責任体制の端初形態、定住法の原則等の地域自治体が宗教の貧民救済事業を継承する形で独自の貧民救済政策、救済事業を樹立しようとする動きを示し始めたことである。換言するなら、教区共同体が救貧行政機構の末端として位置づけられ、その共同事業として地縁の共同体の形成が行なわれ家族主義、キリスト教の隣人愛精神で貧民救済を行なおうとするものである。具体的に、都市、バラ、市場町および農村の教区共同体は「当地区で生まれたか或いはすでに 3 年間安住した労働不能な貧民、高齢者」を定住すべく荒廃した家屋・小屋および簡易施設を修理し準備する。その上、教区共同体は「貧民が生業に就き就労することを望む場合」「望む職業を準備し」或いは、「生活の糧を得させるた

注(26) 「浮浪者処罰・貧民救済」原則はチューダー朝救貧法における特徴であり、中世的無差別救済主義と違うものである。Leonard, The early History of England Poor Relief.

(27) 中世的無差別救済主義は 10 分の 1 税 tight system に深くかかわるものであり、それゆえ、修道院、教会の主要任務になっている。また、ホスピタル（収容所）は宗教的事業の一環であった。したがって、修道院解散、教会衰退はこれら中世的救済事業の解体を余儀なくさせ、この結果貧民救済は都市当局、教区責任制に移行した。このためホスピタルは漸次、都市、教区に移管された。この点に関し、H・P・L・Finberg(ed), The Agrarian History of England And Wales C. the Church の項参照せよ。

めに職業」を提供する。しかも、生まれ故郷あるいは以前の3か年間定住した所に送還される貧民層は当教区住民の慈善金で扶養され、救済される教区定住法と教区責任体制の原則を適用される⁽²⁶⁾。

第3群の貧民(高齢者・病弱した貧民)層は第2群の貧民層より以上の処罰規定を課せられ、その上教区定住法と教区責任制が1547年条例以降の貧民救済政策の基調を形成した。したがって、「不具者か重病人でない」これら第3群の貧民層は生まれ教区に送還され、職業に就労して定住することを余儀なくされることになった。さらに、富裕な教区は貧しい教区の貧民を救済する義務を課せられる富配分論が1555年条例VII条、1563年条例第IX条にあらわれた⁽²⁷⁾。

16世紀前半の旧救貧法は「労働不能な貧民」概念を三分類しそれぞれの範疇に対応する救済政策を展開した。この「労働不能な貧民」層は1547年条例を境にその救貧政策に変容を示し始め、救貧政策は1547年条例以降第2群、第3群の貧民層を対象に体系化され始めた。そして、この「労働不能な貧民」層に対する救貧政策は従来の中世的無差別救済主義から1530年、1536年条例に示される物乞い許可制、さらに1547年条例の特徴である教区責任制、教区定住法の原則を漸次打ち出し始めた。これら救貧政策の段階的変容、その体系化は、貧民を土地に緊縛し教区共同体の第二次誓約共同体⁽²⁸⁾を形成する共同体再生の一環を基調にするのを特徴にする。したがって、地域自治体は貧民を土地に緊縛⁽²⁹⁾することによって共同体を形成し、独自の救貧政策を自治体活動の一環に措定することになった。

(二) 「労働可能な貧民救済」条項

「労働不能な貧民」層に対比される「労働可能な貧民」層は1349年初期労働者条例第7条乞食処罰規定に始めて出てくるが、しかし、救貧法の主要対象として取り上げられるようになったのは16世紀初期からであり、この意味で旧救貧法はこの「労働可能な貧民」層を体系的に問題にすることによって漸次法構成を整序され始め、完結する体系をなすにいたる。それゆえ、「労働可能な貧民」層の救済政策が旧救貧法の基調をなすのであり、その全問題の鍵を内包するものといえよう。

注(26) 戸籍原則、教区責任制は修道院解散時に於けるマナー単位の解体と、それに代る新しい行政単位として村落制の展開を基盤にするものである。この村落自治単位制に関して、吉岡照彦「イギリス地主制の構造」、さらに田中豊治「イギリス絶対王政期の産業構造」を参照せよ。

(27) 富配分論は貧困な教区と富裕な教区との不均等性を是認するものであり、中世的コミュニティの崩壊を認めるものである。さらに、富配分論は、臨時特別税体系、救済課税体制につらなるものである。臨時特別税体系について大場四千男稿「16世紀後半サフォークにおける毛織物工業の経営史的考察」(経済論集第20巻2号)を参照せよ。

(28) 都市共同体が第二次誓約共同体に帰結した点、すでに鶴川馨教授が中世都市グロスターの「特許状」を分析することで示された。都市自治制の物質的基盤でもある。(鶴川馨、「中世都市グロスター」(「イギリス封建社会の研究」所収論文))

(29) 貧民土地緊縛論は労働者勅令の基調であり、マナー領主の労働政策であった。しかし、16世紀後半に於ける旧救貧法での土地緊縛論はカンパニー・ギルド親方層の労働政策に示される。したがって、貧民土地緊縛論は14世紀と16世紀とで決定的に階級利害を異にするものである点注意すべきである。

したがって「労働不能な貧民」層に対比し「労働可能な貧民」層はいかに制定法で定義され、多様な構成を特徴にするかを次に明らかにしなければならぬであろう。つまり、「労働可能な貧民」層の概念を明確にすることによって始めてその救済政策は明らかになるからであり、この点で基礎的な概念の確定から作業を進めよう。

〔資料〕：C

XV 1530 年「物乞・浮浪者処罰条例」…I 条。この王国中いたるところで浮浪者及び乞食 Vagabondes, and Beggars は怠惰の理由によって日々刻々法外な数に急増しつつある。この貧民の増大によって弊害が蔓延し、日々暴動が発生し、絶え間なく盗難、さらに殺人、他の大不幸が起り、この王国のコモンウェルス並びに善良な臣民に大きな災をもたらしている。このため当条例制定以前に多数の種々な浮浪者・乞食処罰に関する条例立法或いは布告が制定されたが、しかし、これらの良き条例、立法にもかかわらず、浮浪者、乞食はこの王国中いたるところで減少するどころか逆にむしろ日々眼に見える形でその数を急激に増大させつつある。

III 条。聖ヨハネ祭以後この王国中で物乞いする労働可能な壮健な貧民 any Pson or Psones beyng hold & mightie in body able to laboure, 或いは土地、親方を保有しない又は合法的商手工業組合に携さわれていない労働可能な男女の貧民 Man or Woman beyng hole & myhty in body & able to laboure havynng noland [Master] narusynng any laueful marchaundydes crafte or mystery が放浪し、そして、その生活が合法的に営んでいないことが明らかであるなら、都市、教区の治安官はこのような怠惰な浮浪者、貧民を逮捕し、担当地区の治安判治、上級治安官のところへ連行するべきである。この結果、適切な判断にもとづいて、治安判事、治安官、市長、シエリフ、ベイリフがこれらの怠惰な貧民を市場町に荷馬車の端に縛りつけて運び、そこで鞭打ちで彼らの身体から血がしたり落ちるまで鞭打ちをすること。この鞭打ちの刑が終った後、治安判事、上級治安官、市長、シエリフ、ベイリフはこのような怠惰な貧民が、生まれ故郷へか或いは以前 3 年間定住したところへ戻り、そこで正直な人が営む正業に携さわるべく誓約させなければならない。

XVI 1536 年「壮健な浮浪者・物乞処罰条例」…I 条。国王ヘンリ VIII 世治政第 22 年条例はウエストミンスターで制定された。この条例は乞食・浮浪者処罰条例であり、壮健な浮浪者、貧民が怠惰な理由で逮捕され、市場町で鞭打ちの刑を課した。次に、これら貧民は鞭打ちの刑終了後生まれ故郷にか或いは以前 3 年間定住したところへ戻され、そこで定住を余儀なくされた。また、労働不能な貧民、高齢者は、この条例にもとづいて、治療所に望むなら引き続き、収容され続けられるであろうと明記している。しかし、このヘンリ VIII 世治政第 22 年条例には、この壮健な浮浪者、貧民が如何なる方法で受け入れられ、且つ、地区住民がこれら労働不能な貧民の救済のためにどれくらい負担するか、さらに壮健な浮浪者に如何なる職業を斡旋して就労させるかの救済条項を欠如させていた。このため、当該条例は上記条例の欠陥を補足し、壮健な浮浪者、貧民を救済するために今や制定される。つまり、州、都市、バラ、ハンドレッド、ワーベントーク、ラース、ラーベ、ライディング、タイスング、ハムレットを統治する教区役員、貧民監督官は担当地区で教区民の慈善金に依拠して生計を立てている労働不能な貧民全てを探索すること。さらに、教区役員、貧民監督官はこれら労働不能な貧民を教区民の慈善金で扶養すべく便宜を計るべきである。この結果、労働不能な貧民が当地区で喜捨を乞うため物乞いし、放浪する必要を無くすべきである。他方、教区役員、貧民監督官は壮健な浮浪者、労働可能な貧民、乞食等に職業を斡旋し、就労させるべきである。これら職業に携わることによって、壮健な浮浪者、労働可能な貧民、乞食等は自己の労働で生計を立てるようになるであろう。

VI 条。都市、バラ、ハンドレッド、教区を統轄する下級治安官、ベイリフ、上級役人、治安判事、参事、牧師は特に病弱、さらに衰弱した状態でなく、且つ物乞いし、怠惰な生活状態に居る 5 歳から 14 歳迄の子弟を保護すること。その上、治安官、教区牧師がこれらの子弟を農業徒弟に携らせることは最良の救済行

為である。しかし、12歳以上16歳以下の子弟がこれらの職業を拒否し、且つ正当な理由なしにその職業を離れるなら、直ちに治安官によって逮捕され、当地区の市長、市参事、治安判事、ベイリフ、牧師の面前に連行される。そこでこれら子弟が正当な理由なしに職業を拒否し、或いは離れたことが明らかになったなら、鞭打ちされ、さらに治安官によって職業に再び携わらせるため送還されるべきであろう。

VIII条。市長、市参事会員、治安判事は毎月1度適切な日に担当地区で壮健な浮浪者、乞食の探索を秘密裡に行なうこと。この探索は昼夜にわたってすみやかに行なうべきであり、この結果、無頼漢、壮健な浮浪者、屈強な乞食及び疑わしき他の貧民全て all ruffelars sturdipoor Vacaboundes and Valiaunte baggers and other suspecte Psones を逮捕し、当条例によって処罰すべきである。

XVII 1547年「浮浪者・労働不能な貧民救済条例」…I条。怠惰な貧民、浮浪者 Idlenes and Vagabundrye 層は、この王国に於ける窃盗、強盗及び災い等の全ての不幸の根源である。このような怠惰な状態に身を投じる貧民は我がイングランドにおいて他の外国以上の数に達しつつあり、このため我が王国の貧窮と臣民の脅威に成長しつつある。今までに我が国王及び議会は、これら怠惰な貧民、壮健な浮浪者を取締まるために、壮健な浮浪者・乞食処罰に関する条例立法、布告を制定してきた。しかし、残念ながら、これら処罰条例、立法、布告は、壮健な浮浪者を抑圧するために望ましい成功を見ていない。この結果、これらの処罰条例、立法、布告は壮健な浮浪者を処罰するのに全く有効的でなく、怠惰な貧民、壮健な浮浪者は、条例によって死刑、鞭打ちの刑、拘留の刑等で処罰されるにもかかわらず、むしろ数を急増させており、我が政^{ゴモンウェルス} 体を脅やす敵に成長しつつある。このため、当条例は、従来の条例を廃止し、壮健な浮浪者を抑圧するために制定する。当条例は、第1に壮健な浮浪者、乞食を処罰するために制定されたこれまでの条例、立法、布告の全てを今廃棄し、無効にする。第2に浮浪者の概念を次の如く明記する。つまり、来る4月1日以降に労働することが全く出来ず且つ、生計を立てるのに十分な土地、地代収入、収益が無い壮健な男女 man or woman being not Lame Impotent or so aged or diseased Wth sich that he or she can not Worke; 物乞いする乞食 Begger; 親方がいない奉公人 a Srvinge man wanting a maister; 技術を身につけ或いは労働することで正業に携わらなく街頭を放浪する貧民、及び家に潜伏する人々 anny other such sante lurking in ang house or hawses or loytringe or Idlelye wander bythe highe waied syde or in streeteo in cities Townes or Villages, not applying them self to same honnest and allowed arte Scyence Srvice or Labour; 適切な職業に三日間以上携わらない人々 not offer them self to Labour; 生計を立てるために自から職業に携さわらなく、或いは携わろうとしない人々 Will take them doo not ffer them self to Worke for meate and drynck; 親方と徒弟契約を締結したにもかかわらず、その契約期間終了する以前にその徒弟奉公を止め、或いは逃亡する人々 do leave their Worck owt of Lonvenyent tyme or runne away.

次に、徒弟＝奉公人が奉公期間中に逃亡し又は締結された契約期間が終了する以前に職場を離れるなら、親方がこれらの怠惰な徒弟＝奉公人を逮捕し、治安判事2名の面前に連行することは合法である。治安判事は、これらの怠惰な徒弟＝奉公人を審問し、その怠惰な生活状態が、正直な証人2人によって明らかにされたなら、有罰を宣決し、且つこれらの怠惰な徒弟＝奉公人にV字を焼印し、2年間親方の奴隷として奉公させるべきである。

XVIII 1549年「浮浪者・怠惰な貧民処罰条例」…I条。浮浪者、乞食は怠惰な生活状態を続けるため、この王国中いたるところで、日々刻々数を急増させつつあり、このためこの王国に於ける災の全ての根源に成長しつつある。この結果、王国中いたるところで窃盗、強盗、人殺しが勃発しつつある。したがって、これら浮浪者、乞食を処罰する条例、立法、布告がいままで制定されたが、しかし種々な理由に依ってこれら条例、立法、布告はよく遵守されていないまま今日にきている。それゆえ、当条例が浮浪者、怠惰な貧民を処罰するために制定される。次に、壮健な浮浪者、怠惰な貧民を奴隷にすることを明記したエドワードVI世治政第1年条例は、今や廃棄し、無効である。他方、壮健な浮浪者、乞食を処罰し、且つ労働不能な貧民、高齢者を救済することを明記するヘンリVIII世治政第22年条例は復活しよりよく遵守されるべきである。

III条。壮健な浮浪者、怠惰な貧民が定住する地区で普通支払われている合法賃金で労働する事を拒否し、

且つ放浪する壮健な労働者 *suche cōmen, being Parsonsabee in bodye, using loytering and refusing to Work for suche reasonable wage* 層は浮浪者と判断され、壮健な浮浪者 *strong and mightie Vacabonde* として処罰されるべきである。

XI 条。物乞いする男女 *dyvers Wymen and men goeingeon begging*, 労働することは出来るが、しかし怠惰な貧民、さらに不具な貧民が 5 歳以上の子弟を連れそっているなら、これら貧民の子弟は、怠惰な状態で成長し *brought up in idlness*, 正業に携わらないであろう。このためにこれらの子弟を扶養する両親が存在する場合に、この貧民の両親の承認なしに、5 歳以上 14 歳迄の物乞いする子弟を下級治安官 1 名の面前に連行すべきである。次の四季裁判所で、治安判事がこれら貧民の子弟を、特に女子の場合 15 歳になるまで、また、男子の場合 18 歳になるまで徒弟奉公に就かせしめ得る。

XIX 1572 年「浮浪者処罰・貧民救済条例」…V 条。人々が無頼漢、浮浪者、壮健な乞食になることをもくろむなら、厳しい刑罰を課せられることを十分に明らかにするため今や、当該条例で壮健な浮浪者、乞食ならびに無頼漢の定義をここに記す。壮健な浮浪者、乞食ならびに無頼漢の範囲を問題にする。壮健な浮浪者、乞食ならびに無頼漢とは次のような人々のことである。女王陛下が発行する許可証なしに地域から地域へ放浪する人々、奇妙な手練、不法な娯楽、或いは遊技を行なうのにこの王国中を渡り歩く怠惰な人々 *ydle Psones going aboate in any Countrey of the said Realm, using subtyl craftye and unlawful Games or playes*; 人の運命、死及び将来について語る人相術、手相術さらに似而知識を年につけ人を惑わす人々 *Some of them fayninge themselves to have knowledge in Phisnonnye Palmestrye or other Scyences*; 土地又は親方を有さず、且つ不法な商手工業に携さわり、生活を合法的に営まない労働可能な人々 *Psone and Psones beyng whole and mightye in Body and able to labour, havingnot Land or Maister, marusing any lanfull Marchaundize craftye or Mysterye, and give no reckinge hawe heeor Shee do lawfully get his or her Lyvinge*; 貴族、高位高官に仕えない剣術家、飼育人、演技者全て *all Fencers Bearewardes common players*; 治安判事 2 名の署名入り許可証書を携帯せず放浪する手品師、行商人、思索家及び露天商人全て *Juglers Pedlars Tynkers and Petyce Chapmen*; 定住地区で普通支払われる合法賃金で労働することを拒否し、且つ放浪する労働可能で壮健な普通の労働者全て *all Comon Labourers being Persons able in Bodye using loytering, and refusinge to Worke for such reasonable Wages*; 通行許可証の偽造者とそれを偽造と知っていて利用する人々全て *all courterfeytures of Ly censens Passeportes and all users of the same*; 大学学長、副学長の認可で権威づけられなく、且つ放浪するオクスフォード及びケンブリッジ大学の両学生 *all scho llero of the Univrsityes of Oxford or Cambridge yt goe about beggine, not beingo authoursed under the Seale of the saidi Universities*; 難破した通行証無し乗船員 *all Shipmen Ptendinge Losses by sea*; 治安判事 2 名の署名が入った許可証なしに物乞いする保釈人全て *all Psones delivered out of Gaoles*。

XX 1576 年「貧民就労・怠惰な貧民処罰条例」…I 条。エリザベス治政第 14 年の放浪者処罰・貧民救済条例にさらなる追加を試み、詳細な記載事項を挿入するために、当条例が今や制定される。非合法的婚姻から生誕した私生児はいたるところでその数を急増させつつあり、このため、教区はこれら私生児を扶養し、大きな負担になりつつある。したがって、治安判事 2 名は、その私生児が生まれた教区に居る両親に扶養させるべく適切な処置を講じるべきである。

II 条。教区民が無頼漢を捕えたら教区負担で、その無頼漢を留置所へ拘留すべきであるが、その際、この送還で生じる負担を避けるため治安官は逮捕された無頼漢を次の治安官に手渡し、無頼漢の生まれ故郷につくまで続けられるべきである。

以上掲げた資料 XV～XX は「労働可能な貧民」層の数的増大と影響力の深さに伴って多様な概念規定を行なう状態を編年史的にあらわしている。したがって、資料にあらわれる「労働可能な貧民」層は貧民の発生状況を段階的に相違させており、その都度新しい「貧民」層の生誕と救済政策を展開するプロセスを示している。

このため資料は「労働可能な貧民」層の影響力を適確にあらわしている。

1 貧民問題の段階的深化過程

「労働可能な貧民」層が16世紀初期に社会問題として取扱われ始め、その貧民問題の根の深さを始めて明確に示唆した条例は1530年の「乞食・浮浪者処罰条例」第I条である。この第I条は、「労働可能な貧民」層が貧民問題の中心であることを指摘し、次にその影響の深さを次のごとく記している。

「この王国中いたるところで浮浪者及び乞食は怠惰な理由によって日々刻々法外な数に急増しつつある。この貧民の増大によって弊害が蔓延し、日々暴動が発生し、絶え間なく盗難、さらに殺人、他の大不幸が起り、この王国のコモンウェルス並びに善良な貧民に大きな災をもたらしている。このため当条例制定以前に多数の種々な浮浪者・乞食処罰に関する条例、立法或いは布告が制定されたが、しかしこれらの良き条例、立法にもかかわらず、浮浪者、乞食はこの王国中いたるところで減少するどころか逆にむしろ日々眼に見える形でその数を急激に増大させつつある。」と。

16世紀に入ると、「労働可能な貧民」層は壮健な浮浪者・乞食あるいは無頼漢の名のもとに一般化し、このため本格的な救貧法の制定を余儀なくさせ始めた。しかし、これら壮健な浮浪者、乞食を抑圧する救貧条例は適切な対応策を見出せないまま無力化し、次の救貧条例を必然化させる趨勢である。したがって、救貧条例は「労働可能な貧民」層を苛酷な処罰主義と就労主義の課題のもとに体系化させ始め、1536年「壮健な浮浪者、乞食処罰条例」第1条及び1547年「浮浪者処罰・労働不能な貧民救済条例」第1条は奴隷条例⁽³⁰⁾といわれる「残虐立法」Bluegezetuであり、「残虐立法」に帰結するプロセスをそれぞれの第1条で次のごとく描いている。

「1536年条例第1条。国王ヘンリVIII世治政第22年条例はウェストミンスターで制定された。この条例は乞食・浮浪者処罰条例であり、壮健な浮浪者、貧民が怠惰な理由で逮捕され、市場町で鞭打ちの刑を課した。次に、これら貧民は鞭打ちの刑終了後生まれ故郷にか、或いは以前3年間定住したところへ戻され、そこで定住を余儀なくされた。また労働不能な貧民・高齢者は、この条例にもとづいて、治療所に望むなら引き続き収容され続けられるであろうと明記している。しかし、このヘンリVIII世治政第22年条例には、この壮健な浮浪者、貧民が如何なる方法で受け入れられ、且つ地区住民がこれら労働不能な貧民の救済のためにどのくらい負担するか、さらに壮健な浮浪者に如何なる職業を斡旋して就労させるかの救済条項を欠如させていた。このため当該条例は上記条例の欠陥を補足し、壮健な浮浪者、貧民を救済するために今や制定される。つまり、州、都市・バラ、ハンドレッド、ワーペンターク、ラース、ラーペ、ライディング、タイスング、ハムレットを統治する教区役員、貧民監督官は担当地区で教区民の慈善金に依拠して生計を立てている労働不能な貧民全てを探索すること。さらに、教会役員、監督官はこれら労働不能な貧民を教区民の慈善金で扶養さすべく便宜を計るべきである。この結果、

注⁽³⁰⁾ 「残虐立法」、「奴隷条例」はチューダー朝救貧法の特徴を示すのであり、中世的無差別救済主義と違うことをあらわしている。そして、これら、苛酷な処罰条例が制定される背景として、モリス・ドップ、サロルド・ロージャズ、カール・マルクスの原始的蓄積論からの労働力不足論とJ・P・パウンドの労働力過剰論とが対立している。また、宗教史的立場から、マックス・ヴェーバーのプロテスタンティズムの禁欲・職業労働に由来し、D・デーフォの“Giving Alms no charity”につながる論説もある。M. Dobb, *Studies in the Development of Capitalisms*.

労働不能な貧民が当地区で喜捨を乞うため物乞いし、放浪する必要を無くすべきである。他方、教区役員、監督官は壮健な浮浪者、労働可能な貧民、乞食等に職業を斡旋し、就労すべきである。これら職業に携わることによって、壮健な浮浪者、労働可能な貧民、乞食等は自己の労働で生計を立てるようになるであろう。」と。

1536 年条例は、1530 年条例が壮健な浮浪者を処罰し生まれ故郷へ定住させた意義を評価しながら、「労働可能な貧民」層の就労条項を欠如させる点を指摘し補強すべく制定されたことは上記の長い引用で明らかであろう。したがって、エルトンは貧民就労政策を端緒形態ながら具体化した 1536 年条例を、最初の本格的な旧救貧法と規定づけたのも、1536 年条例が「労働可能な貧民」層を土地へ緊縛させる定住法、さらに職業に就労させる就労主義の二原則を打ち出し、以後の旧救貧法の礎をなしたからであると思われる⁽³¹⁾。それゆえ、次の 1547 年条例は 1536 年条例の原則をより苛酷な形で明記し、「残虐立法」或いは「奴隷条例」と呼称されるほど「労働可能な貧民」層に処罰主義と就労主義を課し、コモンウェルスの抑圧と均衡の構造を形成しようとするものであった。とするなら、「労働可能な貧民」層への救済政策は危機意識の深化につれ構造的なものになり始める傾向であり、1547 年条例第 1 条は、このプロセスを次のように描いている。

「怠惰な貧民、浮浪者層はこの王国に於ける窃盗、強盗及び災い等の全ての不幸の根源である。このような怠惰な状態に身を投じる貧民は我がイングランドに於いて他の外国以上の数に急増しつつあり、このため我が王国の貧窮と臣民の脅威に成長しつつある。今までに我が国王及び議会はこれら怠惰な貧民、壮健な浮浪者を取締まるために壮健な浮浪者・乞食処罰に関する条例、立法、布告を制定してきた。しかし、残念ながら、これら、処罰条例、立法、布告は壮健な浮浪者を抑圧するために望ましい成功を見ていない。この結果、これらの処罰条例、立法、布告は壮健な浮浪者を処罰するため全く有効的でなく、怠惰な貧民、壮健な浮浪者は、条例によって死刑、鞭打ちの刑、拘留の刑等で処罰されるにもかかわらず、むしろ数を急増させており、我が政 体^{コモンウェルス}を脅やかす敵に成長しつつある。このため、当条例は、従来の条例を廃止し、壮健な浮浪者を抑圧するために制定される。当条例は、第 1 に壮健な浮浪者、乞食を処罰するために制定されたこれまでの条例、立法、布告の全てを今廃棄し、無効にする。」と。

これらの旧救貧法に描かれる「労働可能な貧民」層に対する体制の政策立案者はその認識を根源的に変え、貧民問題を根本的に解決しようと志向する。何故なら、初期の 1530 年条例に於いて「労働可能な貧民」層は「暴動」を起し、「絶え間なく盗難、殺人、他の大不幸」を生じさせ⁽³²⁾、「この王国の政 体^{コモンウェルス}ならびに善良な臣民に大きな災をもたらす」根源であったが、中期の 1547 年条例では政体の解体を促す根源へと深められ、その危機意識は次のごとく絶頂に達しようとする。

「このような怠惰な状態に身を投じる貧民は我がイングランドに於いて他の外国以上の数に達しつつあり、このため我が王国の貧窮と臣民の脅威に成長しつつある。」「しかし、残念ながら、これら処罰条例、立法、布告は壮

注(31) G・R・Elton, "An Early Poor Law" E. HR vol VI. No. 1. 1953.

(32) 壮健な浮浪者、乞食は最初ジブシーと呼ばれ、処罰された。An Acte for the Punishment of certain Persons calling themselves Egyrtian & 2 Philip & Mary. C. 4.

健な浮浪者を抑圧するために望ましい成功を見ていない。この結果、これらの処罰条例、立法、布告は壮健な浮浪者を処罰するのに全く有効的でなく、怠惰な貧民、壮健な浮浪者は、条例によって死刑、鞭打ちの刑、拘留の刑等で処罰されるにもかかわらず、むしろ数を急増させており、我が政^{コモンウェルス}体を脅やかす敵に成長しつつある。」と。

かくて、旧救貧法は16世紀前半に於いて「わが国^{コモンウェルス}体を脅やかす敵に成長しつつある」「労働可能な貧民」層の潜在的な脅威をすみやかに排除すべく適切な対応を余儀なくされることになった。

こうした「労働可能な貧民」層に対する危機意識の深まりは、中世的無差別救済様式から1530年、36年の物乞い許可制⁽³³⁾へ、さらに47年条例の「奴隷条例」へと「残虐立法」の性格をさらに鮮明にしながら、もう一方で定住法、貧民就労主義への傾向を強めつつ16世紀後半のエリザベス原則へ移行する段階的発達史を辿るのである。そして、これら旧救貧法の段階的体系化が進むにつれ、「労働可能な貧民」概念を整理され一定の定義を賦与されることになる。

それゆえ、旧救貧法の背景にある危機意識の深まりとともに明確化する「労働可能な貧民」概念を明らかにしよう。

(三) 「労働可能な貧民」概念

旧救貧法の立案者は16世紀前半から後半に漸次「貧民問題」の根の深さを意識し始め、このまま「労働可能な貧民」層が増大すれば政体(＝コモンウェルス)の崩壊に導くと把握し、このため、「労働可能な貧民」層の概念を明確化し、その根源をすみやかに排除しようとした。それゆえ、旧救貧法は制定される度に必ず対象である「労働可能な貧民」層を定義し、集団毎に分類する形式を採用している。「労働可能な貧民」層に対する呼称は制定法の内容を相違させるのであり、特に16世紀前半と後半とでは「労働可能な貧民」層の呼称を変容させているほどである。つまり、1530年の立法は「乞食・浮浪者処罰条例」であり、1536年法は「壮健な浮浪者・乞食処罰条例」、そして1547年では「浮浪者処罰・労働不能な貧民救済条例」、1549年法は「浮浪者・怠惰な貧民処罰条例」であった。しかし、16世紀後半に入るや処罰条例から救済条例へ呼称を大きく変えるのである。1554年法は「貧民救済条例」、1555年立法では「貧民救済条例」、そして、1568年法も「貧民救済条例」であり、1572年法は「浮浪者処罰・貧民救済条例」、1576年法は「貧民就労・怠惰な貧民処罰条例」であった。これら旧救貧法は16世紀前半に於いて「壮健な浮浪者・乞食処罰」に力点を置くものであったが、16世紀後半になると「貧民救済」或いは「貧民就労・怠惰な貧民処罰」に力点を置き、その変容一斑をあらわしている。これら呼称の変化は旧救貧法の立案者が抱く危機意識の深まりおよび益々鋭く根源にせまる把握力の広さを背景にするものであり、具体的にはその救貧政策の多様性と救貧行政機構の形成に示されるものであると考える。それゆえ、16世紀前半に於ける「壮健な浮浪者・乞食」概念と16世紀後半に於ける「怠惰な貧民」概念を明

注(33) 物乞い許可制は全ての都市、市場町、農村で許されたのではなく、特殊な条件、例えば過剰貧民教区、さらに都市救済政策の一環として行なわれたのであり、しかも、16世紀前半において一般化した。ノリッジ市は1531年6月14日物乞い許可制を51名の乞食に許した。大場四千男稿「エリザベス治政期の都市救貧政策」(経済論集第19巻2号) P.112.

らかにし、次いで、その呼称の変容過程を跡づけることにする。

したがって、これら「労働可能な貧民」概念が「壮健な浮浪者・乞食」概念から「怠惰な貧民」概念への変容過程を問うことによって同時に政体（コモンウェルス・絶対王政）の構成が段階的に編成替えされる過程を挟むことでおおまかな呼称変更の過程を明らかにしえるであろう。

〔Ⅰ〕十六世紀前半に於ける旧救貧条例は「労働可能な貧民」層を「壮健な浮浪者・乞食」層の呼称のもとに定義づけんと試みる。とするなら、まず「壮健な浮浪者・乞食」層の性格と分類を試みることにする。

「労働可能な貧民」層は「労働不能な貧民層」に対比される概念であり⁽³⁴⁾、「労働不能な貧民」層は「労働することが全く出来ない」貧民のことを指すのである。共通分母としての「労働可能な貧民」層は「労働することが出来る」層であり、その典型的表現は「物乞いする労働可能な貧民」Pson or Psones beyng hole & mightie in body & able to labourである。この意味で「労働可能な貧民」層が16世紀前半に於いて「壮健な浮浪者・乞食」と呼称される由来を「物乞いする労働可能な貧民」概念に求め得られる。したがって、「労働可能な貧民」と「壮健な浮浪者・乞食」と二重写しになるのであり、当時宗教改革の「職業倫理」から怠惰な労働生活者のことを「労働可能な貧民」もしくは「壮健な浮浪者・乞食」と呼称する雰囲気の産物といえよう。

「労働可能な貧民」層に共通な分母が以上のごとく、「職業倫理」特に「プロテスタンティズムの精神」に深く係わりあうものであり、こうした精神状況が「労働可能な貧民」層を定住法もしくは就労主義へ指向させ、と同時に職業倫理の枠から離れるこれら「労働可能な貧民」層を壮健な浮浪者・乞食の呼称のもとに処罰しようとする残虐立法へ導びき、かくて均衡と抑制の仕組＝機構を形成しようとする運動体を担うことになる⁽³⁵⁾。

とするなら、「プロテスタンティズムの倫理」が旧救貧法に串貫する「労働可能な貧民」層の概念規定に投影し、しかもイギリス的救貧法の「均衡と抑制」機構を形成する潜在力を成すなら、「労働可能な貧民」の分類を次に問題にしなければならぬであろう。

「労働可能な貧民」層は、Ⅰ初期的資本＝賃労働関係をあらわす場合と、Ⅱ没落小生産者層をあらわす場合とに二大区分される。それゆえに、以上の二大区分を明らかにし、旧救貧法の特質を抉り出してみよう。

注34 「貧民」概念を二大範疇に分類する考えはW・ハリソンに示される如く、当時広く認識されたところのものである。しかし、これら二大範疇のうち、「労働可能な貧民」概念がさらに、第1に没落小生産者、第2に初期産業資本＝賃労働関係に小分類される分類形式は、従来なされていない。J・P・パウンドは没落小生産層と壮健な浮浪者に分類するが、この壮健な浮浪者層に内在する資本＝賃労働関係をそれほど重視していず、その性格規定もあいまいである。J・P・Pound, *Poverty and Vagrancy in Tudor England*.

(35) マックス・ウェーバーがプロテスタンティズムの倫理が旧救貧法成立の精神的雰囲気を形成したと指摘するごとく、プロテスタンティズムの禁欲・職業労働観が旧救貧法の就労条項を発展させた起動力になり、壮健な浮浪者の処罰を苛酷に進める精神的雰囲気を醸成したことは考えられる。Max. Weber, *Das Protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus*.

1 初期的資本＝賃労働関係

1530 年条例第 III 条ですでに「壮健な浮浪者・乞食」は初期的資本＝賃労働関係をあらわしており、具体的関係として「土地、親方を保有しないまたは合法的商手工業組合に携わっていない労働可能な男女の貧民」Man or Women beyng hole & mighty in body & able to laboure havynge no land, [Master] narusing any lawful marchaundyse crafte or myetery 層を挙げている。1530 年条例で「労働可能な貧民」層は初期の資本＝賃労働関係の端的あらわれであり、1547 年条例でさらに明確な発展形態をその第 1 条で次のごとく唱っている点注目すべきであろう。

「浮浪者の概念を次の如く明記する。……親方がいない奉公人；技術を身につけ或いは労働することで正業に携わらず街頭を放浪する貧民；適切な職業に三日間以上携わらない或いは携わろうとしない人々；徒弟契約を締結したにもかかわらず、その契約期間終了する以前にその徒弟奉公を止め、或いは逃亡する人々」第 III 条。壮健な浮浪者、怠惰な貧民が定住する地区で普通支払われている合法的賃銀で労働する事を拒否し、且つ放浪する壮健な労働者」層である。

上記した「労働可能な貧民」層が初期産業資本＝賃労働関係をあらわす場合、まず第 1 に「労働可能な貧民」であり、かつ、第 2 に「適切な職業に 3 日間以上携わらず」定住地を離れる人々であるが、さらに、第 3 に「徒弟奉公を止め、或いは逃亡する人々」のことであり、とりわけ「合法的賃銀で労働することを拒否し、かつ放浪する壮健な労働者」層を指す。したがって、「壮健な労働者」は「壮健な浮浪者」の呼称であり、その実態は「合法的賃銀で労働することを拒否する」壮健な人々＝商品生産者層である。

それゆえに、旧救貧法はこうした初期産業資本＝賃労働関係を「壮健な労働者」あるいは「壮健な浮浪者・乞食」呼ばわりし、16 世紀前半に於いて苛酷な処罰主義で抑圧を試みたが、1547 年条例 I 条に指摘されるごとく「壮健な浮浪者を抑圧するために望ましい成功を見ていない」実情であった。

旧救貧法は、初期産業資本＝賃労働関係の群棲化を抑圧しえないまま 16 世紀後半に入り、単に「壮健な浮浪者・乞食」概念としてでなく更に深く「政^{コモンウェルス}体」を解体しようとする根源として「労働可能な貧民」層を把握しようとした。したがって、「労働可能な貧民」層は 16 世紀後半に入り定住地を離れ、かつ合法的賃銀で働こうとしない「壮健な労働者」層、就中「商品生産者」層そのものとして把握しようとする。1572 年条例第 V 条は「壮健な労働者」層、つまり、「商品生産者」層として「労働可能な貧民」層を把握する。「土地または親方を有さず、かつ不法な商手工業に携わり生活を合法的に営まない労働可能な人々」、「定住地区で普通支払われる合法賃金で労働することを拒否し、かつ放浪する労働可能で壮健な普通の労働者」層等と⁽³⁶⁾。

注⁽³⁶⁾ 救貧法は定住法、徒弟制度の普及で秩序の均衡を計り、壮健な浮浪者を処罰する抑制機構の多層な仕組を特徴にしている点注意すべきである。

16 世紀前半に於いて「労働可能な貧民」層はまさに壮健な浮浪者・乞食の呼称を付けられたが、16 世紀後半には商品生産者（初期産業資本＝賃労働関係）層そのものとして把握されるにいたる。こうした「労働可能な貧民」層の把握の差は 16 世紀前半に処罰主義を強めさせ、16 世紀後半に就労主義へ指向させる認識の相違に導くのであった。

〔II〕「労働可能な貧民」概念は前記した初期産業資本＝賃労働関係をあらわす場合と、他方、没落小生産者層とをあらわす場合とがあると前述した。旧救貧法の「労働は可能な貧民」層が未亡人、婦女子を含む失業生産者および没落小生産者層をあらわす場合、16 世紀前半にすでに救貧条例に示されている。すなわち、1547 年条例第 I 条は没落小生産者層の浮浪者・貧民層への転落を次のごとく示していた。「……生計を立てるのに十分な土地、地代収入、収益が無い壮健な男女」、
「適切な職業に 3 日間以上携わらない人々」、と。他の救貧条例はこの没落小生産者層の実情を「労働することが出来る青年或いは貧窮者は仕事の欠如のため物乞いを余儀なくされる」every such poore and nedye Pson older or young able to doe any worke standing in necesity of Relife shall not for want of worke goe abroad eyther begging と指摘する。

これら没落小生産者、失業婦女子群は当時頻繁に生じる不作による穀物不作、オランダ産ウステッドの生産増加によるイギリス産ウルン・ウステッド輸出の停滞を時代背景に一挙に発生し、壮健な労働者層の一角を形成し、初期産業資本＝賃労働関係と相違するもう 1 つの「貧民問題」を形成しつつあった。

旧救貧法に示される「労働可能な貧民」層は、初期産業資本＝賃労働関係を「抑圧」し、没落小生産層を社会復帰させて「均衡」化する二重の概念から成るのを特徴にする。さらに、これら二大分類以外に「労働可能な貧民」層にもう一群の貧民がつけ加えられるのである。

〔III〕 以上に示された「労働可能な貧民」層が初期産業資本＝賃労働関係および没落小生産者層の二大範囲につけ加えられるもう一つの貧民層を特徴づけるなら封建的家臣団、演技者集団である。有名な放浪者定義立法である 1572 年条例第 V 条は、1547 年条例第 I 条の浮浪者定義をさらに拡大解釈し、以上の二大範疇のほかに次の人々をも貧民層の中に内包しようとした。

「陛下が発行する許可証なしに地域から地域へ放浪する人々、奇妙な手練、不法な娯楽、或いは遊技を行なうのにこの王国中を渡り歩く怠惰な人々、人の運命、死及び将来について語る人相術師、手相術師さらに似耐知識を身につけ人を惑わす人々；貴族、高位高官に仕えない剣術家飼育人、演技者；治安判事 2 名許可証を携帯せず放浪する手品師、行商人、思索家及び露天商人；通行許可証の偽造者とそれを知っていて利用する人々；オクスフォード及びケンブリッジ大学の両学生、難破した通行証無しの乗船員；治安判事 2 名の署名が入った許可証なしに物乞いする保証人」等全てである、と。

これら貧民層は旧救貧法に於いて初期産業資本＝賃労働関係、および没落小生産者層ほど幾度も明記されないが、しかし「労働可能な貧民」層の一翼を形成し、処罰の対象をなした。したがって、以上の貧民層は「労働可能な貧民」であり、と同時に定住しなく放浪するのを特徴にするア

ウトサイダー的存在であり、さらに封建家臣団の没落層でもある。

結 び

旧救貧法に示される「労働可能な貧民」層概念は16世紀前半と後半とで立案者の認識の深さによって微妙な相違を示しながら、漸次二大範疇に区分され、さらにもう一つの貧民層をつけ加え、多層な概念規定を試み、それらに対応する救貧行政を展開しようとする。とするなら、こうした旧救貧法に見出される範疇・概念が16世紀前半と後半とで漸次変容しながら明確にされてゆくが、これら多層な貧民概念が具体的にいかなる救貧行政を必然化させ、イギリスの救貧行政機構を展開せしめるにいたるかの歴史過程を明らかにしなければならぬであろう。さもないれば、旧救貧法の多層な貧民概念構成が抑圧と均衡機構を特徴にするイギリスの救貧行政機構をレオナルド女史が主張するごとく形成するにいたった起動力を把握しえなくなる恐れからである。この意味で次にイギリス的救貧行政機構の仕組みとその形成史を要約してみる。

(1)前貸問屋制、(2)救貧院マニファクチュアの各就労機構を新しく設定しようとする。これら各就労機構に携さわる貧民監督官、徴収官、さらに教区民は前述した動産所有者、土地所有者層をあらわすギルド・カンパニーの商手工業者層であり、この点で、新しい就労形態はギルド・カンパニーの商手工業者支配体制をイングランド全土に及ぼす結果になり、寄生地主制確立の基盤を形成することを余儀なくされるのであった。

旧救貧法の就労条項は、結論づけるなら、16世紀前半における農業徒弟制中心から後半における商手工業徒弟制中心へ推移する背景のもとに、就中労働力確保をギルド・カンパニーの雇傭主・親方層に有利にする商手工業＝土地所有の共生関係のための政策であり、寄生地主制の骨格を担う特性を帯びるものであった。

旧救貧法に於ける「貧民」概念は基礎範疇の骨格であり、救貧行政・政策の展開を必然化する前提条件であった。さらに、これら基礎範疇は1個の歴史的倫理構成の形式を特徴にするのであり、この意味で旧救貧法は独自の歴史的倫理構成の結晶体を成し、1個の歴史性に昇華されるのである。したがって、旧救貧法では独自の基礎範疇の倫理構成の上に特有な救貧政策史・行政機構史を構築することに帰結するが、と同時にこれら基礎範疇・救貧政策史・行政機構史は独自の経済利害に串貫されざるを得なかった。特に、就労条項はギルド・カンパニーの労働力政策をあらわすものであり、ギルド・カンパニーの階級構成を特徴づける商手工業親方＝土地所有者層の共生関係の利害を担うものであった。この意味で、「貧民」概念の基礎範疇は商手工業親方＝土地所有者層の共生関係である階級編成を凝縮するものであったところにイギリスの特殊性があらわれているといえよう。このため、これら「貧民」概念に特徴づけられる旧救貧法は救貧政策・行政機構史をイギリス的なものにするに帰結してゆくのである。それゆえ、次の課題はこうした旧救貧法的前提条件を踏まえた上でのイギリス的救貧行政機構史を明らかにすることである。

2 章 イギリス旧救貧法の資料探索 ―

ジョン F. ポウンド 女澤史恵 訳 「ノリッジ市の貧民調査 1570 年」（一）

目 次

はじめに

a. 手書き原稿

b. 貧民調査の背景

c. 分析

地図

付録

I 年齢、性別、婚姻

II 16 歳未満の児童の年齢と性別

III 21 歳以上男性の職業

IV 21 歳以上女性の職業

V 貧民ハウスに収容された人数

VI 世帯あたりの人数

VII ノリッジでの在住期間

VIII ノリッジ市内のアルダーマンあるいは評議員の所有不動産

IX 各教区の貧民人口

はじめに

a. 手書き原稿

1570 年から 1580 年の 10 年間におけるノリッジ市の貧民待遇に関するほとんどの情報が、ノリッジ市自治体の所有する 3 冊の書物に記載されている。「The Maiores Booke for the Poore」は、1570 年の一般的な状況をまとめ、人口調査の資料、カンタベリー大主教に送られたノリッジ市の救貧法構想の報告書の一部、1579 年まで続いた年次報告などが含まれている。2 冊目は、人口調査は含まれていないが、その他の資料が多く含まれている。貧民に関する法令がより詳細に記載されているが、1580 年まで続いた年次報告と若干の相違がみられる。3 冊目は、人口調査全体が収められ、事実と反する概要も見受けられるが、初めて課税や資産が査定された。

市長ブックに載っている人口調査は、不完全なものではあるが、以前から歴史家には知られていた。1900年に出版された著書「Early History of English Poor Relief」でセント・ピーターズ・サウスゲート教区に関する事柄を記載したE・M・レオナルド女史によって、初めて利用された。当時、市の公文書保管人だったJ. C. ティンジーが1910年に更なる選書を書き記し、セント・ステファン教区から出された「The records of the City of Norwich」には貧民に関する条例からの抜粋も掲載されている。これらは1924年に出版されたタウンリーとパワーの「Tudor Economic Documents」にも載っている。どの書物も、残存する貧民調査からの抜粋である。それらをティンジーは「非常に不完全」と評し、もはや完全な調査結果は存在しないと言わしめた。

1962年に初めて完全な貧民調査が明るみに出た。それは、私が博士論文の準備のために市の記録保管所を調査しているときに発見し、すぐにいわゆる1576年の「The Maiores Booke for the Poore」に複写された貧民調査の原本であることに気付いた。ノリッジの貧民について議論してきた歴史家に見落とされてきた部分が含まれていた。極めて貴重な資料であり、単に地方の視点からだけでなく、他のどこでも入手困難な貧民についての多量の情報が含まれている。記載事項の分析から、貧民の多い地域を立証し、年齢分布を調べ、家族の構成人数、就労人数、子どもの教育状況、成人貧民の就労状況、さらには調査過程で浮き彫りにされた女性や子どもの労働力の重要性、救貧法の改正前後ともに条例で禁止されていたノリッジ市支配層が所有していた貧民収容のための不動産まで明らかになった。

同書には、1571年の貧民法の再編成に関する独自の評価も含まれており、この点において、「Poor Relief Book for 1571 & 72」に関する当局の記述は正しいが、貧民調査と同様に、市内から退去するよう命じられた貧民についても詳細に記録もしている。同書にはページ番号がなく、おそらく貧民報告を命じられていたニコラス・サザートンによるものと思われるが、きわめて判読困難な文字で書かれ、多くの修正を含んでいる。それらはすべて、戸別訪問して貧民調査を行った後になされたようだ。そうした加筆（中には異なる筆跡も含まれていた）は、調査の解釈に関して言えば、ほとんど問題にはならない。言わば追記のようなもので、ある世帯は市内から退出したままである、ある家族は他の教区へと引っ越した、居住記録のある男性は既に退出していた、またある人は調査期間中に死亡した、などなどの記載がある。そうした登録者は角括弧で示されている。中には横線を引かれている部分もある。こうした現象は、記録者が実際の所見に対して素っ気ない感情しか持ち合わせていなかったために生じたように思える。記載には、トーマスとエリザベス・ロムの息子はセント・ミハエル教区のバー・ストリートにある両親の家に引き取られ、そこは劣悪の状態で、病気で衰弱し、ベッドにはシーツがなかった、とある。関連事項として、雇い主はウィックリンハムのジェームズ・ゴールドディングであるが、契約期間前に雇い主のもとを去った使用人である可能性を示唆している。他には、老若男女の健康状態が不良であるという記載もあり、原簿作成から市長ブックの記録資料として掲載される間に死亡することも十分考えられる。また、市内への流入者やすぐに退去していった貧民に関して、彼らの自由意思あ

るいは上層部からの圧力の結果であるとしている。しかし、原簿に横線で削除されている詳細が、公式文書に忠実に再現されている部分もある。どんな理由であれ、横線で消された記載は、山括弧に括られて明確に記載されている。統計の表に関して言えば、貧民調査に記載された全員が含まれている。ただし、妻を捨てた夫と貧民調査後すぐに死亡した 46 人の男性は除外する。

b. 人口調査の背景

1570 年後半から 1571 年はじめにかけて、ノリッジ市当局は救貧法構想を再編成する下準備として、市内貧民の大規模な人口調査を実施した。16 歳以上の男性 525 人、女性 860 人、16 歳未満の 926 人が確認された。貧民はエリザベス女王時代初期のノリッジで生活していた世帯数の 4 分の 1 以下を占め、1524－5 年に課税対象とされた賃金所得者の水準よりも低かった。それにもかかわらず、列挙された男性の 66%以上と女性の 85%以上の成人が何らかのかたちで就労しており、財政的支援が必要とされたのは 4 分の 1 にも満たなかった。半数以上の世帯が地元出身だが、数年前から外部者が流入してくるようになった。それでも、彼らの大半は、貧民を救済するとされていた参事会員、司法参事官、フリーマンによって収容されたため、市当局はあまり関心を示していなかった。実際に浮浪罪で罰せられた人数からも、浮浪者や物乞いも大した問題ではなかったことが示唆される。

そのため、1570 年後半にノリッジ市長ジョン・アルドリッチが市内の路上生活者に対して大規模な攻撃を開始したことは、衝撃的である。貧民に関する条例の序文で、貧民の多くは何らかのかたちで就労しているにもかかわらず、大半の時間を物乞いで過ごす貧民の増加に、市内の富裕層は不安感を募らせているとアルドリッチ市長は主張した。商人たちの「愚かな同情心」がこうした事態を増長させているとして非難し、彼らの寛大さが、同市を失業者の実質的なメッカにさせているとした。満腹の物乞いが余った食料を通りに捨てるため、ますます多くの人々が就労よりも気楽な生活を営める路上生活者になっていると考えているように思われた。

序文には注目すべき点が含まれている。貧民に関する条例に示唆されているようにノリッジ市の状況が悪化しているなら、物乞い人数の増加と、彼らに対して積極的な措置を講じている痕跡を見出せると考えるだろう。ところが実際は、そうではないのだ。1571 年までの 2 年間、市長裁判所の前に現れた浮浪者は平均すると 2 週間に 1 人以下だった。こうした人々で溢れているという証拠は、裁判所の記録にも、市議会の記録にもない。同様の話は定住貧民に関してもいえる。人口調査の直前 3 年間で、30 数世帯が近郊から移り住み、市内に定住した。彼らの大半は就労先を見つけ、さらに多くが施し物とシェルターを市当局から受理していた。もう一つ不可解な点は、アルドリッチ市長の定住貧民に関する包括的な声明である。その公的な書類によると、彼らのほとんど——男性、女性、子ども——は物乞いである。この記述にもかかわらず、貧民調査を任された事務官は、細心の注意を払って就業者と失業者に区別し、さらに一時的な失業者までも分類した。また、物乞いに関しても記載された。その他、住居についても明らかに相違が見られる。

記録された790人全員あるいは全世帯は、持ち家、借家、市や教会から提供されたシェルターの区分は別として、住居を有するとある。ところが、貧民対策の前文で言及されている物乞いは、教会の玄関、納屋、その他戸外に住みつき、不衛生で病気が蔓延する原因となっていると報告されている。こうした人々は貧民であることが示唆されているが、貧民調査の結果を集約したものにはなっていない。そうした人々のほとんどは浮浪者であり、おそらく施し物と居住場所が提供されるという寛大さに惹かれて市内へとやってきたのだろう。

市当局の法的措置に関する表向きの理由と貧民調査の結果には大きな隔たりがあり、現状にあまり疑問を感じていなかった当局が危機感を募らせていたことがうかがえる。そうした動揺は上層部から生じていた。20数年前、ノリッジ市は貧民市民の救済のために強制寄付を開始した最初の地方都市となった。こうした措置が講じられたのは、ケットー揆が勃発した年でもあった。この大暴動には地元の貧民が参加していた。こうした一連の暴動以外に、市の有力者あるいは中央政権に大きな影響を及ぼした事件はあっただろうか？

1570年5月16日、北部諸侯の乱が失敗に終わった三か月後、ノリッジで反旗が翻された。表向きは、アルバ公の率いるスペイン軍の侵略から逃れて同市へとやってきたオランダ・ワロン人難民の急増に対する反乱とされているが、首謀者たちの主目的はもっと広域に及んでいた。彼らは北部諸侯たちとの連携を疑い、目的を達成するためにアルバ軍に港を引き渡す準備をしていた。指導者の中には、国の重要人物も含まれていた。女王の寵臣ロバート・ダドリーの妻を姉にもつジョン・アップルヤードは、1559年にノーフォークとサフォークの長官だった。レッデンホルのブレイン・ホーランドは1556-7年にノーフォークの役人(escheator)であり、彼の一族は北部諸侯の財産を管理していた。その他、地元の有力者や知識人も含まれていた。北部諸侯との関わりや、格別な忠誠が求められる地域での活動があったにもかかわらず、共謀者が彼の名前を用いた証拠はない。どちらにしても、ノリッジに武装集団を2回集めているが、地元の支援を得られなかった。市当局は6週間ほど状況を調査した後、行動に出た。暴動の指導者と支持者は逮捕され、投獄された。死刑に処された者もいた。こうして事態は収束された。

しかし、政府は事態を憂慮し綿密に調査した。ノリッジは北部諸侯の本拠地であると同時にノーフォーク最大の都市であり、英国第二の都市でもあった。こうした脅威は、実際には暴動の実現性は乏しかったが、混乱を引き起こす可能性は十分にあった。1570年7月11日ころ、ウィリアム・セシルは州副知事に書簡を送っている。前文に続いて、次のような記載がある。「……隠謀の発源地と思われるノリッジ市の状況に特別関心をお持ちであると察します。誠実な一般市民の安全と生活を維持するため——依然として市民の根幹を成す一般市民は恐怖を禁じ得ません……」セシルは、州内の全ての王室貴族に対して、借地人を集め、武器を調達し、志願兵の査察の手配をするよう要請した。女王の平和が市場原理によって保たれるよう不法集会が禁止され、悪名高い商人が処罰されるようにするために、徴集可能な人員、馬、武器を集め、信号を監視し、放浪者の抑圧に関する条例をつくろうとした。

浮浪者を抑圧する条例は一般的な形式としてしか見なされていなかったのかもしれない。枢密院が1569年に鞭打ちの刑罰を開始し、1572年まで続けられた。しかし、ノリッジの貧民層についてのコメントは重要である。管理機関は下層階級の人々を蔑視し、同時に懸念した。特に困窮している貧民は、些細なきっかけで重大な惨事をもたらす行動を引き起こしかねなかった。こうした地方の暴動が、たとえ計画性に欠け不成功に終わるものであったとしても、当時の貧民法構想の根底を成し、履行する最も重大な要因の一つとなっただろう。バーグリーの手紙から数か月以内に、ノリッジ市は貧民の人口調査を実施する手はずを整え、現行の政策を再編成するのに必要な基本情報を収集しようとした。

c. 分析

エリザベス女王時代のイングランドにおいて、市当局は貧困を個人の責任とは見なしていなかったようだ。相次いで打ち出される議会制定法は次第に貧民救済に対して強制寄付を強いるものへと変わっていき、教区司祭は聴衆に施し物を振る舞う美德を説教壇から熱く説くようになった（しかし、多くの場合、それとなく聞き流された）が、そうした説教は持続的な効果を奏しなかった。町人や村人たちは、自分たちの家計が圧迫されることに苛立ちを感じた。人々は自分の意志によって、施しを受けるに相応しいと思える人たちにのみ、与えようとした。無職でありながら、援助を受けるに値する貧民が存在するという概念は受け入れられなかった。望む者には職に就くことができ、物乞いになるのは本人の自由意思によるものであると考えられていた。疫病の発生や凶作といった緊急事態が生じたときには、商人たちが自らの資金を提供した。トウモロコシが市民のために外国から輸入され、危機が終焉するまで、多くの施しが持続的に行われた。特に改革後の時代、貧しい職人から裕福な商人、質素な小作農から裕福なジェントリーまで、人々は、各自の意志によって、貧民に金銭を施した。多くの商人は、さらに慈善事業を推し進め、必要最小限の人員を確保しようとした。しかし、貧民救済のために常時寄付するという案は、どの階級の人々にも受け入れられなかった。

こうした無関心と反対といった背景とは対照的に、1570年以前のノリッジ市の業績は、評価されるものである。1549年から始まった貧民救済のための寄付を継続していたことも頷ける。その既存構想の完全再編の直前に、市民約650人から金銭を引き出し、約180人の極貧の人々に救済として提供した。寄付も支給も金額は大きくなかった。こうした寄付の80%は、一週間に1ペニーまたはそれ以下の支給がなされたと思われる。週に2ペンスも支給されるのは、受取人の40%に満たなかった。特に、人口調査が実施された当時、貧民救済を受けていない566世帯のほとんどが、[労働可能]と認定された。同市の永続的な受給者は、高齢者か、就業が不可能な人々であった。労働可能な状態であれば、就業していようがまいが、経済的援助の受給対象者とは見なされなかった。この点において、ノリッジ市は当時の他都市と同様に保守的であり、再編に関する政策を変更しなくてはならない理由がなかった。

1970 年のノリッジ市は 10,625 人の人口を有し、オランダ・ワロン難民が継続的に流入し、急激に人口が増加した。外国からの入国者の多くは貧民であり、川沿岸に位置する都市の工業地域へと流入した。そのため、困難な状況がいつそう悪化し、国内の貧民は特定の地域にますます集中した。人口調査に記録されたイギリス人貧民の半数以上が、西端のセント・ジャイルズ教区からウェスト・ワイマー教区そして下流域のコスラニー、コールゲート、フィーブリッジ教区へと広がる地域に住んでいた。面積の小さいセント・ジャイルズ教区が、ノリッジ市の中で最も貧民の密集している地域であり、教区内の 40%以上の住民が同市の貧民ブックに記載されている。大勢のイギリス人貧民は市南部にも存在し、コンズフォードの全人口の 3 分の 1 が貧民である。セント・ステファンに隣接する教区では、住民の 5 分の 1 が貧民として記録された。対照的に、こうした圧倒的に貧民が多い地域は、貧困地区の 8 分の 1 以下の人口しかないセント・ピーター、ミドル・ワイマー、イースト・ワイマーといった大きくて豊かな教区とは明らかに状況が異なった。ミドル・ワイマーには 7%、イースト・ワイマーには 8%の貧民しかいなかったが、年末にかけて貧民が急激に増加すると、それに応じて負担が重くなった。

人口調査が行われた当時、ノリッジ市の貧民の大多数は何らかの職に就いていた。こうした人々の職業構造は後で詳しく述べるが、つまり、就労能力を見込めるということであり、多くの家族は都市部へ移住しようとした。少なくとも、同市の貧民の半数は地元出身ではないが、多くはノリッジ市に長く居住しており、ほとんどその土地の人といえる。75 世帯、あるいは全体の 11%弱は 20 年以上市内に居住していた。261 世帯、あるいは全体の 38%は調査前 20 年以内に移住してきた。ノリッジ当局は、調査直前、特に 3 年以内にやってきた人々に関心を示した。地方あるいは国家の法律によってこうした人々の流入を規制しようとしたが、こうした条項は明らかに無視された。行政当局は、実際の居住期間だけでなく、出身地についての情報も入手しようとした。表 I に示すように、長期間居住している人々に関しての関心は低く、居住してきたばかりの住民を懸念していたことがわかる。

表 I 過去 20 年間のノリッジ市民の出身地

在住期間	出身地				合計人数	%	%
	ノーフォーク	サフォーク	その他	不明			
1- 5	27	3	8	19	57	66.66	33.33
6-10	20	10	19	42	91	53.85	46.15
11-20	3	—	1	109	113	3.54	96.46
Totals	50	13	28	170	261	34.87	65.13

詳細なデータから、移民の大半はノーフォークとサフォークの出身であることが明らかになった。しかし、もっと遠方から移住してきた移民は 3 分の 1 を占める。この 10 年間にノリッジに居を構えた東部の州以外の出身である 27 世帯のうち、11 世帯が北部イングランド出身であり、ウェールズやアイルランドなどの遠方から移住してきた。その他、西部、中部、ロンドン、ケン

ブリッジからも流入している。人々はノリッジ市に安息を見出し、放浪を止め、当局からあからさまに反対されることなく定住した。

貧民調査において、出身地が半分も記載されていないとすれば、当局にとって関心があったのは年齢や婚姻状況だったとも言える。16歳以上の男女ともに、ほとんど全員の年齢が明記され、無記名なのは、わずかに男性の3%、女性の6%だけである。結婚歴についても同様の傾向が認められる。男性の未婚者はほとんどおらず、女性はたいてい既婚、未亡人、あるいは夫に捨てられた妻と記載された。高齢の女性で何の記述もない場合は、未婚であったと思われる。

男女ともに最大カテゴリーは31歳から40歳であり、男性の29%、女性の26%が該当する。男女とも23%が16歳から30歳である。しかし、もっと重要なことは、男女ともに高齢者の人数が比較的多いことである。男性の21%、女性の25%が60歳以上であり、50歳で高齢者と考えられていた時代において、非常に高率であったことがわかる。貧民は富裕層よりも寿命が短いと思われるがちであるが、そうではなかった。高齢貧民のうち、男性7人と女性15人が80歳以上であり、そのうち女性2人は100歳に達していた。

このような証拠は、貧民層に病気が蔓延しているとする政府当局の主張とは相容れないものである。中にはそのような人々もいただろう。何らかの理由で障害を持ったり、手足を失ったりした者もいるが、そうした苦痛は人生を中断するほどの悲劇ではなかったようだ。彼らの生活環境が少なくとも長寿に貢献していたようだ。ノリッジ市は当時から衛生環境を評価されており、オランダ・ワロン人難民が流入して深刻な人口過密を引き起こすまでは、貧民たちの生活環境が異常に密集していたという証拠はほとんどない。5分の1ほどの世帯は四人以上の家族構成であり、こうした世帯の多くは共同住宅に住み、数世帯が一緒に居住しているハウスもあったが、たいていは過密ではなかった。貧民住居施設459棟のうち、4分の3棟では6人以下の人員、4分の1棟では1人あるいは2人が入居していた。

以下に取り上げる例外はあるものの、比較的大人数の貧民を収容している建物は民間の物ではなかった。それらはすべて教会や市当局に属していた。市内には12の教会ハウスと2のカレッジ・ハウスがあり、95人の貧民にシェルターを提供していた。その2つのカレッジ・ハウスは、コスラニー教区のセント・ミヒヤエルにあった。そのひとつは明らかに小さな建物で、一人の未亡人を収容していた。もう一つの大きな建物には、8家族、29人以上が居住した。教会・ハウスは市内に散在していた。セント・ベネディクトの4つのハウスには23人が入居していた。セント・ジョーンズのマダーマーケットのハウスには12人、セント・ステファンのハウスには子どものいない夫婦2組と独身者1人と5人家族が住んでいた。多くの人々が、市内の病院の敷地内にも居住していた。ノーマンとして知られていた大きな市立病院の中にある13のハウスに、24人が入居しており、そのうち数人は未亡人だった。セント・ジャイルズ病院のシティ・ハウスは16人に住居を提供した。もう一つのセント・オーガスティンの大きなホスピタル・ハウスには、19人が入居していた。教区ハウスもまた、大きなものもあった。バー・ストリート教区にある The Gates

表II 市の有力者や教会のハウスに居住している貧民数

ハウスの種類	ハウス数	収容人数	ハウスあたりの収容人数	ハウスに居住している人の割合(%)
教会ハウス	12	65	5.41	21.66
カレッジ・ハウス	2	30	15.00	10.00
シティ・ハウス	3	26	8.66	8.66
ゲート・ハウス	8	33	4.12	11.00
ノーマン	13	24	1.85	8.00
ホスピタル・ハウス	4	35	8.75	11.66
教区ハウス	9	62	6.89	20.66
タワー	12	25	2.08	8.33
合計	63	300	4.76	100.00

のセント・ジョーンズの教区ハウスは6家族19人、セント・ステファンでは15人が入居していた。9つの教区ハウスが貧民62人を収容していたと言われている。最終的に、58人が城壁の周囲にある8つのゲート・ハウスと12のタワーに住んでいた。

市内にあるその他の396ハウスは民間のものだった。こうした建物の大半は、参事会員や参事官として市の役人として従事している者や、近い将来なるであろう人たちが所有している物だった。市長ジョン・アルドリッチはこうしたハウスを5つ所有しており、ノース・コネスフォード教区に2つ、コスラニー教区のセント・メリーとセント・ブトルフとセント・クレメントにそれぞれ1つずつ持っていた。これら5つのハウスには33人が入居できた。それにもかかわらず、市長は貧民に関する条例の前文で徹底的に非難しているのである。ジョン・サザートンとロバート・サックリングの両氏はそれぞれ5つ、エドワード・パイは7つ以上のハウスを所有していた。その他に、2つあるいは3つのハウスを所有していた者もいたが、多くは1つだけであった。こうした人々の地位は付録Ⅷにまとめてある。おそらく、見返りを得るためであると推測されるが、支配階級のなかには、非常に大きなハウスを貧民に住居として使わせていた者もいる。1562年から1568年まで同市の管財人ジョン・ブレンナーハセットはセント・ポールにハウスを有し、そこには8家族または23人が収容できた。ジョン・サザートンはセント・メリーズ・コスラニーにハウスを所有し、11家族あるいは34人を収容した。ポケットホープにあるトーマス・パーカーのハウスには20人、オーガスティン・スチュワードのノース・コネスフォードにある2つのハウスにはそれぞれ17人と14人を収容できた。セント・グレゴリーにあるエドワード・ワーデンのハウスには15人、コスラニー教区のセント・メリーにあるアルドリッチ市長のハウスには13人、セント・セイヴィアにあるジョン・リードのハウスには2世帯、合わせて6人を収容できた。市の有力者たちの中には、10人もの人数を収容できるハウスを所有している者もあり、多くは6人以上を収容できた。口先の主張とは裏腹に、資産階級の人々は貧民を将来的には厄介者となるであろうと思うと同時に、収入源でもあると見なしていた。こうした過程で、あまりに過密な状態は罪とみなされるようになったのだろう。しかし、その当時はハウスの大きさに関する明確な規制はなかった。これまで述べてきた人々や、これから述べる名誉市民は、哀れみといった感情から

貧民を収容したわけではなさそうだ。実際、その20年以上前に、明確に「チャリティー」を禁じる法案を可決しており、この理念に口先では賛同していたが実際の行動は違っていた。

住居を所有している貧民は別として、上記以外に市内に財産を所有していた人々は、フリーメン（市の重役に就く可能性のない）55人、男性58人、女性22人であった。こうした人々の大半はハウスを1つ所有していたが、中には複数所有している者もいた。フリーメンであるニコラス・ケントというパン屋はオール・セインツに5つの土地を有していた。またクリストファー・オーステインという織物職人はセント・ベネディクトに2つのハウスを持ち、その1つに16人の貧民を収容していた。ジョン・リングはポケットホープに2つの物件を持ち、8家族あるいは22人が居住していた。エドワード・オーメはセント・スウィジンにハウスを1つ所有し、そこには13人がいた。ウィリアム・アルマンはセント・ステファンに4つのハウスを有し、10人居住していた。フリーメン以外にも妥当な大きさの物件を有する者がいた。ハンフリー・ラントはオール・セインツにハウスを1つ所有し、そこには17人が入居できるほどの大きさだった。トーマス・リッチマンはセント・スウィジンに同様の規模のハウスを持っていた。ジョン・ヘミングはセント・アンドリュースとセント・ジュリアンに5つのハウスを持ち、19人分の住居を提供した。女性でも同様のハウスを所有している者が少数ながらいた。代表格としてミセス・フェリックスが挙げられ、ノース・コンスフォードに4つ、セント・ジャイルズに1つのハウスを持っていた。ミセス・ノルゲートはセント・オーガスティンに15人入居できるハウスを1つ所有していた。ミセス・クロークは25人入居できるハウスを1つ持っていた。

最後に、市内のハウス所有者として貧民が挙げられる。全体の8%弱、61世帯が自分自身の家を所有していた。世帯主のほとんどが次の3つの職業に就いていた。14人が革職人、14人が織物職人、13人が労働者だった。未亡人はハウス所有者の10%以上、建設工事の労働者が9%、その他に服飾、飲食業、金属細工師などがいた。セント・ジャイルズにある夫に捨てられた妻のハウスのように、抵当に入っている物もあった。ノルマン人の労働者が所有しているハウスにも同様の物がいくつかあった。ときには、支払いの合計額が引き合いに出された。ザ・ゲーツのセント・ジョーンズ教区にいたある未亡人は8ポンドしか所持しておらず、一方で5ポンドを支払わなければならなかった。しかし、このような場合、多くの貧困家庭が財産を完全に所有しているとされた。当然ながら、可能な時には部屋を貸すこともあった。セント・パールの織物職人のハウスには16人が居住し、それほど大きな住居を持っていたわけではなさそうである。その中の2家族は、複数のハウスを所有していた。ザ・ヒルにあるセント・ジョーンズ教区の革職人は2つ、セント・オーガスティンの干し革職人は3つ持っていた。まとめたものを以下の表Ⅲに示す。

実際、男女問わず大半の人々は、何らかの形で就業しており、失業者の人数は建設業に従事している人を除けばごく少数だった。16世紀におけるノリッジの繊維工業の減退や、関連の職業に就職できる人員が減少しているにもかかわらず、貧民の多くは梳毛職人として雇われ、徒弟期間を経てから雇用された者もいる。同様のことが他の職種にも当てはまる。比較的多くの人々が雇

表III 貧民ハウスとして用いられた私有財産の所有者

カテゴリー	所有ハウスの数							所有者数	ハウス数	合計収容 人数	平均収容 人数	ハウス 所有率(%)
	1	2	3	4	5	6	7					
Aldermen & Councillors	48	11	11	2	4	1	1	78	144	792	5.50	36.27
Other freemen	36	11	4	3	1	—	—	55	87	454	5.22	21.91
Non-freemen	47	7	3	—	1	—	—	58	75	375	5.00	18.90
Owner-occupiers	59	1	1	—	—	—	—	61	64	289	4.51	16.12
Women (other than poor)	20	1	—	—	1	—	—	22	26	149	5.73	6.80
Totals	210	31	19	5	7	1	1	274	396	2059	5.18	100.00

用されており、革職人の4分の3と労働者の60%以上は収入があった。一方、建築業界では生活困難者を抱えており、そうした人々の半数以上が失業と記載されている。ガラス工5人中4人と石工11人中7人が失業者に分類された。当然、高齢のために労働できなかった者も含まれている。就業状況については付録IIIにまとめられている。

表IV 貧民男性の職業

職 種	就労者数	%	失業者数	%	合計人数	%
Labourers (労働者)	75	62.50	45	37.50	120	23.39
Textiles (織物業)	106	88.33	14	11.66	120	23.39
Leather (革職人)	47	74.61	16	25.39	63	12.28
Building (建設業)	24	48.00	26	52.00	50	9.74
Unspecified	2	4.65	41	95.35	43	8.37
Miscellaneous	21	72.41	8	27.59	29	5.46
Clothing	16	61.54	10	38.46	26	5.06
Food and Drink	18	79.17	5	20.83	23	4.67
Metal	15	71.43	6	28.27	21	4.09
Transport	7	87.50	1	12.50	8	1.55
Distributive	3	75.00	1	25.00	4	.77
Servicingmen	4	100.00	—	—	4	.77
Professional	2	100.00	—	—	2	.38
Totals	340	66.28	173	33.72	513	c.100

世帯主の収入は重要であったが、ほとんどは家族を扶養できるだけの収入はなく、本調査から明らかなように、女性と子どもの労働に依存していることが示されている。女性の多くが何らかの形で就労している。女性の職業の中では、紡績が大きな割合を占め、女性の3分の2が何らかの形で従事していた。その中では糸紡ぎが最も多く、343名の女性が雇用され、女性労働者の40%を占めた。またそこに付随する仕事として、裁縫、編み物、織物などがあり、全体の14%にあたる99人が従事していた。こうした職業以外にも、女性は多様な仕事に従事していた。酒、肉、ソーセージを売っている者もいれば、行商人、パイプ充填、使用人、洗濯婦、編み物指導者などがいる。多くが複数の仕事をしていた。そのため、編み物と裁縫をする人、裁縫とボタン作りをする人、裁縫とパンなどの食料を売る人などがいた。その他にも、糸紡ぎをしながらモルトを作る人、肉や酒を売る人などがいた。子どもに糸紡ぎを教えるために雇われた者もいれば、夫の代わりに

旅に出るものもいた。女性のうち 14%弱が氏名の横に無職と記載され、男性の場合と同じように、職業欄の最後に載っている（付録Ⅳ参照）。

子どもの多くも、両親と同様に就業していた。1歳から5歳と記載された子どもたちに、幼少とだけ記載されて年齢が記載されていない子どもたちを加えると、全体の 40～45%になると推測される（付録Ⅱ参照）。こうした幼児はまだ労働できなかったが、サウス・ゲートのセント・ピーターでは4歳から織物を始め、その他では5歳になると仕事を始めた。全体で、4歳から20歳までの子どもと若者 330 人が家計を助けていた。女性の場合と同様、多くの子どもたちは糸紡ぎと織物に従事していた。その他、雑多な仕事をしていた。ボウリング場の手伝い、修繕屋の父の荷物運びをする息子、老夫婦の世話をする少女、視覚障害者の道案内をする少年など。こうした雑業からの収入はわずかなものだったが、子どもの稼ぎは家計の足しになった。特に少女たちの紡績に関連している二つの職種は、家計の主収入として記載されている。多くの家庭が貧困であったが、必ずしも子供を働かせて副収入を得る必要性を感じていたわけではなさそうだ。少数ではあるが、学校へ通っていた子どもたちもあり（77 人、就学年齢の 16%）、父親が失業中の者も多くいた。こうした学校の中には、糸紡ぎや織物の初歩的な技術を教えているところもあったが、多くはより学問的なことを教え、ときには将来の就職に備えた準備もした。救貧法の改変を行う際に、学校教育は非常に重要であると市当局は考えた。セント・ジャイルズ病院にいた 12 人の子どもたちは、住居管理者夫婦から自分たちの名前を書けるように教えられた。

人口調査に記載された成人男性はほとんど全員が既婚者だった。そのうち 3 分の 1 は子どもがおらず、21～30 歳といった若い世代にも見られた。既婚男性の 40%以上に 1 人あるいは 2 人の子どもがおり、3 人あるいは 4 人の子どもがいるのは 21%、5 人以上の子どもがいるのはわずか 5%ほどである。当然のことながら、31～40 歳の年齢層に居住している子どもの数が最も多く、少数ではあるが、より高齢の世帯主に多くの子どもがいる場合もある。表Ⅴに既婚男性の年齢と子どもの数の関係を示した。子どものなかには成人した男性が含まれているケースもある。

既婚男性の多くは主に 4 つの職種に就業している。労働者と織物業が多く、革職人と建設業が続く。織物業、建設業、革職人は労働者よりも家族数が多く、15～17%に 4 人以上の子どもがいるのに対して、労働者は 9%であった。これら 4 業種以外の職業は多様であり、また就労数も少ないので、はっきりとした傾向をつかむことは難しい。

結婚している夫婦以外に、おそらく妻に先立たれたと思われる男性 2 人と女性 112 人に子どもがいた。女性のうち 67 人が未亡人、27 人が夫に捨てられた妻、18 人は詳細がわからない。市内の貧民家庭と子どもの数の関係を表Ⅶに示す。ただし、徒弟や使用人は家族に含んでいない。

世帯内の子どもの数は市当局からはほとんど考慮されなかったようだ。男性であろうと女性であろうと、世帯の稼ぎ手が明確な場合、市がその家族を補助することはほとんどなかった。一時的に失業していても、市当局にとっては同じ事だった。本当に困窮して裕福な隣人に食料を乞うようなことをすれば、厚かましい行為として非難された。こうした風潮は、特に夫のいない女性

表Ⅴ 父親の年齢と子どもの数

父親の 年齢	子どもの数									Total in group
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	2
16-20 (%)	2 (100.00)									
21-30 (%)	39 (37.14)	34 (32.38)	19 (18.09)	12 (11.42)	1 (0.95)					105
31-40 (%)	30 (20.27)	28 (18.91)	34 (22.97)	25 (16.89)	24 (16.21)	4 (2.70)	3 (2.02)			148
41-50 (%)	18 (21.42)	20 (23.80)	12 (14.28)	16 (19.04)	10 (11.9)	5 (5.95)	2 (2.38)		1 (1.19)	84
51-60 (%)	31 (37.80)	22 (26.82)	14 (17.07)	6 (7.31)	2 (2.43)	3 (3.65)		2 (2.43)	2 (2.43)	82
61-70 (%)	15 (53.57)	4 (14.28)	2 (7.14)	3 (10.71)	1 (3.57)	3 (10.71)				28
71-80 (%)	15 (65.21)	4 (17.39)	1 (4.34)	2 (8.69)		1 (4.34)				23
81-90 (%)	5 (100.00)									5
91-100 (%)	—			1 (100.00)						1
詳細不明 (%)	9 (52.94)	3 (17.64)	3 (17.64)	2 (11.76)						17
Totals (%)	164 (33.13)	115 (23.23)	85 (17.17)	67 (13.53)	38 (7.67)	16 (3.23)	5 (1.01)	2 (0.40)	3 (0.60)	495

表Ⅵ 就労者家庭の子どもの数

職種	子どもの数									Totals
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	
Textiles (織物業) (%)	42 (33.59)	25 (21.19)	13 (11.01)	17 (14.40)	11 (9.32)	6 (5.08)	2 (1.69)	1 (0.84)	1 (0.84)	118
Labourers (労働者) (%)	36 (32.43)	23 (20.72)	27 (24.32)	15 (13.51)	8 (7.20)	2 (1.80)				111
Leather (革職人) (%)	17 (27.87)	16 (26.22)	8 (13.11)	10 (16.39)	6 (9.83)	4 (6.55)				61
Building (建設業) (%)	11 (23.40)	15 (31.91)	8 (17.02)	6 (12.76)	4 (8.51)	1 (2.12)	1 (2.12)	1 (2.12)		47
Unspecified (%)	25 (64.10)	6 (15.38)	3 (7.69)	4 (10.25)					1 (2.56)	39
Miscellaneous (%)	13 (37.14)	9 (25.71)	5 (14.28)	1 (2.85)	4 (11.42)	1 (2.85)	1 (2.85)		1 (2.85)	35
Clothing (%)	4 (14.81)	7 (25.92)	6 (22.22)	5 (18.51)	3 (11.11)	2 (7.40)				27
Food and Drink (%)	5 (27.14)	4 (17.39)	7 (30.43)	6 (26.09)	1 (4.34)					23
Metal (%)	9 (42.86)	5 (23.80)	4 (19.04)	2 (9.52)	1 (4.76)					21
Transport (%)		3 (42.85)	4 (57.14)							7
Distributive (%)	1 (25.00)	2 (50.00)					1 (25.00)			4
Professional (%)	1 (50.00)			1 (50.00)						2
Totals (%)	164 (33.13)	115 (23.23)	85 (17.17)	67 (13.53)	38 (7.67)	16 (3.23)	5 (1.01)	2 (0.40)	3 (0.60)	495

表Ⅶ 貧民家庭と子どもの数

婚姻状況	世帯あたりの子どもの数								子どものいる 世帯数	子どもの 総数	世帯あたりの 平均子ども数
	1	2	3	4	5	6	7	8			
既婚者	115	85	67	38	16	5	2	3	331	786	2.16
未亡人	40	15	6	4	2				67	114	1.41
捨てられた妻	13	7	2	3	—	1	1		27	57	2.11
その他	9	9	2						20	33	1.39
合計	177	116	77	45	18	6	3	3	445	990	2.10

にとってつらいものだった。こうした女性は市内に 366 人おり、そのうち 46 人が夫に捨てられた妻、183 人が未亡人、137 人が夫のいない人だった。捨てられた妻のほとんどが、かなりの期間、夫と会っていない。中には、職を探しに行き、家族と連絡を取り合っているケースもあった。13 歳の少年がロンドンにいる父親のところへ行ったため、移住の可能性があると看做され、人口調査から家族の記録が消された例もある。また、夫が病気のためにロンドンの病院に入院していることを知っている女性もいた。しかし、ほとんどの夫の任務放棄は永続的なものだった。それに比べれば、未亡人にはもう一度結婚するチャンスがあるという意味では、若干良かったと言える。人口調査には、妻の方が年上の夫婦が多く登録されている。中には、夫の年齢の 2 倍の妻もいた。このように結婚あるいは再婚するまで、男性に比べると女性の置かれた状況は苦しいものであることが示されている。子どもがいる場合、さらなる困窮に陥ることは明白である。それにもかかわらず、人口調査から明らかに困窮に陥っている世帯の存在が指摘されるまで、市当局は頑なな態度を崩さなかった。そのため、改変直前に貧民世帯の 75%以上が全く援助を受けていなかった事実は驚くことではない。援助を受けていたとしても少額であり、週に 2 ペンスより多く受け取っていた家庭は 10%ほどだった（表Ⅷ参照）。

表Ⅷ 貧民調査時の受給額（This information is not given in every case）

市内地区	0	$\frac{1}{2}$ d	1d	$1\frac{1}{2}$ d	2d	3d	4d	$4\frac{1}{2}$ d	5d	6d	8d	12d	14d	合計 世帯数
South Conesford	29		3		2		2							36
North Conesford	32		6		10	1								49
Ber Street	83		2	2	10	7	3	1	1					109
St. Stephen's	34				6		7			1				48
St. Peter's	22					2	8			2				34
St. Giles	18	1			2	3								24
West Wymer	65		6		16	1	3			1				92
Middle Wymer	20				1	1	4			1	1		1	29
East Wymer	21				2	5	2			2		1		33
Coslany	69		1		8	3	4							85
Colegate	73		2	1	7		3							86
Fyebridge	100		6	2	9	1	2			1				121
合計	566	1	26	5	73	24	38	1	1	8	1	1	1	746
%	75.87	4.28			9.78	3.21	5.09	1.74						

市の有力者たちは仕事嫌いの人々を支援することを避けようとしていたが、貧民調査から、ノリッジには緊急に支援を必要とする家庭が多数いたこと、また必要がないのに補助を受けている者もいることが明らかになった。その結果、高齢者、若年者、困窮者、失業者、仕事嫌いなど、どのような条件であっても、全ての貧民に対してあらゆる対策がなされた。仕事嫌いには厳格に対処し、改善されない者はいわゆる矯正施設へ収容された。労働可能な失業者には仕事をあたえ、困窮者には経済的援助を増やした。貧民の割合が急増する過程において、最初は290人以上が貧民と査定され、以前は全く支援を受けていなかった146世帯にまず援助の手を差し伸べ、以前から恩給生活者である125人にも引き続き援助することにした。少額の給付金を受け取っていた人々はたいい増額され、一方、すでに多額の給付金を受け取っていた人々は同額のままととなった。週あたりの給付金が減らされたケースもあり、なかには給付金が全くなかったケースもある(表IX参照)。

表IX 1570年前後の週あたりの受給額(ペンス)

1570年後の 受給者数	1570年前の 受給額	1570年後の受給額と人数											
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	12		
146	0		3	63	32	38		8			2		
20	1			13	4	2				1			
1	$1\frac{1}{2}$				1								
49	2	1		23	17	7		1					
14	3			1	8	5							
33	4			1	1	21		7		2	1		
1	5			1									
7	6				1	3		3					
1	12										1		
合計	272	1	3	102	64	76		19		3	4		

注)「The Mayor's Book of the Poor」から編集

表Xでは、貧民救済の寄付について示されている。左端から1570年以降の査定人数、1570年以前に寄付された金額、改変後に寄付するよう要求された金額となっている。

ノリッジ市の受給生活者は制度導入から数年で340人に達し、1570年代中頃までに救貧税は年間500ポンド以上になった。

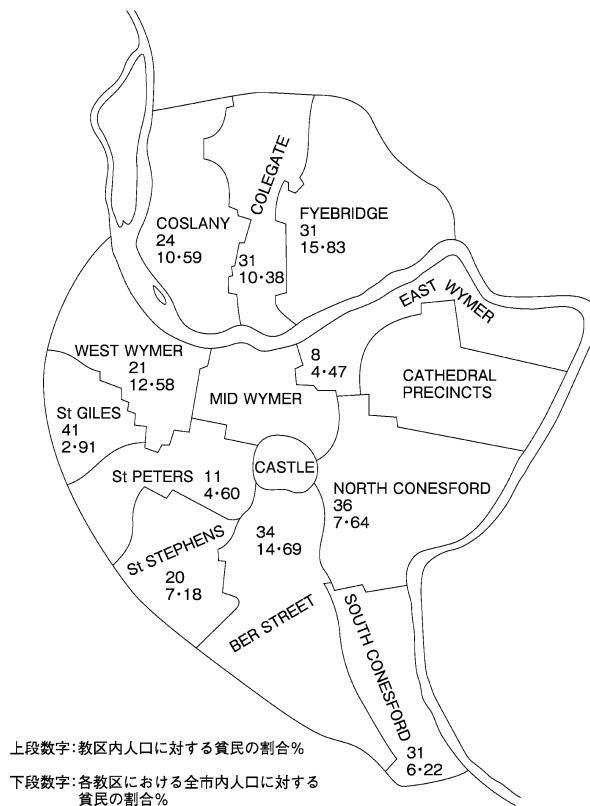
物乞いの完全廃絶と失業防止を大きな目的とした政策は、政府関係機関の中で言及された。ノリッジ出身であるカンタベリー大主教マシュー・パーカーは、市の対策を詳細に追求し、救貧に関する政府の次期構想が貴族院へと提出された。1571-2年にノリッジ市の代表としてジョン・アルドリッチは議会に参加し、委員会で貧民救済の質疑応答をした。1572年に条例が施行されると、ノリッジ市の政策において成功を収めた側面が多く含まれていた。つまり、ノリッジ市は1570年代の政府政策に直接的な影響を与える経験を積んできたと言えるだろう。

十六世紀イギリス旧救貧法の成立（一）（大場四千男）

表X 1570年の改正前後の寄付支払い額（ペンス）

1570年後の寄付者数	改正前	改正後												
		0	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{2}$	1	$1\frac{1}{2}$	2	$2\frac{1}{2}$	3	4	5	6	8	16
291	0			105	74	29	33	1	24	14	1	5	4	1
70	$\frac{1}{4}$	1	1	56	5	7								
205	$\frac{1}{2}$			46	41	65	27	3	19	3		1		
242	1			1	10	32	56	2	92	46		2	1	
15	$1\frac{1}{2}$						1		6	7		1		
74	2					1	1		5	40		25	2	
18	3									6		11	1	
13	4									1		2	10	
7	6												7	
1	2d a quarter			1										
1	3d a quarter					1								
3	4d a quarter			2	1									
合計人数 940		1	1	211	131	135	118	6	146	117	1	47	25	1

〈地図〉 ノリッジ市の各教区における貧民分布状況（1570年）



付録Ⅰ 年齢、性別、婚姻

	16-20	21-30	31-40	41-50	51-60 ¹	61-70	71-80	81-90	91-100	年齢不明	計
男性											
既婚	2	105	148	83	82	29	23	5	1	17	495
%	.40	21.21	29.89	16.76	16.56	5.86	4.64	1.01	.20	3.43	
その他	9	4	3	2	3	3	4	1		1	30
%	30.00	13.33	10.00	6.66	10.00	10.00	13.33	3.33		3.33	
計	11	109	151	85	85	32	27	6	1	18	525
%	2.09	20.76	28.76	16.19	16.19	6.09	5.14	1.14	.19	3.42	
女性											
既婚	4	105	150	109	64	19	8	2	2	31	494
%	.80	21.25	30.36	22.06	12.95	3.84	1.61	.40	.40	6.27	
見捨てられた妻		10	17	10	3	2	1			3	46
%		21.73	36.95	21.73	6.52	4.34	2.17			6.52	
未亡人		4	33	33	48	31	26	5	2	1	183
%		2.18	18.03	18.03	26.22	16.93	14.20	2.73	1.09	.54	
その他	18	26	17	15	18	9	18	3	1	12	137
%	13.13	18.97	12.40	10.94	13.13	6.56	13.13	2.18	.72	8.76	
計	22	145	217	167	133	61	53	10	5	47	860
%	2.55	16.86	25.23	19.41	15.46	7.09	6.16	1.16	.58	5.69	
性別不明	36	10								2	48
%	75.00	20.83								4.16	
合計	69	264	368	252	218	93	80	16	6	67	1433
%	4.81	18.36	25.69	17.59	15.22	6.49	5.58	1.11	.41	4.67	

¹ 男性 48 名，女性 87 名が 60 歳だった。

付録Ⅱ 16 歳未満の児童の年齢と性別

	年齢群				計
	1-5	6-10	11-15	年齢不明	
少年	37	36	12	5	90
少女	13	38	41	13	105
性別不明	263	246	80	142	731
計	313	320	133	160	926
	(33.55%)	(34.40%)	(14.25%)	(17.90%)	

N.B. 記載された貧民の 40%近くを児童が占めていた。

付録Ⅲ 21歳以上男性の職業

<i>Leather</i>			<i>Food and Drink</i>		
	就業者	失業者	計		就業者 失業者 計
Bagmakers	1		1	Aqua vitae sellers	2 2
Bookbinders	1		1	Bakers	6 6
Cobblers	19	7	26	Beer brewers	1 1
Cordwainers	14	3	17	Brewers	2 1 3
Curriers	1		1	Butchers	4 1 5
Glovers	4	3	7	Coopers	1 1 2
Parchment makers	1		1	Millers	1 1 2
Paint makers	1		1	Slaughterers	1 1 2
Skinners	2		2	Spirebread-makers	1 1
Tanners	3	2	5	Total	18 5 23
Tawers		1	1		
Total	47	16	63	<i>Distributive</i>	
				Barbers	2 2
<i>Building</i>				Chandlers	1 1
Carpenters	6	3	9	Haberdashers	1 1
Glaziers	1	4	5	Total	3 1 4
Joiners		1	1		
Limeburners	3		3	<i>Servingmen</i>	4 4
Masons	4	7	11		
Painters	3		3	<i>Textiles</i>	
Reeders	1	4	5		就業者 失業者 計
Sawyers	4	4	8	Calenderers	2 2
Stainers		1	1	Dornix weavers	9 9
Thatchers		1	1	Dyers	1 1
Tilers	1	1	2	Embroiderers	1 1
Wrights	1		1	Hair weavers	1 1
Total	24	26	50	Lace weavers	8 8
				Linen weavers	1 1
<i>Clothing</i>				Pipe fillers	4 4
	就業者	失業者	計	Russell weavers	4 4
Cappers	1		1	Shearmen	6 6
Hatters	3	4	7	Staymakers	1 1
Tailors	12	6	18	Staywrights	2 2
Total	16	10	26	Spindlemakers	1 1
				Weavers	4 3 7
<i>Transport</i>				Wool combers	1 1
Boatmen	1		1	Woollen weavers	2 1 3
Boatwrights	1		1	Worsted weavers	60 8 68
Carriers	1		1	Total	106 14 120
Carters	1		1		
Keelmen	1	1	2		就業者 失業者 計
Watermen	2		2	Basket makers	3 3
Total	7	1	8	Bird Catchers	1 1
				Bodgers	3 2 5
<i>Labourers</i>				Bowyers	1 1
	75	45	120	Chapmen	1 1
				Chimney sweep	1 1
<i>Professional</i>				Fletchers	1 1
Clerks	2		2	Gardeners	1 1 2

<i>Miscellaneous-continued</i>				<i>Metal</i>			
	就業者	失業者	計		就業者	失業者	計
Gatherer of coney-skins	1		1	Armourers		1	1
Haymakers	1		1	Blacksmiths	3	1	4
Husbandmen	1		1	Bladesmiths	1		1
Keepers of kitchen	1		1	Cutlers	1		1
Keepers of St. Gregory's church	1		1	Furbishers	1		1
Knackers		1	1	Goldsmiths	2		2
Makers of horns and spoons		1	1	Pewteres		1	1
Mouldmakers	1		1	Plumbers		1	1
Ostlers	1		1	Silversmiths	1		1
Ouarry pickers	1		1	Smiths	2	2	4
Seafaringmen		1	1	Smiths and boatman	1		1
Shepherds	1	1	2	Tinkers	3		3
Travellers in small wares	1		1	Total	15	6	21
Total	21	8	29	<i>Unspecified</i>	2	41	43

付録Ⅳ 調査当時就業していた 21 歳以上女性の職業

<i>Clothing</i>		<i>Spinning</i>	
Button makers	4	Cotton spinners	5
Embroiderers	1	Flax spinners	4
Knitters	47	Hair spinners	1
Knitters of caps	2	Hemp spinners	3
Knitters of hose	9	Linen spinners	11
Makers of women's hose	1	Mentlewarps spinners	23
Menders of old garments	1	Middle warp spinners	2
Sewers	24	Smallstuff spinners	11
Tailors	2	Spinners	54
Totals	91	Spinners and carders	49
	(12.52%)	Tow spinners	3
		Twine spinners	1
		Webbing spinners	17
		White warp spinners	343
		Woollen spinners	27
		Totals	554
			(76.31%)
<i>Food and Drink</i>		<i>Miscellaneous</i>	
Aqua vitae stillers	2	Bodgers	1
Bread and victuals sellers	1	Botchers	1
Fish sellers	2	Chalk pickers	1
Flesh sellers	1	Choppers of flocks	1
Malt makers	1	Cutters of shreds	1
Meat and drink sellers	1	Haberdashers	1
Sauce sellers	3	Kiln pickers	1
Sauce and links sellers	1	Labourers	5
Totals	12	Midwives	1
	(1.65%)	Pedlars	2
		Servants	1
		Towel sellers	1
		Travellers	1
		Turners of spits	1
		Washerwomen	8
		Totals	27
			(3.72%)
		Unspecified	2
			(0.28%)
		Grand totals	726
<i>Textiles (other than spinning)</i>			
Bobbin fillers	1		
Bone lace makers	1		
Carders	3		
Lace weavers	15		
Pipe fillers	16		
String weavers	2		
Wool carders	1		
Yarn twistors	1		
Totals	40		
	(5.51%)		

N.B. As pointed out in the text, several women followed more than one occupation. Ten of the knitters and 31 of the spinners, for example, combined their main trade with a subsidiary one. In several cases the second occupation was that of washerwoman. Apart from the women referred to above, 101 had no occupation appended to their name and 11 were described as unemployed. The latter group comprised 5 spinners of white warp, a knitter, a kersey spinner, a mentle warp spinner, a carder and spinner, a white webbing spinner and a teacher of children.

付録V 貧民ハウスに収容された人数

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	19	20	23	25	29	34	ハウス 総数
South Conesford	3	1	6	5	5	1	4	2	1	2														30
North Conesford	2	4	6	3	2	4	4	2	1	1		1					1							32
Ber Street	4	12	13	14	8	6	3	3	2	1						1	2	1						70
St. Stephen's	3	4	2	3	7	3	2	2	2	1					2									31
St. Peter's	2	6	7	3		2	2	2	1		1													26
St. Giles'	1	2	2			2		1	1						1									11
West Wymer	6	6	6	6	8	4	3	5		1	2		1		1	1	1		1					52
Middle Wymer	2	3	1		2	1	3		1			1												14
East Wymer	2	2	5	3	2	2	2		1			1			1									21
Costany	7	5	4	7	3	4	3	2	1	1	1	1	1									1	1	42
Collegate	4	8	14	4	6	2	3	1	2	2					1			1			1			49
Fyebridge	12	17	13	10	7	6	5		3	2		3				1		1	1	1				81
Totals	48	70	79	58	50	37	34	20	16	11	4	7	2	2	.43	.87	.83	.43	.43	.21	.21	.21	.21	459
%	10.45	15.25	17.21	12.63	10.89	8.06	7.40	4.35	3.48	2.39	.87	1.52	.43		1.08									

付録VI 世帯あたりの人数

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	Totals	%
South Conesford	8	9	7	10	5	3	1			1	44	5.56
North Conesford	10	13	11	10	2	4	3	2			55	6.95
Ber Street	21	27	25	17	10	6	3	2			111	14.15
St. Stephens	10	8	5	5	10	3	2	1	1	1	46	5.81
St. Peters	3	9	10	9	2	2					35	4.42
St. Giles	8	3	7	3	2	2					25	3.16
West Wymer	27	22	20	9	13	7	2			1	101	12.76
Middle Wymer	10	9	1	2	2	1	2				27	3.41
East Wymer	11	6	10	5	4	1	1				38	4.86
Costany	21	21	17	9	10	5	3				86	10.87
Collegate	21	28	23	6	11	2					92	11.63
Fyebridge	20	48	27	16	9	7	1	1	1	1	130	16.43
Totals	170	203	163	101	80	43	18	6	2	4	790	c.100.00
%	21.49	25.60	20.66	12.76	9.98	5.43	2.52	.75	.25	.50		

N.B. 440 or 55.62% of the households had resident offspring.

付録Ⅶ ノリッジでの在住期間

居住年数	人数	%
—1— 5	57	8.41
6—10	91	13.20
11—15	40	5.80
16—20	73	10.59
21—25	17	2.46
26—30	23	3.33
31—35	7	1.01
36—40	21	3.04
41—45	3	.43
46—50	2	.29
Over 50	2	.29
ノリッジ生まれ	352	51.08
合計	689	c.100

¹ Information not given in every entry.

付録Ⅷ ノリッジ市内のアルダーマンあるいは評議員の所有不動産

A=Alderman CC=Common Councilor

Name	Period and area of office			Area of property	No. of houses	Numbers of individuals housed	
John Aldrich	CC	Wymer	1541—1542	North Conesford	2	13	
			1543—1545	Coslany	1	13	
John Andrewes	A	Ber Street	1545—1582	Fyebridge	2	7	
			1580—1585	Ber Street	3	9	
John Bacon	CC	Wymer	1555—1560	Colegate	1	4	
John Baliston	CC	Mancroft	1561—1566				
			1567—1569	South Conesford	1	4	
			1572—1578				
John Balles	CC	Wymer	1580—1581	Colegate	1	3	
Richard Banges	CC	Ultra Aquam	1550—1551	North Conesford	1	7	
			1558—1559				
			1561—1567				
			1576—1578				
			1580—1582				
			1583—1587				
			1588—1589				
Chris. Baret	CC	Mancroft	1558—1567	West Wymer	1	4	
			1573—1576				
			1580—1584				
			1587—1589				
Ellis Bate	CC	Wymer	1591—1592				
			1555—1564	North Conesford	1	4	
Thomas Bemond	A	St. Giles'	1564—1575				
			1532—1536	St. Stephen's	1	1	
	CC	Wymer	1537—1539				
			1542—1544				
			1548—1560				
			A	West			
			Wymer	1560—1570			
William Blome	CC	Conesford	1570—1583				
			1576—1578	Ber Street	2	4	
Edward Brady	CC	Ultra					
			Aquam	1551—1552	St. Stephen's	1	2
John Brantingham	CC	Wymer	1569—1572				
			1569—1570	East Wymer	1	3	
			1573—1580				
Cuthbert	CC	Mancroft	1568—1572	Ber Street	1	5	
Brierton			1573—1577	St. Stephen's	1	2	
			1578—1587				
			A	Mancroft	1587—1598		
John Brierton	CC	Mancroft	1567—1580	South Conesford	1	8	
				St. Giles'	1	14	
Thomas Browne	CC	Mancroft	1569—1572	St. Stephen's	2	13	
George Collison	CC	Mancroft	1562—1563	Ber Street	1	5	
			1568—1580	St. Stephen's	3	22	
			1555—1577	St. Peter's	1	4	
William Cosen	CC	Wymer	1554—1556	West Wymer	1	11	
			1559—1574				

十六世紀イギリス旧救貧法の成立（一）（大場四千男）

Name	Period and area of office			Area of property	No. of houses	Numbers of individuals housed
Thomas Cully	CC	Ultra	1544-1545	South Conesford	2	10
		Aquam	1547-1553			
			1559-1560			
			1561-1571			
	A	South Conesford	1571-1585			
William Dady	CC	Conesford	1566-1570	Ber Street	1	4
Stephen Davy	CC	Wymer	1555-1556	West Wymer	3	9
			1559-1569			
			1573-1575			
Thos. Dethick	CC	Wymer	1567-1568	Fyebridge	1	5
Thomas Farror	CC	Wymer	1546-1549	East Wymer	1	5
			1553-1555			
			1568-1571			
			1572-1574			
			1575-1576			
James Fisher	CC	Wymer	1581-1582	East Wymer	1	3
Henry Galiard	CC	Wymer	1584-1600	St. Peter's	1	3
			1601-1615			
Thomas Gleane	CC	Mancroft	1560-1571	St. Peter's	1	3
	A	South Conesford	1571-1603			
Peter Gold	CC	Ultra				
Thomas Gooch	CC	Wymer	1569-1580	Coslany	1	6
			1552-1554	North Conesford	3	18
			1564-1568			
			1571-1584			
Matthew Harman	CC	Mancroft	1572-1573	St. Stephen's	1	6
John Hayward	CC	Conesford	1580-1582	Ber Street	1	1
Thomas Jackson	CC	Wymer	1555-1556	Colegate	1	2
			1566-1568			
			1578-1579			
Robert Kemp	CC	Conesford	1571-1580	Ber Street	1	6
John King	CC	Ultra	1582-1590	Coslany	1	8
		Aquam				
John Lowe	CC	Conesford	1545-1567	Ber Street	1	6
John Marcon	CC	Ultra	1551-1554	Fyebridge	2	8
		Aquam	1561-1564			
Robert Mayhew	CC	Mancroft	1561-1568	St. Peter's	1	3
			1571-1573			
John Miller	CC	Conesford	1573-1574	Ber Street	2	11
John Mondford	CC	Conesford	1561-1563	South Conesford	3	15
Francis Morley	CC	Ultra	1572-1574	Colegate	1	6
		Aquam	1574-1577			
		Wymer	1578-1585			
Richard Nixon	CC	Conesford	1589-1599	South Conesford	1	7
Thomas Norford	CC	Ultra	1559-1561	Coslany	1	7
		Aquam	1567-1572			
Thomas Norgate	CC	Wymer	1569-1570	Colegate	1	2
			1572-1573	Fyebridge	2	3
		Ultra				
		Aquam	1570-1571			
			1573-1576			
			1579-1580			

Name	Period and area of office			Area of property	No. of houses	Numbers of individuals housed
Edward Overton	CC	Conesford	1558–1565 1566–1572	South Conesford	1	2
Thomas Parker	CC	Wymer	1546–1559	North Conesford	1	2
	A	Ber Street	1559–1570	East Wymer	1	1
				Fyebridge	4	39
John Peck	CC	Wymer	1580–1583	North Conesford	1	7
				Middle Wymer	1	3
				Fyebridge	1	5
Edm. Peckover	CC	Ultra	1557–1559	Coslany	1	8
		Aquam	1563–1564 1567–1572 1573– <i>obit</i>			
Peter Peterson	CC	Mancroft	1558–1571 1582–1603	Morth Conesford	1	2
Thomas Pettus	CC	Wymer	1554–1555 1559–1567 1568–1569 1570–1576 1577–1578	South Conesford Fyebridge	1 1	3 7
	A	St. Giles’ Fyebridge	1576–1577 1578–1598			
Matthew Plombe	CC	Ultra	1558–1560	Colegate	1	8
		Aquam	1562–1575 1580–1582			
Edward Pye	CC	Ultra	1553–1554	Colegate	4	30
		Aquam	1556–1564 1567–1570 1571–1572 1573–1580	Fyebridge	3	14
Ralph Pynne	CC	Wymer	1559–1577	East Wymer	1	6
John Pye	CC	Mancroft	1542–1545 1546–1548	St. Stephen’s	1	6
Robert Quasshe	CC	Mancroft	1568–1571	St. Peter’s	1	2
Thomas Raye	CC	Wymer	1577–1578	West Wymer	1	4
Bartholomew Rede	CC	Mancroft	1577–1580 1584–1585 1594–1595	St. Giles’	1	3
John Rede	CC	Ultra	1548–1549	Colegate	1	1
		Aquam	1550–1557 1559–1560	Fyebridge	2	14
	A	South Conesford	1569–1572			
Thomas Rooke	CC	Mancroft Conesford	1575–1576 1580–1581 1589–1590 1592–1598	Ber Street Colegate	2 1	7 10
Francis Rugg	CC	Ultra				
		Aquam	1565–1573	Middle Wymer	1	7
	A	East Wymer	1573–1610			
Henry Shipdam	CC	Conesford	1599–1593 1599–1602	North Conesford Ber Street West Wymer	2 2 1	6 21 8

十六世紀イギリス旧救貧法の成立（一）（大場四千男）

Name	Period and area of office			Area of property	No. of houses	Numbers of individuals housed
Chris. Some	CC	Ultra				
		Aquam	1548-1558	Coslany	1	4
	A	Coslany	1559-1600			
John Sotherton	CC	Wymer	1555-1566	Middle Wymer	4	10
			1568-1577	Coslany	1	34
	A	St. Giles'	1577-1584			
Nich. Sotherton	CC	Ultra	1558-1569	Fybridge	1	2
		Aquam	1570-1573			
			1574-1577			
	A	St. Giles'	1577-1588			
Rich. Spurling	CC	Wymer	1580-1581	Colegate	1	5
John staller	CC	Ultra				
		Aquam	1555-1557	Colegate	3	12
Ralph Stevenson	CC	Conesford	1561-1564	Ber Street	1	5
Augustine	CC	Wymer	1522-1526	North Conesford	2	31
Steward	A	South				
		Conesford	1526-1571	East Wymer	1	2
Robt. Suckling	CC	Wymer	1533-1559	South Conesford	1	6
	A	Colegate	1559-1590	Ber Street	2	8
				Middle Wymer	1	9
				East Wymer	1	2
Thos. Tesmond	CC	Conesford	1565-1568	Ber Street	1	4
			1571-1579			
John	CC	Conesford	1577-1580	Ber Street	1	6
Thirkettle			1586-1596			
Robt. Thornton	CC	Conesford	1579-1593	Ber Street	2	7
Rich. Thurston	CC	Ultra	1567-1573	Fybridge	1	3
		Aquam				
John Tompson	CC	Mancroft	1555-1558	St. Giles'	3	38
				St. Peter's	1	4
Robt. Tompson	CC	Mancroft	1568-1570	North Conesford	1	8
			1572- <i>obit</i>	St. Giles'	1	2
Robert Tooke	CC	Conesford	1554-1555	North Conesford	1	4
			1559-1568			
			1572-1573			
			1575-1576			
			1580-1581			
Ed. Warden	CC	Wymer	1532-1536	East Wymer	1	15
			1538-1545			
			1546-1554			
	A	Middle				
		Wymer	1555-1577			
		St. Giles'	1556-1556			
Rich. Watson	CC	Mancroft	1558-1562	St. Peter's	1	2
Thomas Whall	CC	Wymer	1550-1559	Fyebridge	3	13
	A	North				
		Conesford	1559-1575			
Thomas Winter	CC	Wymer	1555-1565	Middle Wymer	1	10
	A	East Wymer	1565-1573			

付録IX 各教区の貧民人口

教区名	召集総数	推定人数				貧民人数	各教区に おける貧民 の割合
		60 歳以上	男性の総数	16 歳以上 の成人	全人口		
South Conesford	101	12	113	283	472	147	31
North Conesford	110	12	122	305	508	180	36
Ber Street	217	25	243	607	1012	341	34
St. Stephen's	186	21	207	517	862	170	20
St. Peter's	207	24	231	578	963	109	11
St. Giles'	35	5	40	100	167	69	41
West Wymer	305	35	340	850	1417	298	21
Middle Wymer	208	24	232	580	967	69	7
East Wymer	258	29	287	718	1196	106	8
Coslany	227	27	254	635	1058	251	24
Colegate	172	20	192	480	800	246	31
Fyebridge	259	30	289	722	1203	373	31
合計	2285	265	2550	6375	10625	2359	22

The muster totals relate to the year 1569, a year in which there was a very full return and one which is as complete as we are likely to get. The over 60s have been estimated by quadrupling the number of poor in that age-group, on the assumption that roughly similar numbers survived throughout the city, and adding five to make an even 2550. They have been distributed among the wards in approximately the same proportion as the under 60s. The proportion of women to men among the poor was six to four and this has again been presumed to be general, as has the proportion of children (40%). The percentage of poor in each ward is to the nearest whole number. This would suggest that some 1100 men, or 43% of the presumed whole, were non-contributors to poor relief, a proportion which corresponds very closely both to the numbers of wage-earners one would expect to find in a large city and to the proportion of non-freemen. It would be clearly incorrect to claim too much for the suggested distribution of the poor about the city when the percentages are based on assumed numbers of over 60s, women and children, but the broad picture provided is unlikely to be too wide of the mark.